

1 災害関連死事例集作成の経緯、目的等

(1) 経緯・目的

災害時において、避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死を少しでも減らすよう、政府全体として避難所の生活環境等の改善に取り組んできている。

災害関連死に関する報告書としては、復興庁から東日本大震災に係るものとして「東日本大震災における震災関連死に関する報告」（平成 24 年 8 月 21 日 震災関連死に関する検討会）、「福島県における震災関連死防止のための検討報告」（平成 25 年 3 月 29 日 復興庁）が、熊本県から平成 28 年熊本地震に係るものとして「震災関連死の概況について」（平成 30 年 3 月 12 日及び令和 3 年 4 月 9 日 熊本県報道資料）、「災害弔慰金・災害障害見舞金の認定状況」（令和 4 年 4 月 13 日 熊本県報道資料）がそれぞれ公表されている。

災害関連死を減らすためにも、まずはその数を把握することが重要であると考えられることから、平成 31 年 4 月に、内閣府において災害関連死を「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）」と定義し、関係省庁と共有するとともに、都道府県等に周知したところである。

災害弔慰金は、災害を直接の死因として死亡した場合だけではなく、災害に起因して生活環境の悪化などによって死亡した場合などの、いわゆる災害関連死の場合も、市町村が災害により死亡したと認定した場合には支給の対象としており、その死亡の原因が災害に関連するものであるかどうかについては、市町村がいわゆる相当の因果関係により判断することとされている。

こうしたことから、市町村における災害関連死認定基準や審査会等の例とともに、災害関連死の認定・不認定例、裁判例を事例集として示すことにより、市町村による災害関連死の認定が円滑、適切に行われることを目的として本事例集を作成したものである。

災害関連死を少しでも減らすためには、現場において具体的な事情等に即した対策が講じられることが重要であることから、本増補版の作成に当たっては、個別事例から災害関連死に至った経緯における様々な事情を抽出し、多くのケースに該当した事情等が一目で把握できるように、また、それぞれの事情等から具体的なケースを参照できるよう、整理した。

地方公共団体におかれては、災害関連死の防止に向け、本事例集をより積極的にご活用いただきたい。

(2) 本事例集の構成

本事例集の主な構成は次のとおり。

- ・市町村における災害関連死認定の考え方
- ・災害関連死の事例
- ・災害関連死に係る裁判例

このほか、参考として、

- ・ 東日本大震災における震災関連死に関する報告（平成 24 年 復興庁）
 - ・ 福島県における震災関連死防止のための検討報告（平成 25 年 復興庁）
 - ・ 震災関連死の概況について（平成 30 年及び令和 3 年 熊本県）
 - ・ 災害弔慰金・災害障害見舞金の認定状況（令和 4 年 熊本県）
- 等を掲載している。

2 災害関連死の考え方等

（1）災害関連死の定義

地震による建物の倒壊や津波などによる直接的・物理的な原因ではなく、災害による負傷の悪化や避難生活等の身体的負担による疾病により死亡する、いわゆる「災害関連死」については、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災、平成 23 年に発生した東日本大震災、平成 28 年に発生した熊本地震など、大規模な災害が発生した際、報道等において取り上げられたが、政府における明確な定義はなかった。

政府においては、従来から、災害時において避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死を少しでも減らすよう、政府全体として避難所の生活環境の改善に取り組んできたところであるが、災害関連死を減らすためには、まずはその数を把握することが重要であるという認識の下で、平成 31 年 4 月に次のように災害関連死の定義を定め、関係省庁と共有するとともに自治体への周知を行った。

【災害関連死の定義】

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

なお、定義では、「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡」とあるところ、避難生活等における身体的負担によるものであれば、精神疾患による自殺も含まれることとしている。（参考資料（2）災害関連死定義の解説②参照）

（2）市町村における災害関連死認定の考え方

① 東日本大震災後の厚生労働省からの情報提供

東日本大震災後、災害弔慰金等の支給事務の参考に資するため、「災害関連死に対する災害弔慰金等の対応（情報提供）」（平成 23 年 4 月 30 日付け事務連絡）にて、厚生労働省から都道府県に対し、過去の災害における事例として、新潟中越地震の例の情報提供が行われた。（参考資料（3）参照）

② 災害関連死認定の考え方の例（参考資料（4）参照）

災害関連死の認定に当たっては、市町村等において、災害関連死の認定基準を定め、市町村等の審査会において、個々の事案ごとに審査されている。

以下は、市町村等の認定基準の事例について、対象災害や認定基準の観点から、今後、認定基準を作成する自治体の参考となるよう整理したものである。

ア 対象災害について

東日本大震災や熊本地震など災害を特定して認定基準を定めているもの（例：岩手県（資料①）、常総市（資料②）、熊本市（資料③）、倉敷市（資料④））がある一方、特定の災害に限定することなく認定基準を定めているもの（例：岐阜市（資料⑤））がある。

イ 市町村等で定めている認定基準の構成

災害関連死として認定する上で、相当因果関係が認められる場合などとして、以下の例がある。

- (ア) 基本的な考え方のみを規定している認定基準（例：常総市（資料②））
- (イ) 災害と死亡との関連性があると推定される事項（例：環境の激変、医療環境・介護環境の激変）を規定している認定基準（例：熊本市（資料③）、倉敷市（資料④）、岐阜市（資料⑤））
- (ウ) 災害と死亡との関連性がないと判断し得る事項（例：災害後に、災害とは明らかに別の原因で発病した疾病が原因で死亡した場合、偶然による事故）を相当因果関係がないと認められるものと規定している認定基準（例：岩手県（資料①）、熊本市（資料③）、倉敷市（資料④）、岐阜市（資料⑤））
- (エ) その他因果関係の判断に当たっての留意事項（例：災害のショック、ストレスが原因と主張される場合には、死亡原因となった疾病等が、災害に遭遇したり目撃したりしたことで生じたものか否かについて、医学的に判断する。）を規定している認定基準（例：岩手県（資料①）、熊本市（資料③）、倉敷市（資料④））

資料名等	自治体名	備考
平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波災害関連死認定基準	岩手県※	資料①
常総市平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害関連死認定基準	茨城県常総市	資料②
平成 28 年熊本地震関連死認定基準 （平成 28 年 4 月 14 日発災）	熊本県熊本市	資料③
平成 30 年 7 月豪雨災害関連死認定基準	岡山県倉敷市	資料④
岐阜市災害関連死認定基準	岐阜県岐阜市	資料⑤

※岩手県においては、災害弔慰金等審査事務を県に委託している市町村は、共通の審査基準により審査を行っている。

③ 審査会等の構成

審査会の構成は、医師、弁護士のほか、学識経験者や自治体職員（例：気仙沼市（資料⑥））を審査会委員として条例に列記している例や、医師、弁護士以外の委員は、「その他市長が必要と認める者」とし、別途定めた規則に、医療ソーシャルワーカーや学識経験者その他市長が適当と認める者（例：広島市（資料⑦））を規定している例がある。

資料名等	自治体名	備考
災害弔慰金の支給等に関する条例	宮城県気仙沼市	資料⑥
広島市災害弔慰金の支給等に関する条例 広島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	広島県広島市	資料⑦

3 災害関連死の認定例・不認定例について

平成 31 年 4 月に災害関連死の定義を定め、都道府県から災害関連死の報告を求めている。これを受けて、本事例集においては、災害関連死の定義後の令和元年度以降、令和 3 年度までに審査された事例について、都道府県に事例の詳細が分かる資料の提供を依頼し、そのうち都道府県から提出された資料や自治体へのヒアリング等を基に、内閣府において情報を整理し、分析を行った。

併せて、平成 28 年熊本地震の平成 30 年度以前の審査事例についても、熊本県に事例の詳細が分かる資料の提供を依頼し、熊本県から提出された資料やヒアリング等を基に、情報を整理し、分析を行った。

なお、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震の災害関連死については、参考資料 (5) ア、イ及び(6)のように整理、分析されており、併せて参照されたい。

(1) 審査案件の状況

死亡時の年代、災害発生から死亡までの期間、死因区分等を性別に整理したものは、下記のとおり。

本事例集において取り扱った事例は、災害関連死として認定された事例は 127 件、認定されなかった事例は 75 件である。

① 災害別・性別審査結果

亡くなった方 127 名中、男性 69 名(約 54%)、女性 58 名(約 46%)であった。

災 害 名	認定			(参考) 不認定		
	男	女	合計	男	女	合計
東日本大震災	9	8	17	20	10	30
平成 27 年関東・東北豪雨	—	1	1	—	—	—
平成 28 年熊本地震	12	8	20	1	1	2
平成 28 年台風第 10 号	1	—	1	—	—	—
平成 29 年台風第 21 号	—	1	1	—	—	—
平成 30 年 7 月豪雨	21	20	41	16	9	25
北海道胆振東部地震	1	2	3	4	1	5
令和元年台風第 15 号	5	7	12	—	—	—
令和元年台風第 19 号	17	10	27	—	5	5
令和元年 10 月 25 日からの大雨	1	—	1	—	—	—
令和 2 年 7 月豪雨	1	1	2	4	4	8
令和 3 年 2 月福島県沖地震	1	—	1	—	—	—
合 計	69	58	127	45	30	75
割 合	54.3%	45.7%	—	—	—	—

なお、東日本大震災においては、岩手県、宮城県及び福島県の3県で、1,263名中男性602名(約48%)、女性650名(約51%)、不明11名(0.9%)であった[※]。

※ 「東日本大震災における震災関連死に関する報告」(平成24年8月21日 震災関連死に関する検討会)から。以下同じ。

	男	女	不明	合計
岩手県及び宮城県	273	256		529
福島県	329	394	11	734
合計	602	650	11	1,263

(備考) 1. 市町村からの提供資料(死亡診断書、災害弔慰金支給審査委員会で活用された経緯書等)に記載がない方については、氏名から推測し、分類。
2. 「(参考)全体の「合計」」には、岩手県、宮城県、福島県の3県以外の1都6県における震災関連死死者数を含んでいる。

また、熊本地震においては、218名中男性115名(約53%)、女性103名(約47%)であった[※]。

※ 「震災関連死の概況について」(令和3年4月9日 熊本県報道資料)から。以下同じ。

	男性	女性	合計
人数	115	103	218
割合	52.8%	47.2%	

② 既往症の有無(認定のみ)

亡くなった127名中112名(約88%)に何らかの既往症があった。

	あり	なし	不明	合計
人数	112	11	4	127
割合	88.2%	8.7%	3.1%	

※ 「あり」は具体的な病名が記述されている方に加え、要介護認定を受けている方や薬を服用している方等を含む。

なお、東日本大震災においては、1,263名中814名(約64%)に既往症があった。

	あり	なし	不明	合計
岩手県及び宮城県	373	73	83	529
福島県	441	31	262	734
合計	814	104	345	1,263

また、熊本地震においては、218名中190名(約87%)に既往症があった。

	あり	なし	不明	合計
人数	190	21	7	218
割合	87.2%	9.6%	3.2%	

※ 「あり」は具体的な病名が記述されている方に加え、要介護認定を受けている方や薬を服用している方等を含む。

③ 死亡時の年代

70歳代以上の方が127名中104名(約82%)だった。

年 齢	認 定				(参考) 不認定		
	男	女	合計	割合	男	女	合計
10歳代	1	—	1	0.8%	—	—	—
20歳代	—	—	—	—	—	—	—
30歳代	1	1	2	1.6%	1	—	1
40歳代	2	—	2	1.6%	—	—	—
50歳代	4	1	5	3.9%	1	2	3
60歳代	8	5	13	10.2%	9	4	13
70歳代	19	13	32	25.2%	17	8	25
80歳代	25	22	47	37.0%	14	6	20
90歳代	9	15	24	18.9%	3	8	11
100歳以上	—	1	1	0.8%	—	2	2
合 計	69	58	127	—	45	30	75

なお、東日本大震災においては、70歳以上の方が1,263名中1,094名(約87%)だった。

	0~9歳	10~	20~	30~	40~	50~	60~	70~	80~	90~	100~	不明	合計
岩手県及び宮城県	1			3	8	20	53	102	239	96	7		529
福島県			2	2	7	13	59	136	310	188	16	1	734
	1		2	5	15	33	112	238	549	284	23	1	1,263

また、熊本地震においては、70歳以上の方が218名中、169名(約78%)だった。

	0-9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	合計
人数	2	1	0	4	2	9	31	46	75	45	3	218
割合	0.9%	0.5%	0.0%	1.8%	0.9%	4.1%	14.2%	21.1%	34.4%	20.6%	1.4%	

④ 災害発生から死亡までの期間

発災から3か月以内に亡くなられた方が127名中76名(約60%)だった。

期 間	認 定				(参考) 不認定		
	男	女	合計	割合	男	女	合計
1週間以内	12	10	22	17.3%	4	1	5
1月以内	9	12	21	16.5%	—	1	1
3月以内	18	15	33	26.0%	4	4	8
6月以内	10	10	20	15.7%	4	8	12
1年以内	10	2	12	9.4%	9	3	12
3年以内	7	6	13	10.2%	10	3	13
3年以上	3	3	6	4.7%	14	10	24
合 計	69	58	127	—	45	30	75

なお、東日本大震災においては、3か月以内に亡くなられた方が1,263名中986名(約78%)だった。

	～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1年以内)	H23.4.11～ (1年超)	合計
岩手県及び宮城県	144	196	134	40	15		529
福島県	86	182	244	174	48		734
合計	230	378	378	214	63		1,263
累計	230(約18%)	608(約48%)	986(約78%)				

また、熊本地震においては、3か月以内に亡くなられた方が、218名中177名(約81%)だった。

	1週間以内 H28.4.14- H28.4.21	1ヶ月以内 H28.4.22- H28.5.13	3ヶ月以内 H28.5.14- H28.7.13	6ヶ月以内 H28.7.14- H28.10.13	1年以内 H28.10.14- H29.4.13	1年以上 H29.4.14-	合 計
人 数	53	71	53	27	9	5	218
割 合	24.3%	32.6%	24.3%	12.4%	4.1%	2.3%	

⑤ 原因区分別（複数選択）（認定分のみ）

「避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）」が97名（約53%）と最も多く、次に「電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担」の26名（約14%）となっている。

原因	人数	割合
避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）	97	52.7%
電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担	26	14.1%
医療機関の機能停止（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）	13	7.1%
社会福祉施設等の介護機能の低下	12	6.5%
多量の塵灰の吸引	6	3.3%
交通事情等による治療の遅れ	0	0.0%
救助・救護活動の激務	0	0.0%
その他（倒壊した家屋による外傷など）	30	16.3%
合計	184	—

(注) 1 死亡原因の項目は、「東日本大震災における震災関連死に関する報告」（平成24年8月21日 震災関連死に関する検討会）及び「震災関連死の概況について」（平成30年3月12日 熊本県報道資料）における項目を参考として設定している。

2 都道府県から提出された災害関連死調査表を基に、内閣府において情報を整理し、原因と考えられるものを複数選択。

なお、東日本大震災においては、「避難所等における生活の肉体的・精神的疲労」が638名と最も多く、次に「避難所等への移動中の肉体的・精神的疲労」が401名となっていた。

	1-1 病院の機能停止による初期治療の遅れ	1-2 病院の機能停止（転院を含む）による既往症の増悪	1-3 交通事情等による初期治療の遅れ	2 避難所等への移動中の肉体的・精神的疲労	3 避難所等における生活の肉体的・精神的疲労	4-1 地震・津波のストレスによる肉体的・精神的負担	4-2 原発事故のストレスによる肉体的・精神的負担	5-1 救助・救護活動等の激務	5-2 多量の塵灰の吸引	6-1 その他	6-2 不明	合計
岩手県及び宮城県	39	97	13	21	205	112	1	1		110	65	664
福島県	51	186	4	380	433	38	33			105	56	1,286
合計	90	283	17	401	638	150	34	1		215	121	1,950

(備考) 1. 市町村からの提供資料（死亡診断書、災害弔慰金支給審査委員会で活用された経緯書等）を基に、復興庁において情報を整理し、原因と考えられるものを複数選択。

また、熊本地震においては、「地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担」が112名と最も多く、次に「避難所等生活の肉体的・精神的負担」が81名となっていた。

原因	人数	割合
地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担	112	40.0%
避難所等生活の肉体的・精神的負担	81	28.9%
医療機関の機能停止等（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）	46	16.4%
電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担	14	5.0%
社会福祉施設等の介護機能の低下	9	3.2%
交通事情等による治療の遅れ	2	0.7%
多量の塵灰の吸引	1	0.4%
救助・救護活動の激務	0	0.0%
その他（倒壊した家屋による外傷など）	15	5.4%
合計	280	

⑥ 死亡時の生活環境等区分（認定分のみ）

死亡（搬送）前の生活環境は、発災前から生活していた「自宅等」が最も多く127名中47名（約37%）となっている。

生活環境	人数	割合	
発災時にいた場所及びその周辺	1	0.8%	
避難所等への移動中	0	0.0%	
避難所滞在中	8	6.3%	
仮設住宅滞在中	7	5.5%	
民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中	8	6.3%	
親戚や知人の家に滞在中	4	3.1%	
発災前と同じ居場所に滞在中の場合	自宅等	47	37.0%
	病院	5	3.9%
	介護施設	5	3.9%
入院又は入所後、1か月以上経過し亡くなった場合	病院	32	25.2%
	介護施設等	4	3.1%
その他・不明	6	4.7%	
合計	127	—	

(注) 1 生活環境の項目は、「東日本大震災における震災関連死に関する報告」（平成24年8月21日 震災関連死に関する検討会）及び「震災関連死の概況について」（平成30年3月12日 熊本県報道資料）における項目を参考として設定している。

2 原則、病院に搬送される直前に生活していた場所を選択。

なお、東日本大震災においては、「その他のうち病院、介護施設等」が最も多く1,263名中、344名、次いで震災前と同じ「自宅等」が172名だった。

	1 震災発生時にいた場所及びその周辺	2 避難所等への移動中	3-1 避難所滞在中	3-2 仮設住宅滞在中	3-3 民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中	3-4 親戚や知人の家に滞在中	3-5 自宅等震災前と同じ居場所滞在中			4 その他(併せて具体的な滞在場所を記入すること)			合計
							自宅等	病院	介護施設等	病院	介護施設等	その他・不明	
岩手県及び宮城県	15	3	66	4	5	40	125	57	45	81	32	56	529
福島県	2	9	28	3	18	27	47	30	9	150	81	330	734
合計	17	12	94	7	23	67	172	87	54	231	113	386	1,263

(備考) 1. 原則、病院に搬送される直前に生活していた場所を記入。
2. ただし、亡くなった際の入院期間が1か月以上の場合は、「4. 病院」を記入。

また、熊本地震においては、「病院」に入院中や入院後に亡くなられた方が最も多く218名中85名、続いて発災前と同じ「自宅等」で81名となっている。

生活環境		人数	割合
発災時にいた場所及びその周辺		12	5.5%
避難所等への移動中		0	0.0%
避難所滞在中		10	4.6%
仮設住宅滞在中		1	0.5%
民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中		0	0.0%
親戚や知人の家に滞在中		8	3.7%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合	自宅等	81	37.2%
	病院	27	12.4%
	介護施設	17	7.8%
入院又は入所後、1ヶ月以上経過し亡くなった場合	病院	58	26.6%
	介護施設等	3	1.4%
その他・不明		1	0.5%
合計		218	

※ 原則、病院に搬送される直前に生活していた場所を選択

- ⑦ 死因区分（認定分のみ）（原則、国際疾病分類第10回修正版に分類される疾病ごとに分類）
 127名のうち「呼吸器系の疾患」42人と（約33%）「循環器系の疾患」37人（約29%）で亡くなられた方が全体の約6割を占めていた。

死 因 分 類	人 数	割 合
呼吸器系の疾患（肺炎、気管支炎など）	42	33.1%
循環器系の疾患（心不全、くも膜下出血など）	37	29.1%
内因性の急死、突然死	9	7.1%
自殺	6	4.7%
感染症（敗血症など）	6	4.7%
腎尿路生殖器系疾患（腎不全など）	6	4.7%
消化器系疾患（肝不全など）	1	0.8%
その他	20	15.7%
合 計	127	—

（備考）都道府県から提出された災害関連死調査表を基に、内閣府において情報を整理。

なお、熊本地震においては、「呼吸器系の疾患」（約29%）や「循環器系の疾患」（約28%）で亡くなられた方が全体の約6割を占めていた。

死 因 分 類	人 数	割 合
呼吸器系の疾患（肺炎、気管支炎など）	63	28.9%
循環器系の疾患（心不全、くも膜下出血など）	60	27.5%
内因性の急死、突然死等	29	13.3%
自殺	19	8.7%
感染症（敗血症など）	14	6.4%
腎尿路生殖器系疾患（腎不全など）	7	3.2%
消化器系疾患（肝不全など）	4	1.8%
その他（アナフィラキシーショック、出血性ショックなど）	22	10.1%
合 計	218	

(2) 災害関連死に関する個別の事情（事例集の記述から整理）

増補版の作成に当たり、後掲(3)ア「災害関連死として認定された事例」の「死亡までの経緯等」欄から災害関連死と認定された方の個別の事情等をキーワードで抽出し、該当する事情が一目で把握できるよう整理した。

なお、キーワードは、災害関連死に至った経緯に記載のある様々な事情について、影響の大きさ等とは関わりなく抽出・整理したものであり、その事情がどの程度災害関連死に影響を与えたかを示したものではないことに注意が必要である。

【例1】

事例番号	概要	個別の事情
事例 104	<p>発災時は入所施設が被災し、ベッド付近まで浸水。電気機器、空調が利用できない高温多湿の中、3日間を過ごした。避難先の施設で朝食摂取後、誤嚥による低酸素脳症で救急搬送され、入院となった。その後も誤嚥性肺炎と尿路感染症を繰り返し、被災から約半年後に転院したが、状態が好転することは無く嚥下機能など身体機能も低下し、被災から約8か月後に急性心不全により死亡した。</p> <p>被災により通常受けられる介護サービスが受けられなかったことや、避難・転院等を繰り返したことによる生活環境の激変によって心身に負荷がかかり、誤嚥性肺炎や急性心不全等の症状を引き起こしたと考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(7) 停電 ・(2) ③病院、介護施設における生活 ・(10) ③停電に伴う空調停止による高温（低温）下での生活（介護施設） ・(10) ①施設損壊による介護施設への影響 ・(1) 転居・移転（入退院を含む。）

【例2】

事例番号	概要	個別の事情
事例 105	<p>自宅が全壊の被害を受け、転倒により負傷する。車中泊をした後、受診した医療機関に2日程度滞在する。その後、入院するが、退院後は他県の知人宅に避難する。体調が悪化したため入退院した後、心不全のため入院。回復に向かったため退院するが、再度心不全で入院し、被災から約6か月後に、うっ血性心不全で死亡。</p> <p>地震のショック、余震への恐怖による身体的・精神的負担が持病の心不全などに影響し、死期を早めたと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(13) ①被災時の負傷 ・(5) 車中泊 ・(1) 転居・移転（入退院を含む。） ・(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）

別表

事例集の記述から関連死に至った経緯における個別の事情（事例集の記述からキーワードで抽出）	
(1) 転居・移転（入退院を含む）【70件】	
(2) 避難所外（在宅や親戚宅等）における生活環境	① 避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）【28件】
	② 自宅における生活【19件】
	③ 病院、介護施設における生活【6件】
	④ 応急仮設住宅における生活【3件】
(3) 避難所における生活環境	① 空調設備不足等による高温（低温）下での生活【3件】
	② 慣れない集団生活、周囲への気兼ねによるストレス等【3件】
	③ 高齢者等要配慮者をサポートできる体制への影響【1件】
	④ 直床での生活等による心身への負担【1件】
	⑤ 避難スペース不足によるプライベート空間確保困難等【2件】
(4) 服薬の中断【10件】	
(5) 車中泊【11件】	
(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）【20件】	
(7) 停電【20件】	
(8) 断水【11件】	
(9) 医療体制・医療施設	① 施設損壊等による病院施設の影響【3件】
	② 病院の被災等により入院の受入れができず、初期治療が遅延【3件】
	③ 病院の被災等に伴う転院【6件】
	④ 停電に伴う空調停止による高温（低温）下での生活（病院）【1件】
	⑤ 断水による病院施設への影響【1件】
	⑥ 停電に伴う在宅医療機器の停止【2件】
(10) 介護体制・介護施設	① 施設損壊等による介護施設への影響【6件】
	② 介護施設の被災等に伴う転所【8件】
	③ 停電に伴う空調停止による高温（低温）下での生活（介護施設）【3件】
	④ 停電による介護施設への影響【1件】
(11) 多量の塵灰の吸引	① 被災した自宅の復旧作業等における塵灰の吸引等【5件】
(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担【19件】	
(13) 災害による負傷	① 被災時の負傷【5件】
	② 避難生活時の負傷【4件】
(14) その他	① 被災・避難時における過酷な状況（身体が水に浸かる等）【7件】
	② 避難所等と自宅の往復生活による心身への負担【3件】

参照事例（複数選択あり）																				
31	32	35	37	38	40	42	43	44	46	48	51	52	53	56	59	60	62	63	64	
65	68	69	72	73	76	77	78	79	80	81	82	83	87	89	90	92	94	95	96	
97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	
117	119	120	121	122	123	124	125	126	127											
28	45	59	63	72	78	79	81	83	89	90	93	96	97	98	99	101	106	107	111	
117	121	122	123	124	125	126	127													
12	13	14	18	20	36	41	52	54	60	61	66	70	74	83	85	93	112	120		
5	28	59	72	96	104															
117	121	122																		
65	113	121																		
22	27	65																		
25																				
121																				
61	91																			
33	34	35	40	43	73	88	96	103	108											
6	7	20	32	58	59	65	81	94	105	115										
1	7	8	16	19	27	30	31	34	57	63	77	86	89	99	102	105	106	120	122	
2	11	12	13	14	15	18	20	29	39	48	53	55	61	66	67	71	104	108	120	
2	13	45	48	53	60	62	64	67	86	87										
3	48	123																		
10	15	39																		
21	56	60	92	114	116															
29																				
48																				
11	55																			
5	60	67	76	104	109															
28	35	46	49	71	72	80	96													
15	39	104																		
71																				
53	54	70	75	76																
2	9	17	23	24	44	47	50	62	70	75	84	85	88	97	99	100	101	113		
26	57	59	105	118																
7	43	82	110																	
4	42	61	69	97	101	111														
33	40	68																		

※ 上表は「災害関連死として認定された事例」の記述から災害関連死に至った経緯における個別の事情を整理したもの。このため、1つの事例が重複して該当する場合もある。
 （例、「停電による介護施設への影響」の場合、(7)及び(10)④に該当。）

(3) 災害関連死審査個別事例（認定・不認定事例）

個別事例は、下記のとおり。認定事例、不認定事例に分け、発災から死亡までの期間が短いものから、災害区分別に整理した。

掲載する事例は、個別ケースの概要である。実際の認定に当たっては、より詳細な情報を踏まえて総合的に判断されているものであることに留意されたい。

なお、事例の概要は、個人が特定できないよう配慮した記載としている。

【認定事例】

No.	発災から死亡までの期間	災害区分	性別	年代	死 因
1	1週間以内	豪雨	男性	50歳代	虚血性心疾患
2	1週間以内	豪雨	女性	30歳代	熱中症
3	1週間以内	豪雨	女性	90歳代	播種性血管内凝固症候群
4	1週間以内	豪雨	女性	80歳代	細菌感染症の疑い
5	1週間以内	地震	男性	80歳代	内因性心臓死
6	1週間以内	地震	男性	80歳代	肺梗塞
7	1週間以内	地震	男性	70歳代	致死性不整脈
8	1週間以内	地震	女性	80歳代	右視床出血
9	1週間以内	地震	男性	40歳代	心筋梗塞
10	1週間以内	地震	女性	80歳代	心筋梗塞
11	1週間以内	台風	男性	80歳代	低酸素血症
12	1週間以内	台風	女性	90歳代	熱中症の疑い
13	1週間以内	台風	男性	60歳代	熱中症
14	1週間以内	台風	女性	70歳代	くも膜下出血
15	1週間以内	台風	女性	80歳代	心不全
16	1週間以内	台風	女性	70歳代	不詳
17	1週間以内	台風	男性	50歳代	急性心筋梗塞の疑い
18	1週間以内	台風	女性	80歳代	致死性不整脈
19	1週間以内	台風	男性	80歳代	心臓死
20	1週間以内	台風	男性	40歳代	急性心筋梗塞の疑い
21	1週間以内	台風	男性	90歳代	肺炎
22	1週間以内	台風	男性	80歳代	誤嚥による窒息死
23	1か月以内	豪雨	男性	70歳代	心室細動
24	1か月以内	豪雨	女性	70歳代	急性大動脈解離
25	1か月以内	豪雨	男性	90歳代	肺炎
26	1か月以内	地震	男性	80歳代	徐脈性心不全
27	1か月以内	地震	女性	80歳代	溺水による窒息
28	1か月以内	地震	女性	90歳代	多臓器不全
29	1か月以内	地震	女性	80歳代	心不全急性増悪
30	1か月以内	地震	女性	90歳代	急性呼吸不全
31	1か月以内	地震	女性	80歳代	誤嚥性肺炎

32	1か月以内	地震	男性	50歳代	内因性心臓死
33	1か月以内	地震	女性	70歳代	肺炎
34	1か月以内	地震	男性	70歳代	縊死
35	1か月以内	地震	男性	90歳代	慢性閉塞性肺疾患
36	1か月以内	台風	男性	80歳代	慢性心不全憎悪
37	1か月以内	台風	女性	90歳代	老衰
38	1か月以内	台風	女性	50歳代	縊死
39	1か月以内	台風	女性	80歳代	肺炎
40	1か月以内	台風	女性	60歳代	肺塞栓症
41	1か月以内	台風	男性	90歳代	肺炎
42	1か月以内	台風	女性	70歳代	間質性肺炎
43	1か月以内	台風	男性	70歳代	右総腸骨動脈瘤破裂
44	3か月以内	豪雨	女性	80歳代	脳梗塞
45	3か月以内	豪雨	女性	60歳代	心筋梗塞
46	3か月以内	豪雨	女性	90歳代	うっ血性心不全
47	3か月以内	豪雨	男性	70歳代	脳梗塞
48	3か月以内	豪雨	男性	80歳代	誤嚥性肺炎
49	3か月以内	豪雨	女性	90歳代	急性代謝性脳症
50	3か月以内	豪雨	男性	80歳代	敗血症
51	3か月以内	豪雨	女性	90歳代	心不全
52	3か月以内	豪雨	女性	90歳代	急性心筋梗塞
53	3か月以内	豪雨	男性	80歳代	うっ血性心不全憎悪
54	3か月以内	豪雨	男性	70歳代	急性呼吸不全
55	3か月以内	地震	男性	80歳代	細菌性肺炎
56	3か月以内	地震	男性	80歳代	肺炎
57	3か月以内	地震	女性	80歳代	急性肺炎
58	3か月以内	地震	女性	100歳以上	急性心不全
59	3か月以内	地震	男性	80歳代	多発性骨髄腫
60	3か月以内	地震	女性	90歳代	肺炎
61	3か月以内	地震	男性	80歳代	急性心筋梗塞
62	3か月以内	台風	女性	80歳代	急性心不全
63	3か月以内	台風	男性	70歳代	肺炎による急性呼吸不全
64	3か月以内	台風	女性	90歳代	慢性腎不全
65	3か月以内	台風	男性	60歳代	心筋梗塞
66	3か月以内	台風	女性	60歳代	肺がん
67	3か月以内	台風	女性	80歳代	老衰
68	3か月以内	台風	男性	80歳代	末期腎不全
69	3か月以内	台風	男性	80歳代	呼吸不全(肺塞栓症の疑い)
70	3か月以内	台風	男性	80歳代	播種血管内凝固症候群
71	3か月以内	台風	男性	90歳代	肺炎
72	3か月以内	台風	女性	90歳代	老衰

73	3か月以内	台風	男性	70歳代	溺水
74	3か月以内	台風	男性	70歳代	肺炎
75	3か月以内	台風	男性	70歳代	間質性肺炎
76	3か月以内	台風	女性	80歳代	肺炎
77	6か月以内	豪雨	女性	70歳代	慢性心不全
78	6か月以内	豪雨	女性	70歳代	急性大動脈解離
79	6か月以内	豪雨	男性	70歳代	肺炎
80	6か月以内	豪雨	女性	80歳代	肺炎
81	6か月以内	豪雨	女性	70歳代	心室細動
82	6か月以内	豪雨	女性	70歳代	急性硬膜下血腫
83	6か月以内	豪雨	男性	50歳代	急性心筋梗塞
84	6か月以内	豪雨	男性	60歳代	脳幹部出血
85	6か月以内	豪雨	男性	80歳代	肺炎
86	6か月以内	豪雨	女性	70歳代	呼吸不全
87	6か月以内	豪雨	男性	80歳代	誤嚥性肺炎
88	6か月以内	豪雨	女性	60歳代	くも膜下出血
89	6か月以内	豪雨	女性	80歳代	慢性呼吸不全
90	6か月以内	豪雨	男性	80歳代	間質性肺炎
91	6か月以内	地震	男性	90歳代	肺炎
92	6か月以内	地震	男性	70歳代	敗血症
93	6か月以内	地震	女性	70歳代	多発外傷
94	6か月以内	地震	男性	70歳代	急性腎不全
95	6か月以内	地震	男性	90歳代	急性呼吸不全
96	6か月以内	台風	女性	80歳代	老衰
97	1年以内	豪雨	男性	70歳代	肺腺がん
98	1年以内	豪雨	男性	80歳代	慢性閉塞性肺疾患
99	1年以内	豪雨	男性	70歳代	胆管炎
100	1年以内	豪雨	男性	70歳代	甲状腺未分化がん
101	1年以内	豪雨	男性	70歳代	急性心筋梗塞
102	1年以内	豪雨	女性	90歳代	急性腎不全
103	1年以内	豪雨	男性	70歳代	肺炎
104	1年以内	豪雨	男性	80歳代	急性心不全
105	1年以内	地震	女性	80歳代	うっ血性心不全
106	1年以内	地震	男性	30歳代	縊死
107	1年以内	地震	男性	80歳代	重症感染症
108	1年以内	台風	男性	80歳代	老衰
109	3年以内	豪雨	女性	80歳代	敗血症
110	3年以内	豪雨	女性	80歳代	急性腎不全
111	3年以内	豪雨	女性	90歳代	肺炎
112	3年以内	豪雨	男性	70歳代	多臓器不全
113	3年以内	豪雨	男性	70歳代	敗血症

114	3年以内	地震	男性	60歳代	虚血性心疾患
115	3年以内	地震	女性	90歳代	心原性脳塞栓症
116	3年以内	地震	男性	90歳代	肺炎
117	3年以内	地震	女性	80歳代	胸部大動脈破裂の疑い
118	3年以内	台風	女性	70歳代	頭部外傷後遷延性意識障害
119	3年以内	台風	男性	80歳代	特発性間質性肺炎
120	3年以内	台風	男性	90歳代	誤嚥性肺炎
121	3年以内	台風	男性	60歳代	間質性肺炎
122	3年超	地震	女性	60歳代	脳挫傷
123	3年超	地震	女性	70歳代	慢性腎不全
124	3年超	地震	女性	80歳代	悪液質
125	3年超	地震	男性	60歳代	急性冠症候群の疑い
126	3年超	地震	男性	60歳代	低酸素脳症
127	3年超	地震	男性	10歳代	窒息

【不認定事例】

No.	発災から死亡までの期間	災害区分	性別	年代	死 因
128	1週間以内	豪雨	男性	70歳代	不詳の内因死（炎症性腸疾患）
129	1週間以内	地震	男性	80歳代	火災による一酸化炭素中毒
130	1週間以内	地震	男性	70歳代	急性硬膜下血腫
131	1週間以内	地震	男性	70歳代	循環器系疾患
132	1週間以内	台風	女性	70歳代	多発外傷
133	1か月以内	地震	女性	90歳代	肺炎
134	3か月以内	豪雨	男性	70歳代	急性循環不全
135	3か月以内	豪雨	男性	60歳代	急性胆管炎
136	3か月以内	豪雨	女性	90歳代	老衰
137	3か月以内	豪雨	男性	80歳代	脳梗塞
138	3か月以内	地震	男性	60歳代	右上葉肺腺がん
139	3か月以内	台風	女性	60歳代	多発肺転移
140	3か月以内	台風	女性	60歳代	脳幹出血
141	3か月以内	台風	女性	90歳代	老衰
142	6か月以内	豪雨	女性	90歳代	上行結腸がん
143	6か月以内	豪雨	男性	50歳代	急性心筋梗塞
144	6か月以内	豪雨	男性	60歳代	肝細胞がん
145	6か月以内	豪雨	女性	80歳代	老衰
146	6か月以内	豪雨	女性	60歳代	肺不全
147	6か月以内	豪雨	女性	70歳代	内因性心臓死
148	6か月以内	豪雨	男性	70歳代	肺炎
149	6か月以内	豪雨	女性	100歳以上	心筋梗塞
150	6か月以内	豪雨	女性	90歳代	肺炎

151	6か月以内	地震	女性	70歳代	慢性腎不全
152	6か月以内	地震	男性	30歳代	内因性心臓死の疑い
153	6か月以内	台風	女性	80歳代	多発性脳梗塞
154	1年以内	豪雨	男性	60歳代	胃がん
155	1年以内	豪雨	女性	100歳以上	悪性リンパ腫再発
156	1年以内	豪雨	男性	70歳代	インフルエンザ
157	1年以内	豪雨	男性	90歳代	真菌血症
158	1年以内	豪雨	男性	90歳代	出血性貧血
159	1年以内	豪雨	女性	80歳代	急性心筋梗塞
160	1年以内	豪雨	女性	70歳代	心タンポナーデ
161	1年以内	豪雨	男性	80歳代	肺炎
162	1年以内	豪雨	男性	80歳代	肝細胞がん
163	1年以内	豪雨	男性	80歳代	肺がん
164	1年以内	地震	男性	70歳代	溺水
165	1年以内	地震	男性	70歳代	胆のう癌及び肝転移
166	3年以内	豪雨	女性	90歳代	多臓器不全
167	3年以内	豪雨	男性	70歳代	脳出血（推定）
168	3年以内	豪雨	男性	60歳代	急性心不全
169	3年以内	豪雨	男性	80歳代	慢性うっ血性心不全
170	3年以内	豪雨	女性	50歳代	不詳
171	3年以内	豪雨	女性	80歳代	上部消化管出血
172	3年以内	豪雨	男性	70歳代	誤嚥性肺炎
173	3年以内	豪雨	男性	70歳代	急性心筋梗塞
174	3年以内	豪雨	男性	80歳代	リウマチ性胸膜炎
175	3年以内	地震	男性	80歳代	呼吸不全
176	3年以内	地震	男性	60歳代	転移性肝腫瘍
177	3年以内	地震	男性	60歳代	前立腺癌
178	3年以内	地震	男性	80歳代	誤嚥による窒息
179	3年超	地震	男性	70歳代	急性硬膜外血腫
180	3年超	地震	男性	80歳代	胆のう炎
181	3年超	地震	男性	70歳代	心筋梗塞の疑い
182	3年超	地震	男性	80歳代	多臓器不全
183	3年超	地震	男性	80歳代	急性虚血性心疾患
184	3年超	地震	女性	90歳代	老衰
185	3年超	地震	男性	70歳代	腓尾部がん
186	3年超	地震	男性	70歳代	多系統萎縮症
187	3年超	地震	男性	60歳代	間質性肺炎
188	3年超	地震	男性	70歳代	転移性脳腫瘍
189	3年超	地震	男性	70歳代	筋萎縮性側索硬化症
190	3年超	地震	女性	90歳代	多発性脳梗塞
191	3年超	地震	女性	70歳代	髄膜腫

192	3年超	地震	女性	70歲代	慢性心不全急性憎惡
193	3年超	地震	女性	50歲代	敗血症
194	3年超	地震	男性	60歲代	感染性心内膜炎
195	3年超	地震	男性	90歲代	肺炎
196	3年超	地震	男性	80歲代	老衰
197	3年超	地震	女性	70歲代	非代償性肝硬變
198	3年超	地震	女性	60歲代	腦幹出血
199	3年超	地震	女性	80歲代	直腸癌
200	3年超	地震	女性	70歲代	肺癌
201	3年超	地震	男性	80歲代	誤嚥性肺炎
202	3年超	地震	女性	80歲代	多臟器不全

(ア) 災害関連死として認定された事例

【1】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・50歳代
死因	虚血性心疾患
死亡までの経緯等	<p>狭心症による心臓機能障害のため身体障害者手帳4級を所持していたが、状態は安定しており、派遣社員として就労していた。</p> <p>発災時、自宅の周辺や外出していた子供たちが避難した親戚宅周辺は豪雨災害により広範囲にわたり浸水被害を受けたことにより、交通が遮断されていた。</p> <p>同日夜、親戚宅に避難していた子供が激しい腹痛を訴えているとの内容の連絡を同行していた家族から受けたにもかかわらず、災害により交通が遮断されていることで、子供のもとに行き状況を確認することができなかった。さらに、勤務先から帰宅途中、渋滞に巻き込まれた妻からもパニック状態で電話がかかっていた。家族のことを大変心配したが、交通が遮断されており、子供のもとに行って状況を確認して対応することができず、翌日未明まで長時間にわたり心理的負荷を受け続け、翌朝、自宅にて虚血性心疾患で死亡した。</p> <p>心労により持病の心臓機能障害が悪化し死亡につながったと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）
--------	---

【2】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・30歳代
死因	熱中症
死亡までの経緯等	<p>既往歴はなく、豪雨による自宅への被害はなかったが、停電、断水していた。勤務先のスーパーマーケットが被災したことから、被災直後から、勤務先の片付け等に従事。</p> <p>被災から3日目に勤務先から帰宅した際に、熱中症のような症状が出ていたとのこと。翌朝、起きてこなかったため、母親が部屋を確認したところ、倒れているのを発見。救急搬送したが、死亡が確認された。</p> <p>災害により職場が被災し、片付けなどに尽力していた中で、肉体的負担が増加し熱中症を発症し死亡したと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(7) 停電</p> <p>(8) 断水</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p>
--------	--

【3】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	播種性血管内凝固症候群
死亡までの経緯等	<p>入院中の医療機関が水没し、発災翌日に入院患者の避難措置等を行った。</p> <p>避難措置の翌日に急激に容態が悪化し、死亡した。</p> <p>当該医療機関に対するヒアリングにおいて、看護体制が不十分であったことに言及があったこと、及び、避難措置等を行った当日及び翌日の看護記録等の利用記録が欠如していることから、少なくともそれらの日において、医療・看護体制が不十分であったものと考えられ、死亡当日の急激な容態の悪化に関して、前日の看護体制不十分さが原因となった可能性を排斥できない。</p> <p>また、入院中に狭心症が認められ、死亡当日に急性心不全となった可能性は否定できないが、平時の医療体制が行われていれば、適切な延命措置が取られ、少なくとも延命できた可能性が存在する。</p> <p>医療記録上も上記推認過程を疑わせる特段の事情も認められないことから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(9) ①施設損壊等による病院施設の影響
--------	----------------------

【4】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	細菌感染症の疑い
死亡までの経緯等	<p>発災前には結核、廃用症候群等の既往があったが、退院後は自宅にて療養していた。</p> <p>発災時は早朝に付近一帯が被災し、自宅が床上浸水した。消防団により救助されたが救急車がすぐに来られない状況であり、軽トラックで避難したため全身濡れながらの移動となった。近隣の施設に入居したが食欲は無く、水分のみの摂取しかできなかった。夕方頃から手指の冷え、発汗、チアノーゼ等がみられ、夜間帯も酸素吸入を継続した。翌朝、呼びかけに応じず呼吸困難であったため救急搬送されたが、細菌感染症の疑いにより同日中に死亡した。</p> <p>発災により雨中での避難を強いられ身体に著しい負荷を受けたことで体力が低下し、死因と思われる細菌感染症の発症に至ったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(14) ①被災・避難時における過酷な状況（身体が水に浸かる等）
--------	----------------------------------

【5】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	内因性心臓死
死亡までの経緯等	<p>被災の約1年前に市内のグループホームに入所し、個室で生活していた。約3年前の事故で脳挫傷、頸椎骨折しており、日常的に後頭部に痛みがあり、薬を服用していた。食欲、睡眠はとれており、認知症と慢性関節リウマチのため歩行が困難であったが、それ以外問題はなく、元気であった。</p> <p>本震や相次ぐ余震の影響で建物の一部が崩壊。本震の翌日、入所者の安全確保のため、施設1階に入所者を集め施設職員が見守っていた。コミュニケーションが苦手であり、他の入所者と一緒にいることに抵抗していた。入所者全員を集めていたため、スペースに余裕がなく、座布団を敷いて休んでいた。</p> <p>その翌朝、施設職員が声をかけるが手足が冷たく、意識がない状態であることに気づき、救急車を呼ぶが、その場で死亡が確認された。検視の結果、内因性心臓死で急死したと判断された。</p> <p>地震による避難行動が身体的・精神的負担となり、内因性心臓死により急死したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ③病院、介護施設における生活</p> <p>(10) ①施設損壊等による介護施設への影響</p>
--------	---

【6】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	肺梗塞
死亡までの経緯等	<p>約3年前から降圧剤を服用し、月に1回市内の病院に通院しているほかは、日常生活に支障はなかった。</p> <p>発災後、別世帯の長男夫婦と一緒に車で避難し、一晩中、座った状態で眠れずにいた。日中は自宅に戻り、自宅の片づけを行ったが、再度強く揺れた際、再び長男夫婦と一緒に車で避難し、車中泊を続けた。車内に布団を敷く等の工夫を行うが、効果は低かった。次の日以降も余震が続くため車で避難。横にならず、助手席のシートを倒して就寝していた。</p> <p>被災5日後の早朝、車外で倒れているところを同じ場所で避難している者が発見し、緊急搬送されるも肺梗塞により死亡した。</p> <p>車中泊による避難生活が身体的・精神的に負担となって肺梗塞により死亡したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(5) 車中泊
--------	---------

【7】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	致死性不整脈
死亡までの経緯等	<p>心臓に持病があったが、定期的に通院して服薬による加療と検査を受け、自宅で生活していた。</p> <p>自宅で被災し、家具が倒れた隙間で動けない状態でいたところ、家族に救護され屋外に避難した。当日以降、車中泊となる。被災翌日、自宅の片付けのため帰宅するが、地震の恐怖と心労のため屋内に入ることはできず、1日中、車内で過ごした。</p> <p>被災翌日の深夜に再び強い地震が発生し、避難していた車内で被災。当日の昼食を家族と摂った後、車を置いていた自宅裏の空き地で突然倒れた。意識はなく、呼吸もしていなかったため救急車が到着するまでの間、現場近くにいた他県の救急隊に救命措置を受け、救急搬送された。既に脳死状態との説明を受け、その後、致死性不整脈により死亡した。</p> <p>地震のショックと余震への恐怖が身体的・精神的に負担を与え、致死性不整脈により死亡したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(5) 車中泊</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p> <p>(13) ②避難生活時の負傷</p>
--------	---

【8】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	右視床出血
死亡までの経緯等	<p>心不全、高血圧、腎機能低下の既往があったが、服薬により支障なく生活していた。</p> <p>地震で寝室の壁が崩れ、近くの小学校へ避難する。避難所で倒れているところを発見され、救急搬送されるが右視床出血による死亡が確認された。</p> <p>被災による身体的・精神的負担が持病の高血圧を悪化させ視床出血による死亡につながったとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）
--------	---

【9】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・40歳代
死因	心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>発災前は生活習慣病予防検診を毎年受診しており、直近の検診ではメタボリックシンドロームの基準値を超え、脂質について精査・治療を要するとの判定であったが、定期的な通院等を行っていなかった。</p> <p>発災当日は普段どおり仕事をこなし、食事も適度に摂ったうえ、夕方に子供達を駅まで迎えに行くなど、いつもと変わらず過ごした。</p> <p>深夜に地震が発生し、家族全員で自宅の外へ避難した。揺れが一段落した後、自宅の片付けをするために階段を2～3往復したところ、胸の痛みを訴えたことから、家族が病院まで搬送し、救急処置室で心臓マッサージ等の処置を受けたが、発症から約1時間後に死亡した。</p> <p>定期検診の結果から動脈硬化の進行はあったと推測されるが、地震の発生から短時間のうちに階段を昇降したことによる身体的負荷が心筋梗塞を誘引したと考えられるため、死亡と災害の間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担
--------	-----------------------------

【10】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>自宅で被災し避難の準備をしていたが、被災から5日後に部屋で意識不明になっているところを家族が発見した。心臓マッサージを行い、救急車を呼んだが、原発から20キロ圏内であるため、救急車が来ることができず死亡する。</p> <p>災害により、通常の医療を受けることができず、死期を早めたと考えられることから、死亡と災害との間に因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(9) ②病院の被災等により入院の受入れが出来ず、初期治療が遅延
--------	----------------------------------

【11】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	低酸素血症
死亡までの経緯等	<p>台風の上陸当日未明、台風を原因とする大規模停電が発生。当日9時に被災者宅を訪問予定であった看護師が、被災者に連絡を試みるも応答がなかった。このため、約2時間後にかかりつけ医院のスタッフと被災者の息子とともに被災者宅を訪問したところ、被災者が家の中で床に倒れているところを発見。その後、駆けつけた主治医により死亡が確認された。</p> <p>被災者は自宅で訪問看護を受け、酸素吸入機を使用していた。発見時、携帯用の酸素ボンベに管がつながっていたため、被災者が停電により停止した在宅の酸素吸入機から携帯用の酸素ボンベの利用に切り替えようとして途中で倒れたものと推測され、死亡と災害との間の相当因果関係が認められた。</p>

別表上の分類	<p>(7) 停電</p> <p>(9) ⑥停電に伴う在宅医療機器の停止</p>
--------	--

【12】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	熱中症の疑い
死亡までの経緯等	<p>被災者は、日常の会話はできたが、一人で出歩くことはできなかった。</p> <p>台風の影響により朝から停電していたため、被災者は自家用車内でエアコンをつけて避難していた。その後、午前11時ごろからは自宅内に居たが、午後2時ごろに災害の片付けから戻った家族が被災者の異変に気づき、救急車を呼んで病院に緊急搬送したが、同日、搬送先の病院で死亡した。</p> <p>自宅に居た間、家族は災害の片付けのため家の中には居なかった。</p> <p>所轄警察署から、「台風による停電によって、普段使用しているエアコンが使用できなかった状況が判明し、事件性や事故過失はないと認められた。これらの調査結果に基づき、検案医師から、死因を熱中症の疑いと検案している」旨報告があり、熱中症による身体的負担が死亡に影響しているとして、死亡と災害との間の相当因果関係が認められた。</p>
別表上の分類	(2) ②自宅における生活 (7) 停電

【13】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	熱中症
死亡までの経緯等	<p>発災前は心筋梗塞を患っており、通院しながら服薬治療を継続していた。</p> <p>発災時は大規模な停電が起こり、停電と断水が発生したが、周囲の宿泊施設はどこも満室となっていたため、自宅で過ごした。翌日、心肺停止状態で倒れているところを帰宅した親族が発見し、緊急搬送されたが、搬送先の病院で熱中症による死亡が確認された。</p> <p>災害によりライフラインが断絶し、気温の高い自宅で過ごさざるを得なかったことが死因である熱中症を発症した原因であると推測されることから、死亡と災害の間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(7) 停電</p> <p>(8) 断水</p>

【14】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	くも膜下出血
死亡までの経緯等	<p>発災時は大規模な停電が生じ、自宅は気温が高い状態であった。意識がもうろうとなり、同居の親族からの呼びかけにも反応が鈍くなったため緊急搬送された。そのまま入院することとなったが、発災から3日後に熱中症に起因するくも膜下出血により死亡した。</p> <p>災害によりライフラインが断絶し、熱中症になったことが死因であるくも膜下出血の発症に至った原因であると推測されることから、死亡と災害の間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(7) 停電</p>
--------	------------------------------------

【15】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	心不全
死亡までの経緯等	<p>発災前から特別養護老人ホームに入所していた。</p> <p>発災時は施設が停電となり、室内の気温は上昇していた。発災から2日後、発熱があり呼びかけにも応じなかったため、緊急搬送された。入院が必要であると診断されたが、停電の影響で受け入れることができなかったため、別の病院に搬送された。脱水及び肺塞栓症と診断され入院したが、翌日に心不全のため死亡した。</p> <p>災害によりライフラインが断絶し、気温の高い施設で過ごしたことによる脱水及び肺塞栓症の発症が死因である心不全を引き起こしたと推測されることから、死亡と災害の間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(7) 停電</p> <p>(9) ②病院の被災等により入院の受入れが出来ず、初期治療が遅延</p> <p>(10) ③停電に伴う空調停止による高温(低温)下での生活(介護施設)</p>
--------	--

【16】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	不詳
死亡までの経緯等	<p>発災前から持病のパーキンソン病により、地震などが起きると不安が強くなる症状があり、服薬もしていた。また、動脈硬化や糖尿病の既往があった。</p> <p>台風が通過する際、被災者宅では強風の影響により家の屋根が破損したため、被災者は強いストレスを感じ、不安が強くなっていた。発災当日、被災者から呼吸苦の訴えがあったため、直ちに家族が救急車を要請し、病院に搬送された。病院への到着前には既に心肺停止状態になっており、救命措置を施したが回復せず、死亡が確認された。</p> <p>被災者には元々動脈硬化があり、災害に遭遇したことによる肉体的・精神的疲労から血圧が上昇したことにより心肺停止に至ったものと推測され、死亡と災害との間の相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）
--------	---

【17】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・50歳代
死因	急性心筋梗塞の疑い
死亡までの経緯等	<p>発災前から狭心症の持病があり、心臓の血行を良くする薬を服用していた。</p> <p>発災時は台風の強風により自宅近くで倒木が発生していたため、朝からチェーンソーを使い倒木を撤去する作業を行っていたが、昼過ぎに倒れているところを妻に発見され、病院に救急搬送された。病院到着時には既に心肺停止状態であり、その後、急性心筋梗塞の疑いによる死亡が確認された。</p> <p>倒木が発生した場所は被災者宅から外部の道路に通じる地点に位置し、倒木を放置した状態では生活物資の調達が困難であり、被災者自ら撤去作業を行ったことは災害に起因するやむを得ない行為であったと判断できることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担
--------	-----------------------------

【18】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	致死性不整脈
死亡までの経緯等	<p>発災前から慢性心不全や糖尿病の持病があり、自宅ではほぼ寝たきりの状態であった。</p> <p>発災時に停電が発生し、空調が使えないため室温は40度程度になっていた。発災から2日後、介護を行っていた同居の親族が顔色が悪くなっていることに気づき緊急搬送されたが、致死性不整脈のため同日中に死亡した。</p> <p>災害により停電が発生し、気温の高い室内で過ごしたことにより体調が悪化し、死因である致死性不整脈の発症に至ったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(7) 停電</p>
--------	------------------------------------

【19】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	心臓死
死亡までの経緯等	<p>発災前から高血圧症、脂質異常症の持病があった。また要介護認定を受けており、リハビリ通院を行っていた。</p> <p>発災時は、台風の通過により住家半壊の被害を受けた。翌日の早朝に自宅のトイレで倒れているところを家族が発見し、救急搬送されたが搬送先の病院にて死亡が確認された。</p> <p>心疾患の所見は無かったが、持病である高血圧症、脂質異常症の進行具合から、災害による心身へのストレスによって死亡するに至った可能性があるため、死亡と災害との間の相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）

【20】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・40歳代
死因	急性心筋梗塞の疑い
死亡までの経緯等	<p>発災の約1か月前に受けた健康診断では血圧も正常値であり、既往もなく、通常的生活を送っていた。</p> <p>発災時は台風の影響により、浸水や停電により自宅での寝泊まりができなかったことから、熱中症を避けるため、自宅外に駐車している軽自動車内で車中泊をしていた。発災から2日後、体調不良を訴え受診したところ、口蓋垂炎と診断され、そのまま帰宅。その日の夜も車中泊を続けた。翌朝は体調に問題はない状況であったが、夜に自宅内で急に苦しみだし、会話もできない状態となった。すぐに救急要請を行ったが、救急隊到着後に心肺停止となり、搬送された病院にて急性心筋梗塞の疑いのため死亡した。</p> <p>災害により自宅が浸水、停電し車中泊をせざるをえない状況であり、車中泊が急性心筋梗塞の発症又は症状の悪化の原因となった可能性は十分にあると考えられ、災害と死亡との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(5) 車中泊</p> <p>(7) 停電</p>
--------	---

【21】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災約10か月前にくも膜下出血により入院。術後は心不全等を併発し転院。その後も肺炎を繰り返しており、被災2日前から発熱があったが、呼吸状態は安定していた。</p> <p>被災直後、入院中の病院が停電したものの、非常電源により治療を継続。翌日、台風の影響による病棟閉鎖のため、別の病院へ搬送することとなった。エレベーターが使えなかったため、病院スタッフにより4階から1階まで移送。直後にチアノーゼの症状があったが、救急車内の酸素ボンベにより回復する。転院後に持病の肺炎が悪化。呼吸状態も悪くなり、転院から3日後に肺炎のため死亡した。</p> <p>入院していた病院が被災し、別の病院への搬送が身体的負担となり、既往の肺炎が憎悪し、死期を早めた可能性があることと認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(9) ③病院の被災等に伴う転院
--------	------------------

【22】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	誤嚥による窒息死
死亡までの経緯等	<p>発災前は肺癌等の既往があった。また、食事にむせることはあったが、家族とともに自宅で生活しており、日常生活に支障はなかった。</p> <p>洪水浸水想定区域内の自宅に居住していたが、発災当日は台風の影響を受け近隣の河川が決壊するおそれがあり、避難指示が発令されたため、同居の家族とともに避難所へ避難した。避難直後は避難者も多くなか、避難所のスペースにも余裕があったが、夕方頃より混み合うようになった。夕方、配布された備蓄食を食べている最中に喉に詰まらせ、体調が急変。家族が吐き出させようとするが、意識を失ったため救急車により病院へ緊急搬送。病院にて心肺停止が確認された。その後、意識は戻らないまま、翌朝に死亡した。</p> <p>避難生活による身体的負担に加え、多くの避難者に囲まれるなど、慣れない環境であったことが誤嚥及び窒息の原因となった可能性があることと認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(3) ②慣れない集団生活、周囲への気兼ねによるストレス等
--------	-------------------------------

【23】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	心室細動
死亡までの経緯等	<p>被災前は、心房細動、脳梗塞のため入院・手術歴があり、また、糖尿病のため内科を定期的に受診していたが、週2日程度の畑仕事ができるほど症状は安定しており、特段、医師、家族等に体調不良を訴えることもなかった。</p> <p>発災時、自宅には被害はなかったが、自身が管理している市外の耕作地が災害により崩れ、その土砂が附近の民家の進入路に堆積したため、通行の支障となった。発災から約20日後、猛暑の中、耕作地から崩れた土砂の撤去や土留め設置による復旧作業を行った。作業後に帰宅し、夕食後、クーラーの効いた部屋で横になったが、大きないびきを3回かいた後、呼吸をしなくなり、異変に気付いた家族が救急車を呼び、救急搬送されたが心室細動のため死亡した。死亡の要因として、熱中症の疑いがあるとの診断内容である。</p> <p>持病がありながらも、畑作業ができる程度に症状が安定している中で、災害により、やむを得ず高温の中で身体的負担を伴う道路及び畑の復旧作業を行わざるを得ない状況であったことが認められ、その作業から帰宅して数時間のうちに、心室細動により死亡したことからすると、災害復旧作業により熱中症や心筋梗塞が生じて身体に過剰な負荷がかかったことが影響したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担
--------	-----------------------------

【24】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	急性大動脈解離
死亡までの経緯等	<p>被災前は持病がなく、入院歴・手術歴はなかった。また、定期的な通院もなく、災害までは家族に対して体調不良を訴えることもなかった。</p> <p>発災時、自宅が床下浸水するとともに、敷地内に土砂が流入。家族とともに知人宅へ避難した。</p> <p>発災翌日から3日間、家族とともに自宅敷地に流入した土砂の撤去・搬出作業を行う。作業が終わった日の翌日から疲れたと横になったり、昼寝をしたりするようになったが、そのようなことは災害前には見られないことであった。</p> <p>作業が終わった日から7日後に知人宅を訪れた際に、同宅で意識を失い倒れ、救急搬送される。搬送先で、同日、死亡が確認された。</p> <p>災害前は健康であったと考えられるが、復旧作業後、疲れを訴えるようになった後に死亡していることから、災害の復旧作業による身体的負担が、急性大動脈解離の発症に影響を及ぼしたと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担
--------	-----------------------------

【25】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前には慢性心不全の既往があり、退院後はADL低下もみられたため通院加療と介護サービスを利用していた。普段は親族や介護職員の見守りがあり、一人で活動することは無かった。</p> <p>発災時は自宅が浸水するおそれがあったことから近隣の保育園に避難していた。発災翌日、親族は片付けのため自宅で作業を行っており、一人で避難所に滞在していた。トイレに行こうとして段差を降りようとした際に転倒し、自力で動くことが出来なかった。避難所に戻った親族が発見し緊急搬送したところ、肋骨の骨折と診断されそのまま入院することとなった。発災から約10日後に転院したが、体調が優れず呼吸苦もあったため酸素吸入を開始した。その後も症状は改善せず、発災から約2週間後に肺炎のため死亡した。</p> <p>発災により自宅が被災したため慣れない環境で生活せざるをえなかったことが転倒及び肋骨骨折の原因となり、死因である肺炎の発症に至ったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(3) ③高齢者等要配慮者をサポートできる体制への影響
--------	-----------------------------

【26】

災害名	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	徐脈性心不全
死亡までの経緯等	<p>地震発生時に家財の下敷きとなり、骨盤や脚に数か所の骨折を負い入院。骨折は、手術が必要な状態ではないと判断され、保存的な経過観察となった。疼痛著明であり、定期的に強い痛み止めを内服した。</p> <p>入院から8日後に、リハビリ目的で自宅に近い病院に転院。転院2日後に、骨折の強い痛みや全身の倦怠感、呼吸回数が多くなったこと、食事量が低下したため点滴が開始された。翌日、血圧、脈拍低下し、意識もなくなり、徐脈性心不全により死亡。</p> <p>心臓の基礎疾患が明らかなものはないことから、発災時の骨折による強い痛みと療養環境の変化が影響し、心不全を発症したものとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(13) ①被災時の負傷
--------	--------------

【27】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	溺水による窒息
死亡までの経緯等	<p>地震により自宅で被災。夫とともに避難所へ避難。</p> <p>避難から9日後、避難所での夕食後に腹痛があり、避難所内で医師の診察後に点滴を受け、薬を処方される。</p> <p>3日後に、避難所の仮設入浴施設で、消化管出血を要因とする貧血により意識障害を併発し入浴中に意識を失い、溺水により死亡。浴槽内で浮いた状態で発見された。</p> <p>これまでの受診歴において消化管出血に至る原因について医師から指摘された経過はないことから、地震発生及びその後の避難生活による身体的・精神的負担によって消化管出血が発症し死亡につながったものとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(3) ②慣れない集団生活、周囲への気兼ねによるストレス等</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p>

【28】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	多臓器不全
死亡までの経緯等	<p>発災4年前から市内のグループホームで生活しており、施設内は4点歩行器を使用して移動していた。要介護3の認定を受けており、発災の約1か月前には、食欲の低下が認められた。</p> <p>グループホームにおいて被災する。建物の損傷が大きく、ライフラインの途絶もあったこと、経口摂取量が減少したことから、訪問看護師の勧めに従い、点滴が可能なグループホームと同系列の施設に移送される。被災3か日後から約2週間、床にマットレスを敷いた避難生活を送る。食事が進まないため、医師の診療を受け、点滴を実施。</p> <p>移送から約2週間後、隣市にあるグループホームと同系列の医療機関が復旧したため、同院に移送される。おむつ交換時にパットに出血を認めたため、止血剤が投入される。起き上がりが困難となり、声かけにもうなづく程度の反応となる。</p> <p>同院への移送から5日後、呼名への反応がなくなる。移送から約10日後、心停止。</p> <p>被災後に経口摂取量が低下し、隣市にある医療機関への移送により生活環境が激変したこと等が、身体的・精神的な負担となり多臓器不全を発症して死亡したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(2) ③病院、介護施設における生活</p> <p>(10) ②介護施設の被災等に伴う転所</p>
--------	---

【29】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	心不全急性増悪
死亡までの経緯等	<p>心原性脳塞栓症による退院後は、介護老人保健施設に入所していた。発災の約20日前に、発熱し、風邪薬等を服薬するも改善せず、肺炎の診断を受ける。発災の約1週間前に、肺炎及び心不全のため入院し、補液と抗生剤等の薬剤静脈注射による治療を受ける。</p> <p>発災時には入院中であり、災害により入院先が停電し、以降、非常電源対応を行っていたが、病院内の空調設備が停止したことにより室温管理が十分に行うことができず、長期間体が冷える状態となる。毛布や湯たんぽで保温を試みるも改善されない状況となる。発災から10日後に、入院先で心不全急性増悪のため死亡。</p> <p>災害による停電で、空調設備が使用できなくなったことにより、身体が冷えた状況が続いたことが死期を早めたと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(7) 停電</p> <p>(9) ④停電に伴う空調停止による高温(低温)下での生活(病院)</p>
--------	---

【30】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	急性呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>発災の半年前から慢性腎不全などで入院していた。発災前は3食の流動食を摂ることができていた。</p> <p>入院していた病院で被災。発災を契機に食事が摂れなくなり、家族の促しや看護師がスプーンで食べさせようとしても食事を摂ることができず、点滴により栄養補給を行う状態となった。</p> <p>発災から約半月後に、急性呼吸不全のため死亡。</p> <p>地震のショックや余震への恐怖が食欲を減退させて、体力低下を招き、持病の慢性腎不全が増悪し、急性呼吸不全で死に至ったものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）
--------	---

【31】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	誤嚥性肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災前は、パーキンソン病で月1回通院し、服薬治療を行っていた。また、訪問看護やデイサービス、ショートステイなどを利用し、日常生活は安定しており、食事摂取も良好であった。</p> <p>被災する約1か月前に骨折し、リハビリ加療のため入院中のところ被災した。地震後は食欲が減退し、体重が減少した。被災から約1週間後に退院。自宅は半壊となっていたため、短期間の予定で施設に入所。</p> <p>入所翌日未明に体調が悪化し、救急搬送され再入院。再入院の約1週間後に、誤嚥性肺炎で死亡した。</p> <p>被災したことによるストレスが食欲を減退させて体力低下を招いたこと、また、病院・施設の入退所の繰り返しによる環境の変化が身体的負担となり持病のパーキンソン病が悪化して誤嚥性肺炎により死亡したものと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p>
--------	---

【32】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・50歳代
死因	内因性心臓死
死亡までの経緯等	<p>19歳ころから不眠、興奮状態が出現し、以降約14年にわたり入院を繰り返した。その後発災までは入院歴はなく、月1回の通院により服薬治療を続け、落ちついた状態であった。自宅で農業の手伝いを行い、両親と3人で暮らしていた。</p> <p>被災後は、日中は避難所又は自宅で、夜は車中泊を行うという生活を5日間続けた。不穏で、避難所内で声を上げるようになり、6日目にかかりつけの病院を受診し入院した。入院後も、不穏、興奮が続いたが、入院4日目から反応が乏しくなったため、水分摂取などを行い、精神症状の治まりを待っていた。食事もうまく摂れなくなった。</p> <p>入院から1週間目に、座位のまま心停止状態だったのを発見され、救急搬送されたが死亡した。</p> <p>被災後の生活環境の大幅な変化が身体的負担となり身体状態が悪化し、内因性心臓死につながったと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(5) 車中泊</p>

【33】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>10年前から心不全や気管支喘息の症状で月1回程度通院していたが、症状は安定しており、服薬による加療で支障なく生活していた。</p> <p>自宅で被災し、避難所へ避難するが、処方薬を持ち出すことができなかった。避難してから3日間は、昼は自宅、夜は避難所での生活を送る。避難所までは徒歩5分程度の距離であるが、足が不自由なため40分ほどかかっていた。</p> <p>4日目、避難生活を続ける中で風邪になったため、かかりつけ医を受診。薬を服用する。</p> <p>その後、食欲不振と息苦しさを感じたため、風邪で受診してから5日後に再度、かかりつけ医を受診し、かかりつけ医から総合病院に緊急搬送される。入院・加療を行うが、入院から3日後に肺炎により死亡。</p> <p>避難所から自宅までの往復などの避難生活が身体的負担となり、持病である気管支喘息を悪化させ、死因である気管支肺炎が発生したものと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(4) 服薬の中断</p> <p>(14) ②避難所等と自宅の往復生活による心身への負担</p>
--------	---

【34】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	縊死
死亡までの経緯等	<p>約6年前から双極性障害で通院し、服薬による加療を行っていたが、日常生活に支障はなかった。</p> <p>自宅が半壊し、避難所へ避難する。処方薬を持ち出すことができず、薬を服用せずに避難生活を送る。避難から2日後に、体調が悪くなり、不安感が強くなり食事もとらない状態となる。また、誰とも話をしなくなり、しきりに「怖い」と発言するようになった。翌日、かかりつけ医を受診。体の不調と不安感、恐怖感を訴える。表情からもうつ状態であることがわかる状態であった。</p> <p>被災から半月後に自宅に戻る。食事はあまり進まない状態であった。</p> <p>帰宅から5日後の朝、自宅で縊首する。</p> <p>地震によるショックや余震への恐怖及び避難生活による身体的負担が持病である双極性障害を悪化させて縊死したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(4) 服薬の中断</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p>
--------	---

【35】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	慢性閉塞性肺疾患
死亡までの経緯等	<p>肺気腫のため酸素吸入をしながらの生活であったが、有料老人ホーム内で支障なく生活していた。</p> <p>地震の後、施設が危険ということで避難所に避難する。良好でない環境の中、食事は水分補給程度で、2日間服薬していた薬を服用することができなかった。医師の診断の結果、緊急入院が必要となったが、市内に受入れ病院がなく、他県にある離れた病院へ入院。入院後は、食事もとれるようになったが、入院から約20日後に容態が急変し死亡した。</p> <p>地震の影響で市内に受入れ先の病院が見つからず、他県の病院までの長時間の移動が身体的負担となり、持病の肺気腫に肺炎などの合併症を引き起こして死亡したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(4) 服薬の中断</p> <p>(10) ②介護施設の被災等に伴う転所</p>
--------	--

【36】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	慢性心不全増悪
死亡までの経緯等	<p>自宅が被災し、避難所へは行かずに、自宅2階で避難生活を行う。被災後も、自宅からデイサービスに通う。</p> <p>被災から20日後、デイサービスからの帰宅直後に玄関で体動困難となり、救急搬送され市内病院に入院する。重症の大動脈狭窄症による慢性心不全と診断される。入院から10日後に死亡。</p> <p>被災後も避難所には行かず、自宅の劣悪な環境の中で暮らしていたことによる身体的負担が影響し、慢性心不全増悪での死亡に至ったものと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(2) ②自宅における生活
--------	---------------

【37】

災害名	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>自宅1階で寝たきりの状態であった。河川氾濫時に1階から2階に家族で避難させた。自宅1階はすべて水没し、介護用ベッドも水没。2階で、介助しながら食事・水分の補給は可能であったが、介護用ベッドもなく、自宅で介護を継続できる状態ではなかった。</p> <p>このため、発災から2日後の夕方、自宅周辺の水位が下がったことから、家族の希望により介護老人保健施設へ避難させる。介護老人保健施設で介護を受けるが、食欲が落ちていき体力が低下。入所から約1週間後に死亡。</p> <p>自宅浸水で十分なケアが受けられなかったことによる身体的な負担や老人保健施設に避難したことによる環境の変化等による身体的負担が死期を早めたとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む）
--------	-------------------

【38】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・50歳代
死因	縊死
死亡までの経緯等	<p>被災約3年前にうつ病と診断され、退職し、服薬などの治療を継続していた。</p> <p>被災当日、避難指示を受け自宅近くのアパート2階に避難。自宅は床上浸水80cm以上の被害を受けたことから、生活できる状況になく、また、家財の8割以上が滅失した。</p> <p>翌日から市内の夫の実家へ避難。昼間は、家族、親類や多くの知人の手を借りながら自宅の片付けを行い、夜は避難先の夫の実家での生活となる。</p> <p>被災から8日後、ひとりで自宅の片付けを行う。同日夕刻、自宅和室にて自死する。</p> <p>避難生活による身体的・精神的負担が、治療中のうつ病に影響して自殺したものと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む）
--------	-------------------

【39】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は要介護認定を受け、特別養護老人ホームに入所していた。</p> <p>発災時は台風の影響により施設が停電し、空調も停止した。夜間でも30度以上を記録するなど気温の高い日が続き、発災翌日の夕方頃から体温、血圧、脈拍の上昇、体熱感や喘鳴などの症状があらわれた。救急要請したが、かかりつけ医である病院も停電の影響により受け入れ困難だったため、別の病院へ救急搬送された。その後、同病院に入院し治療を続けるも改善せず、発災から約1か月後に肺炎により死亡した。</p> <p>災害が原因の停電による体調不良と疾病の病状悪化との関連性は否定できず、死因となった肺炎は災害に起因するものであると考えられるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(7) 停電</p> <p>(9) ②病院の被災等により入院の受け入れが出来ず、初期治療が遅延</p> <p>(10) ③停電に伴う空調停止による高温(低温)下での生活(介護施設)</p>
--------	---

【40】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・60歳代
死因	肺塞栓症
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧等の既往症があったため毎日血圧を測定し、血圧が高い時には服薬しており、処方のために通院していた。</p> <p>発災時は親族宅に避難していたが、翌日自宅に戻る途中に堤防が決壊したため、そのまま別の親族宅に避難した。避難中も自宅の片付けに通っていたが、災害による渋滞のため片道1時間30分かかり、毎朝早朝に起床し、深夜に就寝するといった生活を続けた。また血圧計が流失したことにより血圧を測定できず、適切に服薬できない期間があった。発災から約1週間後、自宅2階での生活を再開したが、疲労感を常時訴えるようになり、自力で2階に上がることも難しくなった。自宅に戻ってから10日後、嘔吐したためかかりつけ医を受診し、緊急搬送されたが、肺塞栓症により同日中に死亡した。</p> <p>災害により生活環境が激変したことや、長時間の運転が続いたこと等が死因である肺塞栓症の発症につながったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(4) 服薬の中断</p> <p>(14) ②避難所等と自宅の往復生活による心身への負担</p>
--------	--

【41】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前から甲状腺ホルモンの不足により、投薬治療を行っており、更に車いすを利用し自宅1階で生活しながら、デイサービスを利用していた。</p> <p>台風による被災で自宅の1階が浸水したため、家族の助けを借り2階へ避難し、2日間を過ごした。被災翌日は普通食を半分程度食すが軽い咳症状があった。翌朝、ショートステイ先へ移動するが、食事・水分ともに摂取量が大きく落ち、身体の全体的な衰弱がみられる状況となった。施設の職員の勧めで、かかりつけ医を受診した後、かかりつけ医の判断により、入院施設のある病院へ入院したが、2日後、肺炎のため死亡した。</p> <p>深夜に自宅が浸水し、寒気等に対応することが難しい中で生活を強いられており、台風による影響が死期を早めた可能性がある」と認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(2) ②自宅における生活
--------	---------------

【42】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	間質性肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前から間質性肺炎を患っていた。また、視力低下が進行したため要介護2の認定を受けていたが、居宅内での日常生活は自身で可能な状態であった。</p> <p>被災当日は台風による河川の増水により避難勧告が発令されていたものの、長時間歩行困難であること、自家用車を所有していないことを理由に避難を断念。就寝後、河川の水が家屋内に入り、胸から下が浸水。平屋のため、同居する子に肩車され天井裏に避難し、一晩を過ごした。この時、体の震えはあったものの、意識はしっかりしていた。</p> <p>翌日、ゴムボートで救助され、避難所に移動したが、上水道が不通であったため、別の避難所へ移動することとなった。更に4日後、避難所の統合により別の避難所へ移動した。避難所での生活中、顔のむくみが酷い状態が続いた。被災から約1か月後の夜、突然嘔吐。嘔吐物に血が混じっており、病院へ救急搬送されたが、翌日肺炎により死亡した。</p> <p>自宅が浸水し身体が水に浸かった後、避難所の移動を複数回余儀なくされており、避難生活による身体的負担に加え、心身に多大なストレスが掛かっていたと想像され、死亡と災害の間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(14) ①被災・避難時における過酷な状況（身体が水に浸かる等）</p>
--------	--

【43】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	右総腸骨動脈瘤破裂
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧の既往があり、服薬治療を継続していたが、入院や介護の必要は無く体調も良好であった。</p> <p>発災時は自宅が浸水したため2階へ避難し、ボートで救助された。小学校に避難していたが2日後には自宅へ戻り、浸水していない2階で生活を始めた。火災防止のためブレーカーを落とそうと1階に降りたところ、被災により隆起した床につまずき転倒し、足を痛めてからは外出もできなくなり活動量も低下した。被災してから約2週間は入浴もできず、食事に関しても簡素なものが中心となり心身にストレスを感じていた。また、高血圧の薬を服用していたが、かかりつけ医が被災していたため服用を中断していた。発災から約1か月後、突然倒れこみ意識不明となり、緊急搬送されたが右総腸骨動脈瘤破裂による死亡が確認された。</p> <p>災害により生活環境が激変し心身にストレスがかかっていたことに加え、継続していた薬の服用を中断せざるをえなかったことにより既往症である高血圧が悪化し、死因である右総腸骨動脈瘤破裂の原因となったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(4) 服薬の中断</p> <p>(13) ②避難生活時の負傷</p>
--------	---

【44】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	脳梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前から高血圧症や頭痛、狭心症等の持病があり、服薬や通院治療を受けながら一人暮らしをしていた。</p> <p>発災時には昼前後から自宅が浸水。服用している薬を持って2階に垂直避難し、一晩過ごす。翌朝7時ごろから水位が下がり、親族と自衛隊により救出され、薬を持って親族宅に避難する。</p> <p>被災から1か月を経過した頃から頻繁に頭痛を訴える。被災から約40日目に受診・検査するも特に異常は認められなかったが、翌朝、避難生活先の親族宅で意識不明となり救急搬送され、入院。入院3日目に脳梗塞により死亡した。</p> <p>被災による生活環境の激変や復旧作業による身体的負担が影響し、心原性脳塞栓症を発症し死亡したと認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p>
--------	---

【45】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・60歳代
死因	心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前は喘息発作で入院することはあったが、退院後は投薬により保存的加療を行っていた。また、両膝痛で通院はしていたが、特段支障なく生活していた。</p> <p>自宅が床下浸水の被害を受けるが、被災翌日以降も仕事を継続する。自宅は断水のため、親戚からの給水のほか、親戚宅や自衛隊の風呂を利用するなど不自由な状況であった。発災から約1か月後、仕事から帰宅した後、夜中に体調を崩し、救急搬送される。搬送先の病院で心筋梗塞により死亡。</p> <p>災害により不自由な生活が身体的・精神的負担となり危険因子として持っていた持病の喘息を悪化させ死亡につながったと考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(8) 断水</p>
--------	--

【46】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	うっ血性心不全
死亡までの経緯等	<p>発災前から要介護3の認定を受け、市内の特別養護老人ホームに入所していた。</p> <p>発災時、近くの川が増水し、施設1階が被災。施設2階へ垂直避難するが、翌朝、土砂が流入し、使用できなくなったため、救急車で避難し、数時間後、特別養護老人ホームと同系列の施設に入所した。入所から約1週間後、食欲が低下してきたため、病院を受診。栄養状態の低下及び貧血のため入院することとなった。入院から約50日後に、うっ血性心不全により死亡。</p> <p>災害により入所していた高齢者施設が被災し、避難を余儀なくされたことによる身体的・精神的負担の影響で体力が低下し、うっ血性心不全での死亡につながったと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(10) ②介護施設の被災等に伴う転所</p>
--------	---

【47】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	脳梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前から糖尿病を患っていたが、薬を服用しながら加療していた。</p> <p>自宅で被災し、半壊の被害を受けたが、被災後も自宅で生活を続けていた。発災後も民生委員としての活動を続け、倒れる前日までは民生委員の旗振りをするなどしていた。</p> <p>発災から約2か月半後に突然、自宅で倒れ、救急搬送される。脳梗塞の診断を受けて入院したが、3日後に入院先で死亡した。</p> <p>災害により民生委員の活動が増加し、ボランティア活動や近隣トラブルの解決などに尽力することが身体的・精神的負担となり脳梗塞を発症したと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担
--------	-----------------------------

【48】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	誤嚥性肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災前から肺炎や体重減少により入退院しており、被災時は食事摂取困難で入院中であった。</p> <p>病院入院中に被災。入院中の病院の1階部分が浸水し、電気、水道が停止し、病院機能が麻痺する。退院できる状態ではなかったため入院を継続していたが、被災から約1か月後に、他に受入れ先がなかったことから病院系列の老人保健施設に入所した。入所から約1週間後、全身状態の把握が困難となったことや呼吸状態が急激に悪化したため、これまでとは別の病院に入院する。入院から20日後に、誤嚥性肺炎で死亡。</p> <p>被災により病院機能が麻痺する中、入院を継続し、その後老人保健施設に入所を余儀なくされるなど医療体制や生活環境が十分でない中で、身体的負担が高まって既往症や呼吸状態が急激に悪化し、体力を低下させて誤嚥性肺炎で死亡したと推認され、死亡と災害とに相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(7) 停電</p> <p>(8) 断水</p> <p>(9) ①施設損壊等による病院施設の影響</p> <p>(9) ⑤断水による病院施設への影響</p>
--------	--

【49】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	急性代謝性脳症
死亡までの経緯等	<p>認知症があり、自宅での一人暮らしが困難なため特別養護老人ホームに入所していた。</p> <p>被災当日、施設の1階が床上浸水の被害を受けたため、施設の2階に垂直避難する。翌日、施設裏山の土砂が施設に流入。施設が全壊の被害を受けたため、救急車両により避難所に一時的に避難した後、系列施設へ避難する。</p> <p>避難から約1週間後、体調を崩し病院を受診。その4日後に心不全の診断があり入院が必要となったが、当該病院に空床がなかったため、別の病院に入院することとなった。約20日後、症状軽快となったことから退院し、施設に戻る。</p> <p>退院から約2週間後、朝食中に意識消失となり救急搬送される。同日、急性代謝性脳症により死亡した。</p> <p>災害により入所していた高齢者施設が被災し、避難を余儀なくされたことによる身体的・精神的負担の影響で体力が低下し、急性代謝性脳症で死亡したと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(10) ②介護施設の被災等に伴う転所
--------	---------------------

【50】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	敗血症
死亡までの経緯等	<p>被災前は前立腺肥大と腰部脊柱管狭窄症で、定期的に通院し、服薬による加療を行っていた。</p> <p>自宅裏山の土砂崩れにより、自宅の居住部分には被害はなかったが、隣接する作業場が損壊。以後、家族で家の中に入った土砂撤去作業を2か月ほど行う。</p> <p>被災から約2か月後、疲労・ストレス等により腰痛・発熱を生じ、かかりつけ医を受診。診察後、精密検査が必要とのことで、病院を紹介され、レントゲン検査を受ける。受診後5日間、自宅で療養していたが、熱は下がらず痛みで動けない状況が続く。自宅療養5日目の朝、意識が薄れ、別の病院に救急搬送されるが、意識が戻らず、敗血症により死亡した。</p> <p>長期間の土砂の撤去作業による身体的負担が敗血症を誘発した可能性があることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担
--------	-----------------------------

【51】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	心不全
死亡までの経緯等	<p>被災前は、心不全等の持病があるものの、介護サービスの利用や、長男夫婦による生活介助、定期的な外来通院により、居宅生活を維持していた。食欲もあり、睡眠もとることができていた。</p> <p>発災時、自宅1階部分が水没し、介護用ベッド等は使用できなくなった。近くの避難所に1泊した後、翌日から入院するまでの約3週間、親族宅で避難生活を送っていた。親族宅では介護サービスを利用することができず、災害前に使用していた介護ベッドも利用できないとともに、親族の家庭の事情により、生活介助を行う者はいない状況であった。</p> <p>このような状況から、被災後に不眠及び食欲不振を訴えるようになり、胸の苦しみを訴え入院し、その後回復することなく、発災から約2か月後に、心不全のため死亡した。</p> <p>災害による生活状況・住環境の激変により、身体的及び精神的に多大な負担がかかり、体調を悪化させて持病の心不全等の悪化を招いたと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む）
--------	-------------------

【52】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災者は、脊柱管狭窄症や高血圧の持病はあったが、散歩にも行けるなど、普通に日常生活を送ることができていた。</p> <p>自宅が被災し、生活の拠点である1階が浸水したことにより、2階で生活することとなったが、浸水したことでエアコンが壊れ使用できなくなったことや、1階にしかトイレがなかったため、持病で足が悪い中、階段を上下するなど、身体的負担が大きかった。このような生活を送る中で、頻尿、認知症の症状が進み、介護老人保健施設へのショートステイの手続きを進めるため、かかりつけの病院を受診した際に、血糖値が400以上と高くなっており、炎症反応も出ている旨の診断が出された。</p> <p>次第に体調が悪化し、被災から18日後に入院。本人希望により3日間で退院し、帰宅するが、介護が必要な状態が続き、介護老人保健施設に短期入所。短期入所から約1週間後に施設で倒れ、救急搬送先の病院で急性心筋梗塞のため死亡した。</p> <p>住環境が悪化した被災家屋での生活が身体的負担となり、心筋梗塞が引き起こされ死亡したものと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ②自宅における生活</p>
--------	---

【53】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	うっ血性心不全増悪
死亡までの経緯等	<p>被災者は、当時自宅で一人暮らしをしていた。被災後施設に避難したが、高血圧のほかは特に症状はなく、弱った状態ではなかった。</p> <p>発災から約3週間にわたり、自宅は停電、断水が継続し、生活するには困難な状況であったが、避難先の施設では心身ともに落ち着かないため、避難から約1週間後に、自宅に戻り、親族に見守られながら独居生活を送っていた。帰宅から約1か月後に、自宅で倒れているのを発見され、救急搬送されたが、後に病院で死亡した。</p> <p>上下水道などライフラインの途絶により脱水気味となったこと、また付近で行われていた復旧作業に伴う粉塵により肺炎を発症させた可能性があるとして推測され、肺炎とともにうっ血性急性心不全を引き起こして死に至ったものとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(7) 停電</p> <p>(8) 断水</p> <p>(11) 多量の塵灰の吸引</p>
--------	---

【54】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>発災前より慢性閉塞性肺疾患の既往があり、自宅にて酸素療法を行っていた。</p> <p>発災時は大雨の影響により生じた河川氾濫で自宅が床上浸水。ゴムボートで救助された後、体育館へ避難した。翌日、自宅へ戻ったが、居室内にカビが発生する等、不衛生な環境で生活することとなった。発災から約3週間後、肺の不調を訴え約1週間の入院生活を送った。一旦退院したものの、発災から約2か月後、自宅において家族の呼びかけに応じず呼吸も浅かったことから救急要請。心肺停止状態で病院へ搬送され心肺蘇生術を施したが、急性呼吸不全により死亡した。</p> <p>災害により生じた河川氾濫に起因する広範囲空気汚染により持病である慢性閉塞性肺疾患が悪化し死亡したと判断され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(11) 多量の塵灰の吸引</p>
--------	---

【55】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	細菌性肺炎
死亡までの経緯等	<p>慢性閉塞性肺疾患ため、訪問看護を受けながら自宅で療養生活を送っていた。</p> <p>自宅で被災。地震の影響で停電となり、一時在宅酸素の供給が止まる。また、隣家の塀が崩れて自宅に閉じ込められ、明け方に救出され、そのまま病院へ搬送されて入院する。2日後に自宅に戻るも、食欲不振となり、トイレ以外は寝て過ごす状態となる。</p> <p>帰宅後20日後に、呼吸状態がさらに悪化したため病院へ搬送され、検査の結果、肺炎が認められ入院する。さらに呼吸状態が悪化して死亡する。</p> <p>地震の影響による停電で持病の慢性閉塞性肺疾患が悪化して、死因である細菌性肺炎を引き起したことは十分考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(7) 停電 (9) ⑥停電に伴う在宅医療機器の停止
--------	-------------------------------

【56】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>アルツハイマー認知症で入院していたが、症状は軽度で、自分で歩いてトイレや食事等は行うことができた。自宅へも宿泊はしていなかったが、月に1回は帰っていた。入院中、歩行困難となり、急激に衰え、お粥をスプーンで食べさせてもらっていた。また、点滴で栄養補給を行っていた。</p> <p>地震で病院の建物が被害を受け、県内で受入れ病院がないため、他県の病院へ自衛隊の搬送で転院する。転院後は、転院前より弱っており、意思表示ができなくなっていた。食事もスプーンによるものではなく流動食になっていた。発熱し、誤嚥性肺炎を伴ったため治療を開始したが、肺炎のため死亡した。</p> <p>地震で病院が被災して転院を余儀なくされ、長距離の移動を伴う転院が体力を弱らせ、肺炎により死亡したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(9) ③病院の被災等に伴う転院</p>

【57】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	急性肺炎
死亡までの経緯等	<p>地震の揺れにより自宅トイレで転倒。全身の痛みを訴えたため、臨時に訪問看護を利用。4日後、呼吸が速く胸の辺りに違和感があることを訴えた。家人が訪問看護師を呼び、診てもらったところ、地震前より経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）の値が下がって血中酸素の状況が悪化し、血圧や体温も下がっていたこと（地震前日のSpO₂は、89～91で、熱も少し上がっていた。）から肺炎を疑い、主治医のいる病院と連絡を取り、救急搬送により入院。入院から約1か月後に急性肺炎で死亡。</p> <p>転倒による疼痛や、地震のストレスが加わって肺炎が増悪した可能性があるとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p> <p>(13) ①被災時の負傷</p>
--------	--

【58】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・100歳以上
死因	急性心不全
死亡までの経緯等	<p>発災前は、訪問看護などの支援を受けながら車いすでの散歩やテレビ視聴を楽しみ、自宅で平穏に生活していた。</p> <p>自宅が被災したため、自宅の駐車場で車中泊する。再び強い地震が起きたため近所の倉庫へ避難し、5日間車中泊を続けた。</p> <p>5日間の車中泊後、受入れ先の病院が見つかり入院する。肺炎、下肢静脈血栓、蜂窩織炎、慢性心不全増悪があったが、抗生剤の投与で一時的に改善する。しかし、心不全や全身状態の不良までは改善できなかった。入院から約20日後、発熱があり肺炎と心不全は悪化した。その約1か月後、急性心不全で死亡した。</p> <p>地震による避難行動等が身体に負担を与え心不全で死亡したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(5) 車中泊
--------	---------

【59】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	多発性骨髄腫
死亡までの経緯等	<p>被災の約6年前に発症した多発性骨髄腫を定期的に受診し抗がん治療を受けていたが、それ以外は妻の介護や家事全般を行うなど不自由なく生活していた。</p> <p>自宅で被災。ベッドから落ちて左眼下を床頭台で打撲。出血したため近くの医院で応急処置を受け、市役所駐車場へ避難しそのまま車中泊する。自宅は住める状態ではないため（半壊）、翌日、隣市にある娘の職場のフロアにマットを敷いて就寝。災害前に比べ食欲は減退し、地震や余震への恐怖で睡眠も十分にとれなくなる。被災2日後、体調が優れず病院を受診し、輸血等の処置を受ける。入院を申し出るが受け入れできないと拒否され、市役所駐車場で車中泊する。被災3日後から3日間、娘の職場の休憩室に泊まり、昼間は自宅の片付け等を行う。</p> <p>被災から約1週間後、被災者を受け入れている他県に受入れを申請し、避難する。避難先の県の病院を受診し、入院を検討する。被災から約半月後、入院するが、症状が悪化し、寝たきりの状態になる。被災から約1か月後に入院先で死亡。</p> <p>長期間の治療を要する多発性骨髄腫であったが、地震の影響による治療環境の悪化や、発災時の負傷、避難生活等における身体的・精神的負担が症状の悪化に強く関与して死期を早めたと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(2) ③病院、介護施設における生活</p> <p>(5) 車中泊</p> <p>(13) ①被災時の負傷</p>
--------	--

【60】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災前は有料老人ホームに入所し、医療機関からの訪問看護及び近隣医から高血圧等の薬を処方してもらっていた。認知症の症状もあり、寝たきりの状態であったが、意識はあり、見舞に来た子供たちと会話をしていた。</p> <p>入所していた施設で被災。地震の影響で施設は断水し、空調も故障する。水・おむつ等の必需品の確保や、施設の職員も避難したことで介護職員の確保が困難となったことから、被災から5日後に自宅に帰され、自宅介護となる。自宅も断水し、灯油の確保ができず暖房も使えない状態となる。</p> <p>被災から約1週間後、呼びかけにも応じず、発熱等体調が悪化したため救急搬送。肺炎と診断され、入院する。入院翌日に、地震の影響で隣県の病院に転院。一時、危篤状態となる。その後、受入可能となった地元市内の病院に、被災から約20日後に転院する。再転院後、38度から39度の熱が続き、約1か月後に死亡。</p> <p>地震の影響で入所施設から帰宅し、生活環境の悪い中で十分な介護を受けられずに肺炎となり、回復することなく死亡したことで、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(8) 断水</p> <p>(9) ③病院の被災等に伴う転院</p> <p>(10) ①施設損壊等による介護施設への影響</p>
--------	---

【61】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>発災の約6年前に心臓の冠動脈バイパス手術を受け、その後は慢性心不全等のため処方薬を服用していた。</p> <p>発災後、避難するため同居の親族に背負われて高所まで移動した。降雪があったが、緊急の避難だったため防寒は不十分であった。その後避難所へ移動したが、避難所は非常に混雑しており横になることもできなかつたため、自宅へ戻る事となった。自宅は床上浸水、土砂の流入、ライフラインの途絶のため暖房器具が使えず、低気温下での生活であった。ライフラインが復旧した後も部屋にこもりがちになり、食事の量も減っていった。発災から約2か月後、胸背部の痛みを訴え家族により搬送されたが、同日中に急性心筋梗塞のため死亡した。</p> <p>心臓の既往はあったものの発災前までの約6年間は発作もなく、比較的落ち着いた状態であったが、発災直後の環境の激変により心身にストレスを受け、死因である急性心筋梗塞を発症したと考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(3) ⑤避難スペース不足によるプライベート空間確保困難等</p> <p>(7) 停電</p> <p>(14) ①被災・避難時における過酷な状況（身体が水に浸かる等）</p>
--------	---

【62】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	急性心不全
死亡までの経緯等	<p>自宅が床下浸水。翌日から自宅周辺に散乱した物や汚泥等の除去作業を行う。</p> <p>被災から2日後、断水のため浴室、トイレが使えないため市内親戚宅へ避難する。約2週間、昼間は自宅の清掃作業等を行い、夜は避難先での生活となる。</p> <p>断水が解消し、自宅に戻る。帰宅翌日、給湯機の故障で浴室が使えないため、再度親戚宅へ避難する。2日後に給湯機の交換が済み、自宅に戻る。その後も引き続き、自宅及び周辺の清掃作業を行う。</p> <p>死亡当日（再帰宅から約2週間後）の朝、気分がすぐれないことを家人に訴える。自宅浴室の洗い場で倒れ、心肺停止状態で発見される。市内病院へ救急搬送されるが死亡が確認される。</p> <p>被災後の清掃作業等による身体的負担や精神的ストレスが大動脈解離発症の一因となり、大動脈解離・破裂からの心タンポナーデが心不全に移行し、死亡したものと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(8) 断水</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p>
--------	---

【63】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	肺炎による急性呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>被災直後の3日間の避難生活で急性胃腸炎及び肺炎を発症し、入院。その後病院でも体調の改善が見られず、被災から約1か月で死亡。</p> <p>もともと透析患者であり抵抗力が低いところに、避難生活中のストレスが重なり、さらに抵抗力が低下。被災を契機に胃腸炎及び肺炎を発症し、急性呼吸不全で死亡。</p> <p>被災が契機になって生じた肺炎の悪化により死亡したこと、被災生活の身体的負担及び精神的ストレスが抵抗力低下に関与した可能性があるとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p>
--------	--

【64】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	慢性腎不全
死亡までの経緯等	<p>自宅が浸水したため市内の親戚宅に避難する。避難した親戚宅が断水地域であり、また、介護用ベッドも使えなかったことから、生活に支障を来すようになる。慣れない環境での生活と断水による不便な生活で、身体も疲労し、日常生活レベルが徐々に低下する。</p> <p>褥瘡の心配が出てきたため、親戚宅への避難から約1週間経過後に市内アパートに転居する。転居後は食欲が低下し、体動も困難となる。通院も困難になり、家族が医師に病状を説明し、処方を受ける。薬服用3日後、軟便が続くため医師の指示により抗生物質の服用を中止する。</p> <p>アパートへの転居から約10日後、転居先の市内アパートでぐったりとしてチアノーゼもあったため、市内病院に救急搬送され入院し、治療を行う。医師からは、抗生物質の服用や点滴により腎機能が急速に悪化したとの説明を受ける。</p> <p>退院後は、本人の希望もあり、応急修繕した自宅に帰る。自宅で看護を続けるが、退院から半月後に腎不全のため死亡する。</p> <p>台風被害のために自宅での生活が困難となり、移動を繰り返した結果、身体的負担により病状を悪化させて死亡したとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む） (8) 断水
--------	-----------------------------

【65】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>発災前は脳梗塞等の既往があったが、日常生活に支障はなかった。</p> <p>発災時は自宅周辺が被災し、床上浸水したことから近隣の校舎へ避難した。校舎内は人が多く気を遣うためほぼ車内で過ごしていたが、体への負担が大きく、疲労が蓄積してきたため再び校舎内へ移動した。その後は体育館の段ボールベッドで過ごしていたが気温が低く、寒さを訴えていた。また、眠りが浅く不眠になり、日中もイライラすることが増えるなど精神的にも不安定な状態が続いていた。発災から約2か月後、散歩中に突然倒れ救急搬送されたが、心筋梗塞による死亡が確認された。</p> <p>災害により生活環境が激変したことや、慣れない集団生活でのストレスが心身に著しい負荷を与え、死因である心筋梗塞の発症に至ったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(3) ①空調設備不足等による高温（低温）下での生活</p> <p>(3) ②慣れない集団生活、周囲への気兼ねによるストレス等</p> <p>(5) 車中泊</p>
--------	--

【66】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・60歳代
死因	肺がん
死亡までの経緯等	<p>発災前に肺腺癌の診断を受け放射線治療のため入院していたが、在宅療養に切り替え、以後は定期通院しながら治療を継続していた。また、発災直前から胸水が増加し始めたため、再度入院の上、化学療法を予定していた。</p> <p>発災後、台風の影響による停電のため自宅のエアコンが使用できなくなり、夜間も30度を超える高温の中、自宅で生活していた。発災から4日後に体調が悪化し、呼吸も困難になったため、病院に救急搬送され緊急入院。胆のう炎の合併症も診断された。その後は、対症療法を継続していたが、病状の進行に伴い全身の状態が悪化し、発災から約1か月後に死亡した。</p> <p>持病の肺癌の治療を自宅で継続していたが、長時間のライフラインの断絶により過酷な状況に置かれたことに起因して症状の悪化が促進されたと判断されたことから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(7) 停電</p>

【67】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>発災前は貧血、肺炎等の既往があり全介助状態だったが、会話は出来ており認知面に問題は無かった。</p> <p>発災時は入所していた介護施設が浸水被害にあい、全てのライフラインが停止した。救助が来るまでほぼ食事は出来ず、通常の介護も受けられなかった。2日後に救助され、そのまま病院へ搬送、入院することとなった。入院後は食事の量が落ち、体力も低下していき、発災から約1か月後、老衰のため死亡した。</p> <p>災害により通常の介護が受けられなかったことや、環境の激変により食欲が低下したことが体力の低下の原因となり、死期を早めた可能性があることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(7) 停電</p> <p>(8) 断水</p> <p>(10) ①施設損壊等による介護施設への影響</p>
--------	---

【68】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	末期腎不全
死亡までの経緯等	<p>発災前は心臓、腎臓、気管支等に既往があり通院していたが、日常生活に支障は無かった。</p> <p>発災時は自宅の1階が浸水したため2階へ避難し、4日間過ごした後、親族宅に移動し生活していた。1階の片付けのために家族で自宅へ通っていたが、自宅の被災により心身が疲弊していたため2階で休息していることしかできず、1階に降りてくることも無かった。心労から食欲も減退し、体力も低下していった。発災から約10日後、1階が使用できるようになったため自宅に戻ったが、ほとんどベッドに寝たきりとなった。発災から約2週間後、手の腫れに気づき受診したが、心臓の持病のため作用の強い薬を服用できなかった。翌日、体調が悪化し緊急搬送されそのまま入院。足のむくみも見られ、呼吸も苦しむようになり、発災から約2か月後、末期腎不全のため死亡した。</p> <p>災害による環境の激変から心身にストレスがかかり、食欲の減退や体力の低下につながり、死因である末期腎不全の悪化に至ったと推定されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む） (14) ②避難所等と自宅の往復生活による心身への負担
--------	--

【69】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	呼吸不全（肺塞栓症の疑い）
死亡までの経緯等	<p>発災前は慢性心不全、糖尿病、前立腺癌等の既往があり肺炎による入院歴もあったが、日常生活には支障は無かった。</p> <p>発災時は自宅が床上浸水し、すでに避難できない状況であったため、ボートで救出されるまで8時間余り水に浸かっていた。避難所に移動したものの、足が腫れて歩くことが出来ずに病院に搬送されたが、入院はせずに親族宅に避難することとなった。症状は親族宅でも回復せず、トイレに行く時以外は寝ている状態であった。発災から5日後からは宿泊施設、約1か月後には被災者用住宅に入居した。直後にエコノミー症候群と診断され、発災から約2か月後に呼吸の苦しさを訴え入院。その後、在宅療養となり酸素吸入器を使用しながら生活していたが、発災から約3か月後、呼吸不全のため死亡した。</p> <p>災害による環境の激変から心身にストレスがかかり、死因である呼吸不全の発症に至ったと推定されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(14) ①被災・避難時における過酷な状況（身体が水に浸かる等）</p>

【70】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	播種血管内凝固症候群
死亡までの経緯等	<p>発災前は糖尿病、狭心症、肺炎等の既往がありインスリンの注射を行っていたが、日常生活に支障は無かった。</p> <p>発災時は夜に自宅が床上浸水したため、自宅内の高所部分に避難し朝まで過ごした。翌日以降も自宅で生活を続けながら浸水部分の片付けを行ったが、床が乾き始めてからはホコリや汚泥等による粉塵が酷く、のどの痛みを訴えるようになった。発災から10日後にかかりつけ医を受診し肺炎と診断され、入院することとなった。ICUにて治療を受けていたが、回復がみられず、次第に食欲もなくなり、発災から約2か月後に播種血管内凝固症候群のため死亡した。</p> <p>災害により自宅が浸水し復旧作業を行っていたところ、大量に粉塵を吸引し肺炎を発症。その症状が長引いた結果、死因である播種血管内凝固症候群の発症に至ったと推定されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(11) 多量の塵灰の吸引</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p>
--------	--

【71】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は慢性腎臓病、高血圧等の既往症があり、心不全の悪化もあったため内服調整を行っていたが、状態は落ち着いており、食事もほぼ全量摂取していた。</p> <p>発災時は入所していた介護施設が浸水被害にあったため、3階へ移動した。ライフラインは停止し、救助されるまでの間、食事は少量の粥と水分中心のものだった。また、停電のため電気が使えず、夜間は不安を訴えていた。発災から3日後、別の施設に避難した直後には体調は落ち着いていたが、発災から10日後に嘔吐し、体調不良を訴えたため搬送され、低酸素血症により入院することとなった。退院を予定していたが体調が悪化し、発災から約1か月後に肺炎のため死亡した。</p> <p>災害によりライフラインが途絶えた施設で3日間過ごしたことや、他の施設に避難したことによる介護環境の変化が体力の低下につながり、死因である肺炎の発症に至ったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(7) 停電</p> <p>(10) ②介護施設の被災等に伴う転所</p> <p>(10) ④停電による介護施設への影響</p>
--------	---

【72】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>発災前は統合失調症による認知機能の低下等があったが、食事は自力摂取できていた。また、施設での活動にも参加するなど活発的であった。</p> <p>発災時は入所していた施設が浸水被害にあったため、3階に避難した。ライフラインが停止し、フロアに利用者があふれかえる中、窮屈な状態で体動が激しいため何度も場所を変更した。また、救助されるまでの間、食事は少量の粥と水分中心のものだった。発災から3日後、病院に搬送されそのまま入院することとなったが、食事は自力摂取するなど体調は安定していた。約1か月で退院し、発災前とは別の施設へ入所した。ここでも比較的安定していたが、幻覚が見えると訴えたり、大声で怒るなどの行動も見られるようになった。さらに約1か月後、元の施設に再入所したが、徐々に活動量は低下し、発災から約3か月後、老衰のため死亡した。</p> <p>災害により介護を受けられない期間があったことや、短期間に3度の生活環境の変化があったことによる体力の低下が死期を早めた可能性があることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(2) ③病院、介護施設における生活</p> <p>(10) ②介護施設の被災等に伴う転所</p>
--------	--

【73】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	溺水
死亡までの経緯等	<p>発災前は脳梗塞後遺症や糖尿病等の既往があり服薬が必要であったが自ら管理できる状態ではなく、同居の妻が管理していた。</p> <p>発災時は自宅が床上浸水したが、深夜であったため避難することができなかった。翌朝、ボートで救助された後に病院に搬送され、その後は親族宅に避難した。体力が低下してきていたため要介護認定を受け、介護サービスを開始した。発災から約1か月半後、自宅の改修が完了したため妻と共に自宅に戻った。自宅への引っ越しから約1週間後に妻が入院したため一人暮らしとなり、その3日後に浴槽に顔まで浸かっているところを親族に発見され搬送されたが、溺水による死亡が確認された。</p> <p>災害が発生したことによる避難による体力の低下や、薬の管理等を行っていた妻の入院により服薬ができない期間が生じるなど環境が激変したことが死につながった可能性がある」と推定され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(4) 服薬の中断</p>
--------	---

【74】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前には大腸癌の手術及び肺転移後の手術歴があった。</p> <p>発災時には自宅が床下浸水の被害を受けた。家や物置の掃除、片付けに親戚が手伝いに来てくれたが気を遣い、休むことができなかった。自宅の消毒のため1週間ほど畳を上げる必要があり、その間はレスパイト入院していた。退院後は自宅にて療養し、体調は安定していた。寒い時期であったが床下を乾かすために常時扇風機を使用しており、自宅内部の気温は低下していた。発災から約2か月後に息苦しさを訴え緊急入院。同日夜中に容体が急変し、ICUで治療を受けたが、3日後に肺炎のため死亡した。</p> <p>災害からの復旧に向けて自宅床下を乾燥させる必要が生じたことからやむを得ず常時扇風機を使用していたところ、自宅全体の気温が低下し、さらに生活環境の激変による肉体的な疲労が、死因である肺炎の発症に起因したと判断されたため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(2) ②自宅における生活
--------	---------------

【75】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	間質性肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災の約2年前に間質性肺炎を発症しており、治療を継続していた。</p> <p>発災時に自宅が水害に遭い、自ら自宅や物置の復旧作業を行っていた。作業中には多量の粉塵が舞っており、発災から約2週間後に呼吸苦を訴えたため受診したところ、広汎な間質性肺炎が認められ、そのまま緊急入院することとなった。治療を継続していたが、(肺炎の悪化に加え血管内凝固症候群、多臓器障害も進行していった。) その後も呼吸不全の改善は見られず、発災から約1か月後に間質性肺炎のため死亡した。</p> <p>災害後の復旧作業中に粉塵を多量に吸入したことが死因である間質性肺炎の悪化につながったと推定され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(11) 多量の塵灰の吸引</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p>
--------	---

【76】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は要介護認定があり、訪問介護を受けていた。生活の一部に介助を必要としていたが、会話は問題なくできていた。また、高血圧のため服薬治療を行っていた。</p> <p>発災時は近隣の河川の水位が上がってきたため、同居家族と共に親族宅に避難。親族宅には介護ベッドがなく起き上がることができず、背中痛みを訴えたため、レンタルの介護用ベッドを搬入した。訪問介護を受けていた施設が被災したため、発災から約2週間は訪問介護を受けることができなかった。訪問介護が可能となった日からは別の親族宅に転居したが、災害後の粉塵が酷かったため、せき込むことも多かった。発災から約2か月後、仮設住宅に入居。度重なる避難により疲労し、食欲も減退していった。仮設住宅へ入居してから約2週間後、同居の親族の呼びかけに応じなかったため緊急搬送されたが、肺炎による死亡が確認された。</p> <p>災害により訪問介護、訪問看護が受けられない期間があったことや、避難のため住居の移転を繰り返す等、生活環境が激変したことにより体力が低下し、死因である肺炎の発症に至ったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(10) ①施設損壊等による介護施設への影響</p> <p>(11) 多量の塵灰の吸引</p>
--------	---

【77】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	慢性心不全
死亡までの経緯等	<p>発災前から循環器系の既往がありペースメーカーを留置していた。また、心不全を発症していたが、投薬治療等により症状は改善されており、日常生活では歩行や入浴に部分的な介助を受けて、在宅生活をしてきた。</p> <p>ショートステイ利用中の施設が浸水による被害を受けて被災。施設内でスタッフの支援のもと垂直避難を行った。翌日、仮設避難所へ移動し、夕方、親族宅に移る。自宅周辺の冠水や断水が解消したため約2週間後に、自宅に戻る。</p> <p>帰宅から20日後、うっ血性心不全等のため入院。約2週間後に心不全の症状が改善し退院するが、退院から3日後に尿路感染症等のため再入院。約2週間後、循環器障害・食欲低下・意欲低下等により全介助を要する状態となり、リハビリ目的に転院する。転院から約2か月半後に、食思低下・心機能悪化が進行し、循環器機能低下から体内の酸素量が低下し、慢性心不全で死亡。</p> <p>被災による強い心理的負担や避難行動による身体的負担、環境の変化が、一連の疾病の発症を招き、慢性心不全での死亡につながったものと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p>
--------	---

【78】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	急性大動脈解離
死亡までの経緯等	<p>発災前から心臓機能障害と腎臓機能障害があり、注意を要する状態であったが、人工透析をしながら生活していた。</p> <p>自宅で被災し、2階へ垂直避難し、一夜を明かし、翌日、透析を継続するために、親族宅へ避難し、約2週間後に、借上げ型仮設住宅に入居する。</p> <p>被災による透析スケジュールに変更なく、週3回ペースで人工透析を継続。著明な病状変化はなかったが、被災から約2か月後に心肥大の進行や大動脈石灰化が確認され、その約1か月後には、透析後に嘔吐が見られるようになった。</p> <p>被災から約5か月半後、頭痛とめまいを訴え、病院を受診。検査中に容態が急変し、急性大動脈解離で死亡した。</p> <p>発災後の避難行動や避難生活での身体的及び精神的負担、生活環境の変化が既往症の悪化を招き、急性大動脈解離による死亡につながったと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p>

【79】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前から肺疾患の既往があったが、約1年の治療経過をもって終了しており、日常生活で不調を訴えることなく生活していた。</p> <p>自宅で被災し、家族で避難行動ののち、被災から4日後、アパートを契約し、家族で入居。被災から約1か月半後に非肺結核性抗酸菌症の悪化が認められ、ほぼベッド上での生活となる。それから約2か月後に自宅トイレで倒れ、救急搬送され入院し、入院から約1か月半後に肺炎で死亡。</p> <p>災害に遭遇したことや避難による身体的負担、生活環境の激変により、身体機能の低下や既往の慢性閉塞性肺疾患の増悪を招き、肺炎による死亡に至ったと考えられることにより、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p>
--------	---

【80】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前からほぼ全介助の状態、有料老人ホームで生活していた。</p> <p>施設が浸水する前に、関連施設に避難するが、翌日に避難先が浸水したため垂直避難し、その翌日に自衛隊に救助され避難所へ避難する。避難所で発熱し、救急搬送され入院。ウイルス感染症の診断を受ける。入院から約1か月半後に転院し、保存的治療・リハビリ主体の治療が行われる。転院から約2か月経過したころから食事を摂ることができなくなり、中心静脈栄養を行っていたが、約50日後に肺炎で死亡した。</p> <p>被災による避難行動により、廃用症候群となり日常生活動作の低下が続き、肺炎での死亡につながったと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(10) ②介護施設の被災等に伴う転所</p>
--------	---

【81】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	心室細動
死亡までの経緯等	<p>被災前から指定難病である多発性筋炎と、それに伴う様々な循環器や血液の疾患が認められ、定期的に受診し、治療を継続していた。移動や身の回りの管理に支援を受けながら在宅で生活していた。</p> <p>自宅浸水前に、自家用車に乗り家族で避難するが、避難所は混雑していたため、店舗の駐車場で車中泊する。翌日は、親族宅に、翌々日から別の親族宅に避難し、被災から約40日後に、家族で借上型仮設住宅へと移る。短期間で避難生活の場が移り、ほぼベッド上で生活するようになった。その後、食欲の不安定さや下肢筋力低下の進行があった。</p> <p>発災から約5か月後、下痢の症状が出現し、病院に救急搬送され処置を受けたが、心肺停止となった。心肺蘇生が行われるも心破裂が起こり、心室細動で死亡した。</p> <p>被災後の生活環境の激変により、身体の機能や免疫力が低下し、容態が急変して死亡したと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(5) 車中泊</p>
--------	--

【82】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	急性硬膜下血腫
死亡までの経緯等	<p>被災前から双極性感情障害や脳梗塞等の疾患があり、家族の介護を受けながら自宅で生活していた。両下肢の筋力低下や両失明もあり、躁状態や不穏に伴って転倒することが多かった。</p> <p>発災時は家族と自宅2階に垂直避難。翌朝にボートで救助され、避難所へ移動し1泊した。</p> <p>翌日、被災した自宅に戻ったが、心身状態が悪化し、帰宅から15日後に双極性感情障害のため入院した。投薬治療で症状が安定し、入院から約3か月後に退院。借上型仮設住宅へ帰宅したが、再び躁状態から多動となり、転倒や壁等への衝突が頻発した。帰宅12日後の夜に倒れて意識不明となり、急性硬膜下血腫のため入院したが、回復することなく入院6日目に死亡した。</p> <p>死因の急性硬膜下血腫は不慮の事故により発症したものであるが、被災による生活環境の激変が、基礎疾患の双極性感情障害の増悪や、視覚障害による環境変化への適応困難を招いて転倒に至ったものであり、偶然の事故とは言えないため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む） (13) ②避難生活時の負傷
--------	-------------------------------------

【83】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・50歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前は、重度の腎臓機能障害による人工透析や心筋梗塞、動脈硬化等の治療をしながら自宅で父と暮らしていた。</p> <p>発災10日前に虚血性腸炎のため入院しており、発災時は、抗菌薬加療や血管手術等のため入院中であった。</p> <p>発災から2日後、父を心配して早期退院し、避難所で1泊した後は、親族宅で避難生活をしながら透析治療を再開したが、退院から10日後に抗菌薬関連大腸炎を発症し、約2週間入院した。</p> <p>退院翌日から被災した自宅2階で父と在宅避難生活を始めたが、約1週間後に腸炎を再発し、約2週間入院した。</p> <p>退院から約半月後に、借上型仮設住宅に入居したが、食事内容から高カリウム血症や循環器機能の悪化等を招き、入居から約2か月後に入院した。5日後に退院し、通院による人工透析を再開するも、退院から10日後に借上型仮設住宅にて急性心筋梗塞により死亡した。</p> <p>被災した自宅や借上げ型仮設住宅での避難生活による心身への負荷があったと推測され、現症の重篤化が、死因である心筋梗塞の発症に影響したと認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(2) ②自宅における生活</p>
--------	--

【84】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	脳幹部出血
死亡までの経緯等	<p>被災前から高血圧であったが、日常生活には支障がなかった。</p> <p>発災時には会社が浸水。約3か月間、猛暑の中、休みなく片づけをするも、会社の再建は不能となった。片づけを行う中、食欲不振、体重減少及び睡眠障害があった。</p> <p>発災から約100日後、外出先で倒れ、救急搬送されたが、同日のうちに脳幹部出血により死亡した。</p> <p>被災後、猛暑の中、流入した土砂や機材の片づけを行ったことによる身体的負担などから、更なる高血圧状態を招き、脳幹部出血を発症して死亡したと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担
--------	-----------------------------

【85】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災前は、糖尿病の治療を行いながら、農作業を行うなど、自宅で日常生活に支障なく生活していた。</p> <p>発災時には、家の中に土砂が流入したため、家族とともに避難所に避難する。猛暑の中、ボランティアなどとともに流入した大量の土砂の片づけを行うが、家屋の1階部分は被災したため住めず、2階で生活する。被災から約3週間後、咳や痰がきれず、喉の痛みが出る。</p> <p>被災から約4か月半後、自宅にて嘔吐し、救急搬送される。重度の肺炎のため、同日、死亡した。</p> <p>被災後、猛暑、かつ、不衛生な場所で土砂等の片づけを行ったことで、身体的負担と精神的疲労から基礎疾患である糖尿病の悪化を招き、肺炎を発症して死亡したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p>
--------	---

【86】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>被災前は、自宅で夫婦二人暮らしをしており、家事や庭の草むしりのほか、旅行に行くなど、日常生活の制限はなく暮らしていた。</p> <p>豪雨による自宅裏山の土砂崩れにより、ボイラー室が崩壊し、浴室が損壊。水道管が損壊したことにより断水した。裏山の土砂崩れにショックを受け、食事がとれず、その分水分を多めにとったことで、基礎疾患である低ナトリウム血症の悪化を招いた。</p> <p>発災から6日目から入院する。入院加療により症状が改善し、約2週間で退院するも体力の低下は著明であり、ADL（日常生活動作）は低下し、退院から約1か月後に要介護2の判定を受ける。</p> <p>夫による介護やデイサービス、ショートステイを利用しながら在宅生活を送っていたが、要介護認定から約2か月後、肺炎及び気管支炎の診断を受け、入院する。入院後、症状の改善がみられるも、発災から約5か月半後に、肺炎を発症して死亡した。</p> <p>災害による身体的・精神的負担により、体力の低下を招いて直接死因の原因である肺炎を発症して死亡したと推測され、災害と死因との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p> <p>(8) 断水</p>
--------	--

【87】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	誤嚥性肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災者は、胃がんの手術をしたことはあったが、腰痛の治療のために通院していた以外持病はなく、健康上問題なく過ごしていた。</p> <p>発災時、雨が強くなったことから、近隣住民に促され近所の集会所に夫婦で避難した。その後、親族が車で迎えに来て、親族宅で1夜を過ごした。翌日、自宅隣にある山の畑が崩れ、土砂が流入し、屋根も損壊して住める状態ではなくなっていることが判明。引き続き避難していた親族宅に約1週間避難する。災害の影響で断水していること等でストレスにより、口数も減り、食欲も被災前に比べると減っていた。別の親族宅の断水が解消したため移動するが、落ちつかない様子であった。その後、発災から12日後に、断水が解消したこともあり、親戚が所有する空き家に移動。</p> <p>親戚が所有する家屋に移動した約1か月後の朝、吐血があり、子の車でかかりつけ医を受診したところ、病院に救急搬送され、重症の肺炎等のため入院した。入院から約70日後、容態が悪化し、誤嚥性肺炎により死亡した。</p> <p>自宅の被災に伴う環境の大きな変化により、精神的及び身体的な負担が増大し、体力の低下を招き、誤嚥性肺炎による死亡につながったとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む） (8) 断水
--------	-----------------------------

【88】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・60歳代
死因	くも膜下出血
死亡までの経緯等	<p>高血圧の既往があり、服薬により加療を行っていた。</p> <p>自宅が半壊の被害を受け、避難所に避難。3日目に帰宅し、自宅2階で生活し、自宅の復旧作業を行う。</p> <p>被災時に高血圧症の薬が流されたことにより約1か月間服薬ができず、避難所からの帰宅後は、復旧作業や母親の介護、親族間での揉め事により疲弊し、定期的に通院できていなかった。</p> <p>被災から約5か月後、自宅の庭先で倒れ、救急搬送されたが、2日後にくも膜下出血のために死亡した。</p> <p>被災により身体的・精神的負担が増加し、定期的に通院もできず、高血圧症の薬も継続的に服用できない状態が続き、くも膜下出血で死亡したと推認されることにより、死因と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(4) 服薬の中断</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p>
--------	---

【89】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	慢性呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>長女との二人暮らし。長年、肺気腫を患い、酸素吸入を行っていたが、最低限の身の回りのことは行っていた。</p> <p>発災時、避難しようと思った時には自宅前の道路が玄関の高さまで冠水しており、避難所等への避難が不可能であったため、長女とともに自宅2階へ垂直避難。長女が酸素吸入器と最低限の飲食糧を2階に運び、一夜を過ごす。翌日、親族宅に親族が運転する車にて一時避難。翌日、別の親族宅に移動し、約2か月間滞在する。自力で動くことが減り、1日の大半をベッドの上で過ごす。また、食事の量も減り、1日1食程度になった。</p> <p>親族宅に約2か月滞在した後、自宅前のみなし仮設住宅に入居する。入居から約1か月半後、体調が悪化し、自力で体を支え切れなくなった。発災から約5か月後、みなし仮設住宅内で息をしていない状態を発見され、死亡が確認された。</p> <p>避難行動による身体的負担や、発災に起因する精神的なショックにより食事量が減り、必要とする栄養を十分摂取することができなくなったことで、肺疾患が悪化したことが死亡に影響したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p>
--------	--

【90】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	間質性肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前から慢性閉塞性肺疾患等の持病があり、通院や服薬で治療を受けながら家族2人で生活していた。</p> <p>発災時は親族5人で小学校へ避難した。約1週間後、空調施設のある部屋に移動し、避難生活を継続していたが、本人のみ介護施設の利用者が避難している公民館に移動した。</p> <p>約2か月後、在宅酸素療法を導入し自宅での生活を再開したが、発災から約5か月後に間質性肺炎により呼吸困難となり入院。3日後に退院するも自宅で意識を失い、同病院へ搬送されたが、間質性肺炎により死亡した。</p> <p>災害による環境悪化により、肺機能の憎悪があったと推測され、被災前からの持病である間質性肺炎等が悪化したことにより死期を早めたことから、死因と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p>
--------	---

【91】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>自分のことは自分ででき、介護認定を受けることもなく、自宅で生活していた。</p> <p>地震発生時、屋外に避難。自宅前の道路を倒れた電柱がふさぎ、自宅から車を出すことができなかつたため、隣家の車庫で過ごす。再び大きな地震が起きた際、避難所に避難するが施設内にスペースがなく、一晩施設の外で過ごした。翌日、施設内の玄関ホールに移動した。玄関ホールに移動してから3日後、40度の発熱があり、病院に緊急搬送される。一時軽快したが肺炎を繰り返し、次第に衰弱していった。被災から約4か月後、肺炎のため死亡。</p> <p>避難行動の身体的負担により肺炎を発症して死亡したものと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(3) ⑤避難スペース不足によるプライベート空間確保困難等
--------	-------------------------------

【92】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	敗血症
死亡までの経緯等	<p>地震発生約1か月前から心不全のため入院し、リハビリ等を行っていた。</p> <p>地震により入院先の病院が被災し、入院継続が不可能となったためすべての入院患者が他の病院に転院となった。</p> <p>被災から約2か月後、全身状態の改善が厳しく、看取り前提で転院するが、胃ろう造設の説明を受け、家族は積極的な治療を希望。転院から約1週間後、全身状態不良のため他の病院へ紹介搬送となるも、全身状態が非常に悪く、胃ろう造設は不可能とされた。また仙骨部に褥瘡があり、当該褥瘡は重度で感染も伴っているため生命の危険があることも家族に説明された。その後、徐々に改善が見られ、経管栄養・経口栄養の併用となる。</p> <p>被災から約4か月後、急な発熱や血圧低下、酸素化低下があり尿路感染症による敗血症とされた。その2日後、意識レベルが急に低下し、心肺停止状態となって死亡した。</p> <p>被災により転院を繰り返し生活環境が激変したことが身体的・精神的に負担を与え全身状態の悪化につながって敗血症により死亡したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(9) ③病院の被災等に伴う転院</p>
--------	--

【93】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	多発外傷
死亡までの経緯等	<p>発災前は自宅で元気に生活していた。</p> <p>自宅で被災し、避難所に1週間程度避難していた。その後、自宅に戻るが、屋根に応急的に張ったブルーシートに雨が当たる音をととても嫌がっていた。梅雨時に入ると特に元気がなくなり、不眠を訴え、精神安定剤の処方や、カウンセリングを受け、病院でも家の修理が終わらない不満を度々吐露した。</p> <p>被災から約4か月半後には、友人が訪ねてきても会おうともしなくなった。</p> <p>被災から約5か月後の明け方、夫が気付いた時には家に姿はなく、自宅近くで死亡しているのを発見された。</p> <p>地震や避難生活による身体的・精神的負担がうつ病を発症させて、自殺に至ったものと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(2) ②自宅における生活</p>
--------	---

【94】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性腎不全
死亡までの経緯等	<p>肺気腫、認知症のため通院していた。</p> <p>被災当日は車中泊し、その後、避難所に避難した。避難所で発熱し、被災5日後に医療機関を受診した。胸部レントゲン、胸部CT及び採血検査を行うが異常はみられなかった。その後、6日後に酸素吸入、翌日に救急外来で点滴、さらにその翌日に検査を受けるが異常はみられなかった。その後も微熱が続く。</p> <p>被災から約1か月半後に夜間を中心に原因不明の高熱を発生し、入院。その後、急激に腎機能が低下し、被災から約4か月半後に死亡する。</p> <p>避難行動による環境の変化やストレスによる身体的負担が発熱や腎機能を低下させて死亡に至ったと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(5) 車中泊</p>
--------	---

【95】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	急性呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>被災後、数か所の避難所や親族宅等への転居を繰り返した後、市内の介護施設に入所した。発災から約2か月後に発熱、痰、呼吸苦、食事摂取困難のため入院することとなり、肺炎と診断された。その後も治療を継続していたが、発災から約4か月後に急性呼吸不全のため死亡した。</p> <p>災害により避難を余儀なくされ、避難生活による身体的・精神的負担が死期を早めたと考えられることから、死亡と災害との間に因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む）
--------	-------------------

【96】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>発災前はパーキンソン病、高血圧、不眠等の既往があり、要介護認定を受けていたが食事は自立摂取していた。また、認知症があったが呼びかけには応じるなど意思の疎通は出来ていた。</p> <p>発災時は入所していた介護施設が浸水被害にあったため、2階から3階へ車いすで移動した。救助されるまでの間は食堂に敷いたマットで過ごし、食事は水分中心のもので内服管理も出来ていなかった。発災から3日後、別の施設に避難したが、徐々に食欲が低下していった。次第に水分も飲めなくなり、発災から約3か月に老衰のため死亡した。</p> <p>施設入所中に被災し、持病の薬が飲めない時期があったことや、施設を繰り返し移転したことにより体力が低下し、死亡に至ったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(2) ③病院、介護施設における生活</p> <p>(4) 服薬の中断</p> <p>(10) ②介護施設の被災等に伴う転所</p>
--------	---

【97】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	肺腺がん
死亡までの経緯等	<p>被災前から慢性閉塞性肺疾患や肺がんと診断があり、被災の約2か月前に、家族へ余命1年との宣告があり、化学療法が行われていた。</p> <p>夜半に急激に自宅が浸水し、2階に垂直避難した。体が水につき、翌朝、自衛隊に救助され、病院に搬送された。病院で身体状態の検査を受け、親族宅へ身を寄せた。数日後、家族とともに自宅の片付け作業を行った後に、細菌性肺炎を発症したため入院となった。</p> <p>約2週間後に退院し、借上型仮設住宅に帰宅したが、10日後に再度発熱し、血中酸素濃度が低下したため再入院。肺炎治療を優先させるため、肺がんの化学療法が中断され、ADLは著しく低下した。約2週間後、細菌性肺炎が軽快したため退院。</p> <p>その後、腫瘍が増大したため化学療法等を再開し、通院治療を継続するも、慢性閉塞性肺疾患の急性増悪等で入退院を繰り返し、病状が回復せずに、被災から約6か月後に肺腺がんのため入院先で死亡した。</p> <p>災害に遭遇したことや被災後の復旧作業等による身体的負担が、基礎疾患の増悪を招き死期を早めたと考えられ、死因である肺腺がんが災害に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p> <p>(14) ①被災・避難時における過酷な状況（身体が水に浸かる等）</p>
--------	--

【98】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	慢性閉塞性肺疾患
死亡までの経緯等	<p>被災前から呼吸器機能障害があり、在宅酸素療法をしながら家族で生活していた。</p> <p>発災時は、在宅酸素療法の機材をもって近隣の親族宅へ夫婦で避難し、その後別の親族宅で避難生活を続けた。</p> <p>その後、日常生活自立度には著変なく避難生活を続けていたが、約2か月後に呼吸困難となり救急搬送され、約1か月間入院。親族宅に戻り、避難生活を再開した。被災から約70日後に、自宅の居室部分の改修を終えたため、自宅で生活を再開するが、約1か月後に再び呼吸困難となり入院するも回復せず、入院から約1か月後に慢性閉塞性肺疾患のため入院先で死亡した。</p> <p>災害による生活環境の激変や環境悪化による心身への負荷があったと推測され、発災前からの呼吸器機能障害が悪化したことにより、死因である疾病の増悪に至り死期を早めたと認められることから、死因と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p>
--------	---

【99】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	胆管炎
死亡までの経緯等	<p>被災前は、長年、肝原発神経内分泌腫瘍を患っていたが、日帰り旅行に行くなど精力的な生活を送っていた。</p> <p>発災時は、23時頃に避難所へ避難する。翌日、水が引いたため帰宅し、1階が被災したため2階で生活する。自宅の片づけを始めるが、非常に時間を要し、発災から約1か月間は1日中働き通しだった。</p> <p>発災から約1か月後に行われた検査（CT検査等）で、肝転移や副腎転移巣の増大が認められ、突然死のリスクがある旨も告げられる。発災から約5か月後、知人から理不尽な言葉を浴びせられ、精神的にショックを受けて、食欲不振となり、更に体力が落ちていった。入退院をし、再入院から約20日後、胆管炎により死亡した。</p> <p>被災後、身体的負担による疲労及び過度のストレスが蓄積され、食欲不振と体力低下を招き、肝原発神経内分泌腫瘍が悪化した結果、胆管炎を発症して死亡したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p>
--------	---

【100】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	甲状腺未分化がん
死亡までの経緯等	<p>被災者は、発災前から腺腫様甲状腺腫の疑いで通院していた。被災前は、甲状腺がんの診断はできなかった。</p> <p>自宅で被災し、1階に土砂が流れ込み、町内の親戚宅に夫婦で避難する。連日猛暑の中、夫婦で土砂の撤去、自宅の片付け、ボランティアの受入れ等、復旧作業を行った。</p> <p>被災から約2か月後、心身ともに疲労困憊し、食事もとれなくなり、眠れない日が続いた。病院を受診し、うつ病と診断され、入院した。</p> <p>約6か月後に退院したが、実質は甲状腺治療のための転院であった。転院の2日前に、甲状腺の腫れのため、入院先から別の医療機関を外来受診。甲状腺がんの診断を受ける。</p> <p>転院から約3か月後に、甲状腺未分化がんにより入院先で死亡した。</p> <p>発災前から重篤な既往症があったわけではなく、発災後の連日の炎天下での復旧作業による身体的・精神的負担で心身ともに衰弱し、うつ病で入院したことで、既往症の腺腫様甲状腺腫の治療が受けられなかったことが、病状を悪化させ、甲状腺がんにより死亡したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p>
--------	---

【101】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前から高血圧症や心臓病の持病があったが、病状は安定しており、服薬により日常生活は支障なく自宅で生活していた。</p> <p>発災時は、早朝に自宅の周りに土砂が流入し、何も持たずに泥まみれになりながら高台へ避難。高台から避難所へは消防車で移動。移動中の消防車内で嘔吐し、医療機関を受診。めまい、嘔吐と診断される。被災から約1か月後に、市営住宅へ入居する。</p> <p>被災してから約3か月間、ほぼ毎日のように自宅周辺の土砂の撤去やがれき等の解体・撤去作業を行う。被災から4か月目は、屋内の清掃等を行った。被災から約5か月後、夜間トイレに行く際にめまいを覚え、病院を受診。</p> <p>被災から約8か月半後には、胸部痛を覚え、病院を受診。休むとよくなるが、動くと痛みがあると訴える。50m歩行や引越し（約半月後に帰宅予定）の荷造りをすると労作狭心症が出現。受診翌日、胸痛を覚え、心筋梗塞により入院。緊急カテーテルを行うが、その2日後に急性心筋梗塞により死亡した。</p> <p>自宅に流入した土砂の撤去作業の身体的負担やストレスで急性心筋梗塞を発症し死亡したと認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p> <p>(14) ①被災・避難時における過酷な状況（身体が水に浸かる等）</p>
--------	--

【102】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	急性腎不全
死亡までの経緯等	<p>発災前から認知症や不眠症が確認されていたが、介護サービスは受けず、ほとんど外出することなく生活していた。</p> <p>発災時は自宅2階の床上まで浸水し、2階のベランダからボートで救出された。同日夜に親族宅に避難するも認知症の症状が見られたため、医療機関に入院することとなった。発災から約2か月後、認知症が進行し日常生活は全面介助となった。その後も介護施設、医療機関への入所、入院を繰り返しており、療養型病院に転院後に肺炎や急性腎炎を発症。発災から約7か月後、急性腎不全のため死亡した。</p> <p>被災により精神状態が急変し、自宅生活から入院や入所等、生活環境が変化したことにより心身の機能が低下し、死因である急性腎不全が発症し死亡したと認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p>
--------	---

【103】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前からパーキンソン病の診断を受け、嚥下困難や誤嚥性肺炎の持病があったが、治療を継続しており症状はほぼ安定していた。</p> <p>発災時は浸水前に近隣に住む親戚と共に避難。常用していた薬を忘れたため、2日後に入院するまで断薬となった。翌朝早朝に体育館へ到着するが飲食は出来ていなかった。夕方頃、バスにより更に別の避難所へ移動することとなり夜に到着。翌日、保健師が体調不良に気付き緊急搬送され、熱中症の疑いで入院することとなった。さらに断薬を機にパーキンソン病の急性増悪となり誤嚥性肺炎を発症。肺炎は軽快するもリハビリ継続のため転院する。転院後、認知症の悪化や嚥下機能の低下などにより全身状態が悪化し、心身の機能も低下。発災から約11か月後、肺炎により死亡した。</p> <p>被災による服薬の中断により持病であるパーキンソン病の急性増悪から心身の機能が低下し、死因である肺炎の発症を招いたと推認できることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(4) 服薬の中断</p>
--------	---

【104】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	急性心不全
死亡までの経緯等	<p>発災前から施設で生活していた。生活には一部介助が必要であったが、食事は自力摂取ができていた。</p> <p>発災時は入所施設が被災し、ベッド付近まで浸水。電気機器、空調が利用できない高温多湿の中、3日間を過ごした。避難先の施設で朝食摂取後、誤嚥による低酸素脳症で救急搬送され、入院となった。その後も誤嚥性肺炎と尿路感染症を繰り返し、被災から約半年後に転院したが、状態が好転することは無く嚥下機能など身体機能も低下し、被災から約8か月後に急性心不全により死亡した。</p> <p>被災により通常受けられる介護サービスが受けられなかったことや、避難・転院等を繰り返したことによる生活環境の激変によって心身に負荷がかかり、誤嚥性肺炎や急性心不全等の症状を引き起こしたと考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ③病院、介護施設における生活</p> <p>(7) 停電</p> <p>(10) ①施設損壊等による介護施設への影響</p> <p>(10) ③停電に伴う空調停止による高温（低温）下での生活（介護施設）</p>
--------	---

【105】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	うっ血性心不全
死亡までの経緯等	<p>被災前からうっ血性心不全、腰部脊柱管狭窄症、慢性腎不全の症状があり、定期的に受診していたが、自宅で生活していた。</p> <p>自宅が全壊の被害を受け、転倒により負傷する。車中泊をした後、受診した医療機関に2日程度滞在する。その後、入院するが、退院後は他県の知人宅に避難する。体調が悪化したため入退院した後、心不全のため入院。回復に向かったため退院するが、再度心不全で入院し、被災から約6か月後に、うっ血性心不全で死亡。</p> <p>地震のショック、余震への恐怖による身体的・精神的負担が持病の心不全などに影響し、死期を早めたと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(5) 車中泊</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p> <p>(13) ①被災時の負傷</p>
--------	--

【106】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・30歳代
死因	縊死
死亡までの経緯等	<p>発災前は特に持病もなく、妻子と3人で自宅にて生活していた。</p> <p>発災後、原発事故の影響で他県に避難しようとしたが、妻の家族と連絡が取れなかったため、家族で妻の実家に向かうこととなった。途中、被災状況を目の当たりにして、相当ショックを受けているようであった。1週間ほど妻の実家に滞在し、自宅に戻る。</p> <p>発災から約1か月後、他県に避難。なお、子どもが学齢に達していたため、市内の小学校に入学し、転校手続きを取った上で、妻子は約1か月遅れで避難した。</p> <p>発災から約3か月後頃から、酒量が増える、一方で体重が減少し、不眠や疲れを口にするようになった。</p> <p>発災から約5か月後に、妻子のみで一時帰宅。心理カウンセラーから連絡が取れないと妻に連絡があり、初めて夫が心理的に苦しんでいることを認知した。</p> <p>発災から約8か月後に、避難先で自死しているのを外出から帰った妻子が発見。救急車を呼んだが死亡しているのを確認された。</p> <p>申立書の医証や陳述書から、うつ病発症後に自殺した事実間違いはなく、災害による避難行動や心労がうつ病発症の原因と考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p>
--------	--

【107】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	重症感染症
死亡までの経緯等	<p>発災前は糖尿病の既往があり投薬治療を行っていたが、日常生活に支障は無かった。</p> <p>発災後は親族宅に避難しており、糖尿病の治療は継続していたが、周囲に知人がいないため活動量は低下していった。発災から約3か月後、夫婦二人でアパートに引っ越したが、部屋が狭く心身にストレスを感じていた。買い物中に倒れて搬送されたことがあり、この際は当日中に帰宅することができたが、この頃から認知症と思われる行動がみられ始めた。発災から約6か月後、突然体調不良を訴え入院。同月中に発熱し、重症感染症のため死亡した。</p> <p>発災により生活環境が激変し、慣れない環境での避難生活で心身に負担がかかったことが糖尿病の悪化及び体力の低下につながり、死因である重症感染症の発症の原因となったと考えられることから、死亡と災害の間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p>

【108】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>発災前は糖尿病等の既往がありインスリン注射をしていたが、散歩に出かけたり、週に1度のリハビリに通うなど活発に日常生活を送っていた。</p> <p>発災時は親族宅に事前避難していたため、親族がインスリンを取りに自宅へ行ったものの、浸水のため入手できなかった。また、親族宅は台風の影響により停電が続いたため、別の親族宅へ転居したが、環境の変化にストレスを感じていた。注射や服薬を行うため入院することとなったが、肺炎を発症し動けない期間が続いたため次第に歩行が難しくなり、体力も低下していった。発災から約2か月後に間質性肺炎を発症。一時危篤となり、症状は回復したものの自力歩行が困難となった。発災から約4か月後、自宅の修復が完了し帰宅したが、室内での転倒を繰り返し、食欲も回復しなかったため入院することとなった。自宅へ戻るためのリハビリが可能な病院への転院を希望したが、被災のため受け入れができなかった。その後も徐々に体力が低下していき、発災から約8か月後に老衰のため死亡した。</p> <p>災害により持病の注射や薬の服用ができなかった期間があったことや、被災後に移転を繰り返したことにより体力が低下し、死期を早めたことが推測されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む） (4) 服薬の中断 (7) 停電
--------	--

【109】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	敗血症
死亡までの経緯等	<p>長年、糖尿病と認知症を患っていたが、家族の介護とデイサービス施設への通所により、家族とともに自宅で生活を送っていた。</p> <p>発災時、水害により、自宅が半壊となる。市内の避難所で1泊。主に介護していた者がけがを負ったこと、通所していたデイサービス施設が浸水したことにより、発災前と同様の介護を受けることができなくなった。避難翌日から市外の親族宅で避難生活。生活環境の変化が大きく、家族や地域住人と離れたこともあって、徐々に活気がなくなった。発災から約1か月後、介護老人保健施設に入所する。入所から約1か月後、体に変調を来したため救急搬送され、散在性脳梗塞等により入院。その後、一般病院とリハビリ病院とを数回行き来し、発災から約9か月後に介護老人保健施設に再入所。全身状態が徐々に悪化し、発災から約1年後に肺炎から敗血症になって死亡した。</p> <p>認知症の悪化や病気による身体的な負担と精神的ストレスが高まって、徐々に体力が弱まり、食欲も落ちた結果、肺炎から敗血症になって死亡したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(10) ①施設損壊等による介護施設への影響</p>
--------	--

【110】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	急性腎不全
死亡までの経緯等	<p>発災前は非代償性肝硬変等の治療を継続していた。また、右大腿骨頸部骨折のため入院し、発災約2か月前に退院していた。</p> <p>発災時、自宅付近の河川が堤防から越水したため、家族と共に高台の介護施設に避難し、施設内に宿泊した。翌日、親族宅に避難していた際に転倒し、左大腿骨頸部を骨折したため緊急入院し、手術を行った。その際に肝硬変の増悪が確認されている。その後、肝細胞癌が確認され入院・転院を繰り返していたが、左大腿骨頸部人工骨頭置換術後感染症に罹患したため入院し、発災から約1年3か月後に急性腎不全で死亡した。</p> <p>災害による生活環境の変化により左大腿骨頸部を骨折し、術後感染症を発症したことから肝不全が増悪し、肝腎症候群となり急性腎不全により死亡したことから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(13) ②避難生活時の負傷</p>

【111】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は治療中の疾病はなく、身体機能がやや低下していたが概ね日常生活は自立していた。</p> <p>発災時は自宅にて垂直避難を行ったが、屋根に上がった際に雨に濡れ、体が冷えて震えていた。ボートで救出された後、小学校へ避難したが発熱があり、立ち上がることも食事を摂ることもできなかった。2日後には自宅に戻ったが、被災から約2週間後に誤嚥性肺炎、脱水等のため入院。脱水や腸閉塞の治療を行うも廃用症候群となり、在宅生活が困難となったため、療養型病棟にて療養を継続していたが、被災から約12か月後に肺炎を発症し死亡した。</p> <p>被災により脱水や腸閉塞を発症し入院したが、腹痛等のため離床やリハビリが困難となったため廃用症候群に至り身体機能の低下を招き、肺炎に罹患し死亡したと認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(14) ①被災・避難時における過酷な状況（身体が水に浸かる等）</p>
--------	---

【112】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	多臓器不全
死亡までの経緯等	<p>肺疾患があり通院治療をしていたが、日常生活に支障は無かった。</p> <p>発災時は自宅が浸水し、2階へ避難。翌日、ボートで救助され小学校の体育館に移動した。その後は親戚宅に避難していたが、発災から約1週間後に肺炎で入院。入院から約1か月後に退院し、自宅での生活を始めたが、体調不良や微熱が続き、退院から約1か月後に再度入院することとなった。肺アスペルギルス症と膿胸の診断がなされ抗生剤治療等をするが、遺残左肺全摘となった。その後も入院治療を継続したが病状は改善せず、発災から約1年3か月後に多臓器不全のため死亡した。</p> <p>持病の肺疾患で呼吸器が弱まっている状態で、災害による生活環境の変化や環境悪化により肺炎を発症したことから膿胸となり、多臓器不全を招いて死亡したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ②自宅における生活</p>

【113】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	敗血症
死亡までの経緯等	<p>発災前は定期的な通院をしていたが、体調は安定していた。</p> <p>発災当日、豪雨による土砂崩れにより、自宅に土砂が迫ってきたため、同居家族とともに小学校の体育館に避難。館内は冷房設備がなく、30度を超える状況だった。7日後、冷房施設等の整った別の避難所へ移動した。</p> <p>発災翌日から約4か月間は、避難所又は仮住宅から連日自宅へ通い、復旧作業を行っていた。発災から約20日後に頻脈が起こり受診したところ心房粗動と診断され、除細動措置を受けた。その後も下血による倦怠感、食欲不振といった症状が続き、大腸多発憩室炎、炎症性ポリープと診断された。発災から約8か月後、自宅で心原性脳塞栓症（脳梗塞）を発症し緊急入院となった。手術から約2か月後、脳梗塞の後遺症による誤嚥性肺炎等の炎症の多発により容体が急変し、発災から約1年3か月後、敗血症のため死亡した。</p> <p>発災前は体調が安定していたが、避難生活や高温環境での復旧作業等により、心原性脳塞栓症の発症に至り、後遺症による誤嚥性肺炎が引き起こした敗血症が死因である。これらの症状を引き起こしたのは避難所生活及び復旧作業による心身への負担が原因であると推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(3) ①空調設備不足等による高温（低温）下での生活</p> <p>(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担</p>
--------	---

【114】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	虚血性心疾患
死亡までの経緯等	<p>被災前から統合失調症の治療のため入院していた。入院中に被災したが、大きな変化は見られなかった。</p> <p>被災約1週間後に、市外にある同系列の病院に避難。転院2日後に、県外にある病院に再度避難した。転院から約4か月経過後頃から、落ち着きに欠けるようになり、大声を上げるなど周囲への迷惑行為や、転倒が続くなど統合失調症が悪化したことから、拘束状態となる。また、嚥下能力が低下し、食事も飲み込めなくなったことから経管栄養を開始する。</p> <p>被災から約2年5か月後、発熱、誤嚥による肺炎症状が強くなったため経管栄養を中止し、点滴静脈内注射で経過をみることとなり、抗生剤の投与などにより肺炎は軽快。</p> <p>その後、全身状態に問題は見られなかったが、病院スタッフの巡視時に心停止状態を発見され、蘇生措置が施されたが、死亡が確認された。</p> <p>災害により転院を余儀なくされ、転院による環境の変化による身体的・精神的負担が虚血性心疾患による死亡に影響したものと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む） (9) ③病院の被災等に伴う転院
--------	---------------------------------------

【115】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	心原性脳塞栓症
死亡までの経緯等	<p>高血圧の既往はあったが、家事や身の回りのことは自分で 行い、自立した生活を送っていた。</p> <p>自宅が被災したため車中泊する。一度自宅に戻ったが、再 び強い地震が起きたため車中泊する。その後、親戚宅に移動 して一泊する。翌日は車中泊の予定であったが、疲労が見ら れたため体調面を心配し、市役所に一人分横になれるスペ スを設けてもらい休んでいた。市役所の駐車場にいた家族 が、夜間、様子を見に行ったところ、意識がなく様子がおか しいのに気づき、病院に救急搬送する。脳梗塞を起こしてい たが、搬送先で治療が不可能であったため、救急車で対応で きる病院に搬送された。リハビリのため転院。言語障害が残 る。</p> <p>退院後、特別養護老人ホームに入所し、その後、介護老人 保健施設に移る。朝食時に脳梗塞で倒れ、病院に搬送される が寝たきりとなる。その後、転院するが、転院先で心原性脳 塞栓症により死亡した。</p> <p>地震と死亡との期間が1年以上あり、また、2度目の脳梗 塞は1度目の脳梗塞から7、8か月経過しているものの、2 度目の脳梗塞は1度目の脳梗塞が起因していると考えられ、 1度目の脳梗塞は被災直後の車中泊等の避難生活による身体 的・精神的負担が影響して起きたものと推認されることか ら、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む） (5) 車中泊
--------	------------------------------

【116】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>入院中に被災。病院が閉鎖となったため県外の病院に転院することとなり、転院先の病院で高度脱水症、摂食障害、仙骨部褥瘡と診断された。別の病院へ再転院したが、発災から約7か月後には認知症が悪化し、その後は身体状態も悪化していった。発災から約1年2か月後に肺炎のため死亡した。</p> <p>災害により避難を余儀なくされ、避難生活による身体的・精神的負担が死期を早めたと考えられることから、死亡と災害との間に因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(9) ③病院の被災等に伴う転院</p>
--------	--

【117】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	胸部大動脈破裂の疑い
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧の既往はあったものの、日常生活に支障はなかった。</p> <p>発災翌日に知人と共に車で避難した後は転居を繰り返し、発災約3か月後にマンションに入居した。入居したマンションにはエレベーターがなく、ひざに痛みがあったこともありほとんど外出できなかつたため、すぐに仮設住宅に転居したが、ストレス等から気を落とすことがあった。次第に体調が悪くなり受診したところ、統合失調症と診断を受けた。その後も災害の話になるとうつむき、無言になるなど心身共に衰弱していき、発災から約2年8か月後、仮設住宅で突然倒れ、救急搬送されるも病院にて死亡が確認された。</p> <p>避難生活による環境の変化により活動量が低下し、心臓に負荷がかかり死因である胸部大動脈破裂を引き起こした可能性があることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(2) ④応急仮設住宅における生活</p>
--------	--

【118】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	頭部外傷後遷延性意識障害
死亡までの経緯等	<p>ショッピングセンター敷地内で自動車に乗車する際、台風による強風にあおられ転倒し、後頭部を負傷。</p> <p>受傷時、意識消失はなく、歩行可能であったため、そのまま帰宅した。帰宅後、容体が悪化したことから、家族が救急要請し、病院に救急搬送された。転倒による脳挫傷と診断され、開頭手術が行われた。術後、遷延性意識障害となり、四肢麻痺、経管栄養の状態であるが、病状は安定。手術から約50日後、家族の希望により、自宅近くの病院に療養目的で転院する。転院から約2年後、回復することなく死亡。</p> <p>台風による強風で転倒し、受傷したことが原因で死亡したことから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(13) ①被災時の負傷
--------	--------------

【119】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	特発性間質性肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は肺炎等の持病があり、体調が悪くなると入院し、入院していない期間は月に1回から2回、病院にて受診していたが、日常生活に大きな支障はなく、農作業を行うなど活発であった。</p> <p>発災時は近隣の避難所へ避難したものの建物が浸水し、4階に移動して一晩を過ごした。翌日、ボートにて救助された後に別の避難所に移動し1日過ごしたが、寝づらさを覚えたため親族宅に移動した。数日間は親族に避難所に送ってもらい日中を過ごし、夜は親族宅で過ごすという生活が続いた。発災から10日後に歩行困難となり緊急搬送され、搬送先の病院で肺炎の悪化と診断されそのまま入院することとなった。約20日で退院した後は介護施設、みなし仮設アパートと転居したが、体調不良により入退院を繰り返し、その間も活動量は低下していった。発災から約1年後に新築した自宅に戻ったが、引っ越しから約2か月後に酸素濃度の低下により再度入院したが、4日後、間質性肺炎のため死亡した。</p> <p>災害のため避難を繰り返したことで生活環境が激変し、心身に負荷がかかったことによる体力の低下が、死因である間質性肺炎の発症につながったと推定されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	(1) 転居・移転（入退院を含む）
--------	-------------------

【120】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	誤嚥性肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は認知症等の持病はあったものの、介助の必要もなく一人で過ごせており、日常生活に支障は無かった。</p> <p>発災時は自宅が浸水し停電したため、敷地内の高台にある離れに避難していた。翌日、ボートで救助された後は避難所に移動し一晩を過ごしたが、家が心配で眠ることが出来なかった。翌朝、家のことが気になるため自宅に戻り生活していたが、室内は汚泥まみれであり生活を続けられる環境ではなかったため、3日後に施設に入所した。発災から約3か月後に別の施設に転居したが、食欲は低下していき入退院を繰り返すようになった。また、発災から約6か月後には、結核を発症して転院することとなった。一時は快復に向かい退院したが、再び体調不良を訴え再入院し、発災から約1年4か月後に誤嚥性肺炎のため死亡した。</p> <p>自宅が被災したことにより精神に大きなショックを受け、更に生活環境の激変による心身への負荷や食欲の低下が重なり体力が低下していき、死因である誤嚥性肺炎の発症の原因となったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ②自宅における生活</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p> <p>(7) 停電</p>
--------	--

【121】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	間質性肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前に既往等は無かった。</p> <p>発災時は自宅付近の河川が氾濫し、近隣の避難所に緊急避難した。自宅が被災し流失したため、避難所で生活することとなった。避難所では床に直接寝る状況で、粉塵も舞っていた。また、冬になると気温が下がり、寒さや咳で眠れないことも多くなった。体調不良が続いたため受診したところ、特発性間質性肺炎と診断された。発災から約4か月後、応急仮設住宅に入居したが、床も冷たく咳き込むことが増えた。また、結露が激しく室内の一部や畳にカビが生えるなど、住環境は衛生的ではなかった。徐々に活動量や食事量も低下していき、発災から約3年後、呼吸困難を訴えたため緊急搬送されたが、間質性肺炎のため同日中に死亡した。</p> <p>災害により自宅が流失したことや避難生活が長引いたことによる心身へのストレスで体力が低下していったことに加え、住環境の悪化により死因である間質性肺炎が発症したと考えられることから、死亡と災害との間の相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(2) ④応急仮設住宅における生活</p> <p>(3) ①空調設備不足等による高温（低温）下での生活</p> <p>(3) ④直床での生活等による心身への負担</p>
--------	---

【122】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・60歳代
死因	脳挫傷
死亡までの経緯等	<p>夫と子ども2人の4人で一戸建ての自宅で生活していた。持病もなく、家族間、近隣住民との関係も良好であった。</p> <p>発災時は自宅におり、夫とともに高台に避難する。避難した高台から自宅が全壊流失する様子を目撃する。</p> <p>その後、避難所での生活を送るが、特に心身の不調を訴えることはなかった。</p> <p>被災から約4か月後に、市内の仮設住宅に入居する。直後から、隣室の人が歩く音や生活音を気にするようになり、幻聴や妄想を訴えるようになる。市内の別の仮設住宅に転居し、一旦は幻聴等の訴えはなくなった。</p> <p>被災から約2年後に心療内科を受診し、幻覚・妄想状態、不安、抑うつ状態がある旨の診断を受ける。</p> <p>被災から約4年8か月後、市内の災害公営住宅（8階）に転居する。精神状態はだいぶ落ち着いたが、通院、投薬治療は継続。転居から約1年10か月後頃から不眠、食欲不振を訴えるようになり、「ベランダから飛び降りたくなることがある」旨の言動もみられる。</p> <p>転居の約2年後に、自宅ベランダから飛び降り、死亡。</p> <p>災害による生活環境の激変が身体的・精神的負担となり、妄想性障害を発症した結果、自殺に至ったものと推認され、かつ、被災以外の心理的負荷及び個体側要因が特に認められないことから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(2) ④応急仮設住宅における生活</p> <p>(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）</p>
--------	---

【123】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・70歳代
死因	慢性腎不全
死亡までの経緯等	<p>発災の10年以上前から慢性腎不全による血液透析を施行されていたが、自身の食事や身の回りのことは問題なく生活していた。</p> <p>発災後は、週3回受けなければならない血液透析を市内の病院で受けることができなくなり、他市の親戚宅に避難して、血液透析が施行可能な病院を探し、発災から6日後から週3回の透析を再開した。他市に避難したことで、精神状態が不安定となり、統合失調症と診断され、発災から約2か月後から約1か月間入院した。</p> <p>その約1年後に通院先を変更し、「慢性腎不全、慢性心不全、閉塞性動脈硬化症」と診断される。転院から約3か月後に、心不全のため約2週間、他の病院に入院。退院後、元の病院に戻り治療を継続していたが、発災から約4年4か月後に死亡した。</p> <p>避難後も透析治療は中断することなく継続されたが、環境の変化や長期的な避難生活が身体的・精神的負担となり既往の慢性腎不全を増悪させ死亡したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p> <p>(9) ①施設損壊等による病院施設の影響</p>
--------	---

【124】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・80歳代
死因	悪液質
死亡までの経緯等	<p>発災前に既往は無く通院等もしておらず、農作業を行うなど普通に日常生活を送っていた。</p> <p>発災時は知人と共に体育館に避難し、その後は親族宅、アパート、ホテル、仮設住宅と移転を繰り返した。避難先では概ね落ち着いて生活していたが、家族以外の人との関わりは少なく、活動量は低下していた。発災から約9か月後、急性くも膜下出血により搬送されそのまま手術、入院。術後は意識障害が残った。療養型医療施設に移動後、次第に意識状態が改善されるとリハビリを開始したが意欲が無く、経管栄養が継続された。その後も肺炎を患うなど徐々に体力が低下していき、発災から約6年8か月後、悪液質のため死亡した。</p> <p>発災前は体調不良もなく生活することができていたが、長期に及ぶ避難生活が心身へのストレスとなりくも膜下出血を発症し、以後の体力低下の原因となったと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>
別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p>

【125】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・60歳代
死因	急性冠症候群の疑い
死亡までの経緯等	<p>発災前に既往症等はなく、体調は良好であった。</p> <p>発災時は車で避難し、知人宅や親戚宅を転々としており、疲労や不安感から食事も少量しか摂れなかった。発災から約1か月後、仕事を再開したが、約5年間で、会社が用意した宿泊施設から仮設住宅、新築した新居への引っ越しなど生活環境が変化するとともに、いずれも通勤距離が長く、早朝に起きる必要があり、十分な睡眠時間を確保することが難しい生活が続き、心身ともに疲労していった。発災から約10年後、職場で突如倒れ緊急搬送されるが心肺停止となり、急性冠症候群のため死亡した。</p> <p>長引く避難と慣れない環境での生活によって心身に著しいストレスを受け、体力が低下し、死因である急性冠症候群の発症に至った可能性があることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p>
--------	---

【126】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・60歳代
死因	低酸素脳症
死亡までの経緯等	<p>発災前に既往はなく、体調は良好であった。</p> <p>発災時は近隣住民と共に学校の体育館へ避難。2日後、親族に迎えに来てもらい、そのまま親族宅に1週間ほど避難していたが、滞在中は周囲に気を遣うなど心労を抱えていた。その後は母との二人暮らしを続けていたが、母と死別後は一人暮らしとなり、精神的にも疲弊していった。発災から約4年後、親族宅で生活することとなったが、慣れない環境での生活により心身の衰弱が進み、発災から約4年5か月後に縊死した。</p> <p>慣れない環境での避難生活により著しいストレスを受け、徐々に心身が疲弊し自死に至ったものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p>
--------	---

【127】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・10歳代
死因	窒息
死亡までの経緯等	<p>発災後は家族で県外へ避難した。当初母親は仕事の都合で地元に戻ったため、父親と生活するが、発災から約3年後頃には父親が地元に戻り、母親と生活することとなった。地元と他県での二重生活で精神的に不安定となり、発災から約6年後に窒息死した。</p> <p>災害により避難を余儀なくされ、避難生活による身体的・精神的負担が死期を早めたと考えられることから、死亡と災害との間に因果関係があると認められた。</p>

別表上の分類	<p>(1) 転居・移転（入退院を含む）</p> <p>(2) ①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）</p>
--------	---

(イ) 災害関連死として認められなかった事例

【128】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	不詳の内因死（炎症性腸疾患）
死亡までの経緯等	<p>発災前から腸疾患を患っていて、ほぼ寝たきりの状態であった。</p> <p>発災時は自宅におり、浸水等の被害はなかったが、親族はあらかじめ避難させようと消防に電話をかけたが繋がらなかった。約1時間後、体調が急激に悪化したため再度電話をかけたが繋がらず、その後意識不明となった。親族が心臓マッサージを行ったが蘇生せず、電話はつながらないまま原因不詳で死亡した。</p> <p>地域の被災により救急の電話が繋がらず治療が遅れた可能性はあるものの、容体急変から死亡までの時間が短く、適切な処置を受けられたとしても救命できた可能性は高いとは言えないと推測されたため、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【129】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	火災による一酸化炭素中毒
死亡までの経緯等	<p>地震翌日の朝、自宅がろうそくの火により出火して一酸化炭素中毒で死亡。</p> <p>地震の影響で停電中だったことから、寝室でろうそくを使用していたことが考えられる。ろうそくはマグカップの中で使用しており、何らかの要因でろうそくの火から可燃物に着火して火災化したものと考えられるが、その要因の特定には至っていない。</p> <p>火災の発生原因が偶然のものであり、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【130】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性硬膜下血腫
死亡までの経緯等	<p>地震当日の朝9時10分ころ、利用している福祉施設の状況を確認するため外出。地震の影響により停電していたために、自宅マンションの5階から階段を利用。</p> <p>施設に行き、すぐ自宅に戻ったが、一人で階段を上った際に転倒し、負傷した。</p> <p>転倒後、救急車で救急搬送されたが、停電の影響で4か所の病院から検査ができないという理由で受け入れを断られている。搬送先の病院で、当日11時30分から緊急で開頭血腫除去術を行ったが、神経学的予後不良かつ止血困難で、救命困難となり、当日19時ごろに死亡。</p> <p>救急隊から、既に意識の状態が悪く、昏睡状態で対光反射もなく、耳から出血し、かなり重症な脳出血という所見があり、発見時から脳にかなり重症な外傷を受けていたと考えられる。また、救急出動から病院へ搬送されるまで平均36分かかるところ、本件では60分かかっているが、ケースによっては60分程度かかることは起こり得る。</p> <p>これらにより、停電がなければ早く初期治療を受けることで助かった蓋然性が高いとまでいいがたいこと、また、事故の発生原因は偶然のものであることから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【131】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	循環器系疾患
死亡までの経緯等	<p>発災前から狭心症、不整脈、慢性心不全等の疾患があり通院していたが、発災の約半年前を最後に受診及び服薬を中断していた。</p> <p>発災時は自宅にて療養中であった。地震発生の翌日、自宅で倒れているところを友人・警察に発見された。循環器系疾患により、地震発生翌日未明に死亡したものと推定された。その他、地震による外傷などはなかった。</p> <p>既往のあった循環器系の疾患の悪化が死因であると考えられ、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【132】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	多発外傷
死亡までの経緯等	<p>浸水で孤立した住宅から東京消防庁のヘリコプターで救助される際、ハーネスを着用し、隊員1人が両腕で抱えながらロープでヘリコプターに引き上げるところ、救助に当たった隊員がハーネスとロープをつなぐフックをつけ忘れたため、ヘリに乗り移る直前で高さ約40メートルから水面に落下して、全身を強く打って死亡した。</p> <p>救助に当たった隊員の過失による事故で死亡していることから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【133】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・90歳台
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災時には入院中であった。</p> <p>震災により院内が停電し、医療機器に影響はあったものの、吸引機やシリンジによる吸引を実施する等、医療継続はなされていたこと、死因となった肺炎については、震災前から繰り返し起こっていたことから、震災によって肺炎が引き起こされたとは考えられず、長きにわたる誤嚥性肺炎の繰り返しがあり、自然経過として死亡したもので、震災との因果関係は認められないとされた。</p>

【134】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性循環不全
死亡までの経緯等	<p>発災前からアルコール性肝硬変、アルコール依存症、心房細動等の治療を行っており、低栄養や食欲不振、日常生活動作の低下が確認されていた。</p> <p>発災で自宅が半壊となったため、宿泊施設へ避難。発災から1週間後に、倦怠感のため受診し、右足蜂窩織炎により10日間入院した。その後、退院し帰宅するが、アルコール性肝硬変や心房細動により食欲不振や日常生活動作の低下がみられ再び入院。肝硬変の終末期と診断され、発災から約2か月後に急性循環不全により死亡した。</p> <p>死因である急性循環不全の原因となった心房細動は発災前から悪化しており、食欲不振や貧血も災害とは別の原因で発症していることから、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【135】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	急性胆管炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧のため通院、服薬にて治療を行っていた。</p> <p>発災時は近隣河川が氾濫し、電気、水道が止まった自宅で生活していたが、3日後に親族が迎えに来たため親族宅へ避難した。約1か月後に電気が復旧したため自宅へ戻ったが水道は復旧しておらず、不衛生な環境であった。帰宅から4日後に発熱し、約1週間続いたため受診したところ、急性胆管炎、尿路感染症、敗血症等の診断を受け入院することとなった。加療により解熱したが肝機能、腎機能の改善がみられず、その後も快復することなく発災から約3か月後に急性胆管炎のため死亡した。</p> <p>災害により不衛生な環境で過ごした期間はあるものの、死因である急性胆管炎の発症につながったとは考えにくいとされ、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【136】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧と認知症の診断を受けており、施設に入所していた。</p> <p>発災時は施設が浸水したため、ヘリコプターにより救助され、病院に搬送された。そのまま入院することとなったが、食事の誤嚥により食事が摂れなくなった後は点滴による加療となり、体力の衰弱が目立つようになった。その後転院したが快復せず、発災から約2か月後に老衰のため死亡した。</p> <p>入院後の誤嚥により食事が摂れなくなったことが体力の低下につながった可能性はあるものの、誤嚥の発生が災害に起因するものとする根拠が認められず、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【137】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	脳梗塞
死亡までの経緯等	<p>発災前に脳梗塞の病歴があったが、リハビリ後は自宅で生活していた。</p> <p>発災時は自宅の2階に避難し6日間を過ごした。その後施設に入所することとなり、当初は食欲があったが徐々に低下していき、食事を残すことが多くなった。発災から約2か月後、就寝中に寝息の異常があり意識も無いため緊急搬送されたが改善せず、2日後に脳梗塞のため死亡した。</p> <p>災害による避難生活が心身にストレスを与えた可能性はあるものの、死因である脳梗塞の発症に起因したとする根拠が認められないため、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【138】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	右上葉肺腺がん
死亡までの経緯等	<p>肺がんのため在宅酸素を使用中、地震による停電で酸素ポンベの充電が切れそうになった。レンタル会社に確認したところ、車で充電する方法もあるとアドバイスを受け、車で充電。充電後、車から自宅に戻る際に玄関先の段差につまずき、転倒して大腿骨を骨折。</p> <p>当初、主治医がいる病院では受入れができず、他の病院に搬送されたが、本人が骨折の手術を希望したことから、翌日、主治医のいる病院に転院した。入院先では、呼吸器内科でがん治療を行い、手術の前日に整形外科に転科。入院から約1か月後に手術。術後4日後からリハビリを開始したが、リハビリ開始から2日後にがんが脳に転移していることが見つかり、徐々に状態が悪化して転移発見から2日後に死亡。</p> <p>大腿骨の骨折は病的骨折と診断されており、がんの骨転移で骨がもろくなっている中で軽度の転倒が加わって生じた骨折と考えられること、骨折してがんの治療が延期になったことが寿命を縮めたというよりも、病勢の進行が早かったと考えられることなどから、事故の発生原因が偶然のものであり、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【139】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・60歳代
死因	多発肺転移
死亡までの経緯等	<p>発災前は横行結腸癌の既往があったが、退院後は月に1度、地元の病院に通院しながら生活していた。</p> <p>発災当日、テレビで台風情報を把握するため深夜まで起きていたが、避難情報が聞こえず、気が付くと部屋が浸水し避難できなかった。また、深夜から床上浸水した水に浸かり、その状態で朝を迎えた。</p> <p>消防隊員に救助され避難所へ移動し3日間を過ごした後、2か所の避難所で生活した。被災から約2週間後に体中の痛みを訴え、病院を受診。被災から約1か月後に癌の転移を告知され、翌週から入院することとなった。その後、化学治療を開始したが、入院から約2週間後に朦朧状態になり救急搬送され、翌日、多発肺移転により死亡した。</p> <p>自宅が浸水し、水に浸かっていた状態はあったものの、発災前から癌を患っており、水害の影響で癌が進行を早め、死期を早めたとの関連性は認められず、死因と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【140】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・60歳代
死因	脳幹出血
死亡までの経緯等	<p>発災前は特に身体の不調を訴えることもなく、食事は普段どおり摂り、普通に生活していた。</p> <p>台風により自宅が浸水し、公民館に避難したが、同日、自宅に戻る。水害により衣類は濡れていたが、風呂が使えなかったためそのまま2階で過ごした。被災から3日後、市内の親族宅に避難し、そこから毎日、自宅の片付けに通っていた。被災から約2か月後、借上げ住宅に入居。その後も自宅の片付け作業を続けていたが、身体の状態は問題ないよう見られた。ところが、被災から約3か月後の昼食後に体調不良を訴え意識を失い、翌日、脳幹出血により死亡した。</p> <p>被災後約3カ月が経過しての脳幹出血であり、寒暖差がある環境では、災害の有無にかかわらず起こりうる症状のため、死因と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【141】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>発災前は、要介護3で親族の介護を受けながら生活しており、デイサービス等を利用していた。また、多少認知症の症状があった。</p> <p>台風により自宅アパートが浸水したため、翌日から同アパート別室の親族宅に避難した。その後は、デイサービスを利用しながら親族宅で生活をしていた。</p> <p>被災から約2か月後に発熱、食欲の低下、気力の減退がみられるようになり、主治医の往診を受けたが、その後も高熱、食欲不振が続き、被災から約3か月後、老衰により死亡した。</p> <p>自宅が浸水し、住環境及び自宅周辺環境が悪化したとしても、発熱により亡くなるまでの約2か月間はデイサービスも利用し生活をしてきたことを鑑みると、被災を契機とする体調の悪化と判断することは難しく、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【142】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	上行結腸がん
死亡までの経緯等	<p>被災3年前から認知症を発症しており、要介護度が5であり、歩行する際は手を引くことや、トイレなどの介助が必要であった。平日はデイサービス、週末は施設のショートステイを利用していた。</p> <p>発災の2か月半前に胸部全体の痛み等のため、医療機関を受診。血液検査やCT検査を受けるが、異常なしと診断された。</p> <p>発災時、自宅が床上浸水し、ベッド下まで浸水の被害を受ける。翌日午前中は自宅で過ごし、床下浸水していたことから、食事や着替えはベッド上で済ませた。同日正午過ぎ、施設へ。当初、2泊3日のショートステイの予定であったが、施設側の申出により2週間滞在することとなった。施設で下血したため救急搬送され、入院。CT検査で回盲部～上行結腸に大きな腫瘍が認められた。入院2か月後に転院。転院から1週間後に、上行結腸がんのため死亡。</p> <p>被災前から一定規模のがんが存在したであろう事実に加え、要介護5であり、身体的にも衰弱しているということ、被災直後の生活環境が著しく悪化したとは見受けられないことなどから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【143】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・50歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>発災前から他県に単身赴任しており、発災時も単身赴任先にいたことより直接の罹災や避難行動はない。自宅が被災したため、発災月には3回、翌月以降は月2回のペースで帰宅し、1～3日程度自宅に宿泊していた。発災から約6か月後に単身赴任先で急性心筋梗塞を発症し、搬送先の病院で死亡が確認された。</p> <p>被災後の復旧作業中は休息時間を確保し、仕事も継続しており、復旧作業により著しく体調が悪化した事実は確認できない。また、災害後に直接死因の原因となる疾病の発症も確認できない。このことから、死因と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【144】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	肝細胞がん
死亡までの経緯等	<p>被災前は家族と自宅で生活し、警備等のアルバイトをしていた。</p> <p>発災時は自宅に浸水する前に家族全員で自家用車に乗って避難し、温泉宿泊施設や車中泊、親族宅での滞在を経て借上型仮設住宅に入居した。</p> <p>入居後はアルバイトを再開し避難生活を継続していたが、被災から2か月経ったころから体調不良を訴えるようになり、検査入院した。肝細胞がんと診断され、検査及び発熱や食欲不振への対処がなされ、化学療法を開始するも、入院から約1か月後に腫瘍崩壊症候群を発症し、入院先で死亡した。</p> <p>被災後の避難生活による心身への影響があったと推測されるが、既に病状は化学療法を実施しても余命わずかな程度まで進行しており、医学的に災害が死期を早めたことも確認できないため、災害と死因との間に相当因果関係が認められないとされた。</p>

【145】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>発災前から、要介護5の全介助を要する状態で、グループホームで生活をしていた。</p> <p>発災時は、浸水前に施設職員の介助により、別の関係施設で垂直避難した。翌朝、自衛隊により救助され、避難所へ移動し2泊した。</p> <p>被災から3日後に短期入所施設に入所し介護を受ける。入所以降は状態に急変なく生活し、入所から約50日後に発熱するも翌日には解熱した。解熱翌日に、隣県の特別養護老人ホームへ介護タクシーで移動し入所した後は著変なく生活していたが、入所から約20日後に一時的に呼吸が不安定となり、看取り対応となった。それから約2か月半後に発熱し徐々に呼吸が不安定となり、発熱から1週間後に老衰のため死亡した。</p> <p>被災による生活環境の変化があり、心身への影響はあったと推測されるが、災害による死因の原因となる疾病の発症や基礎疾患の増悪を医学的に確認することができず、災害後に自然経過を超えて著しく身体機能が低下したことも確認できないため、災害と死因との間に相当因果関係が認められないとされた。</p>

【146】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・60歳代
死因	肺不全
死亡までの経緯等	<p>発災前から非代償性肝硬変の診断があり、肝庇護剤等による治療を継続するも、高アンモニア血症、認知機能の低下、シェーングレン症候群等を発症していた。</p> <p>発災時は近隣の病院に避難するも、浸水のおそれがあったため、親族宅に移動した。被災から約2か月後、借上型仮設住宅に移り通院治療を継続していた。</p> <p>肝性脳症の増悪や胸水の発症等により入退院を繰り返していたが、肝臓の機能低下が進行し、胸水再発等のため入院。その後も改善が見込めず緩和治療となり、発災から約半年後に肝不全のため死亡した。</p> <p>被災による環境の変化や独居生活により体調管理が困難となったこと等により、心身への負担があった可能性は推察されるが、被災前から肝硬変が重篤であり、災害が死期を早めたことは推認できないため、死因と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【147】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	内因性心臓死
死亡までの経緯等	<p>発災前には腓頭癌の手術歴があり、再発後は抗がん剤及び放射線による治療を継続していた。</p> <p>発災時は自宅が浸水するおそれがあったため避難所に移動した。自宅が水没したため避難所での生活を開始したが、自家用車も水没したこと、副作用のある服薬治療を避難所で継続することが困難であったことからこの期間の治療は行えなかった。発災から約3か月後に市営住宅に入居し自家用車も購入したが、生活基盤が整ってから治療を再開したいとの思いから治療再開を見送っていた。発災から約6か月後、連絡が取れないことを心配した親族が自宅を訪問したところ、内因性心臓死により死亡しているところを発見された。</p> <p>災害により一時的に治療を中断せざるを得ない期間があったことは認められるものの、市営住宅に転居してからも治療の再開を行っていないことから、災害が原因で死期を早めたとは言い切れないと判断されたため、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【148】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は心不全及び高血圧の症状があり通院していたが、日常生活に支障は無かった。</p> <p>発災時は自宅が冠水したため屋根の上まで避難し、ボートで救助された。避難所に避難した後、日中は自宅の片付け、夜は親族宅に宿泊するという生活を続けていたが、心身の疲労から片付けに行かなくなり、日中も避難所で過ごすようになった。発災から約1か月後、親族宅では気を遣うため避難所に宿泊するようになったが、次第に食欲が低下していった。避難所での医師による巡回健康観察で低血圧の指摘があり入院することとなり、入院後は発熱を繰り返すようになった。発災から約2か月後に肺炎、敗血症等の診断を受け治療を行っていたが改善せず、発災から約3か月後、肺炎のため死亡した。</p> <p>災害による避難生活が心身に影響を与えた可能性はあるものの、死因である肺炎の発症が被災によるものであるという根拠が認められず、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【149】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・100歳以上
死因	心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>発災前から骨粗しょう症等の症状があり、施設で車いすを利用しながら生活していた。</p> <p>発災時は施設が浸水したため病院へ入院することとなった。医療行為は行われておらず、5日後には別の施設へ転居した。移転直後は状態が安定していたものの、発災から約2か月後頃より食欲が低下していった。その後、意識がはっきりしなくなっていたため別の病院を受診し、うっ血性心不全と診断され入院することとなった。治療により状態は落ち着いていたが食事量は低下していった。その後も症状が快復することはなく、発災から約3か月後に心筋梗塞のため死亡した。</p> <p>災害による環境の変化が心身に影響を与えた可能性は否定できないが、死因である心筋梗塞の発症の原因となったとは言えないと判断され、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【150】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は脳梗塞の既往、高血圧、認知症の症状があり、施設で往診を受けながら全介助の状態でも生活していた。</p> <p>発災時は施設が浸水したため病院へ搬送され、そのまま入院することとなった。状態は安定していたため約2週間で退院し、発災前とは別の施設へ入居した。入居直後は食欲があったものの徐々に低下していき、発災から約3か月後に誤嚥性肺炎の診断を受けた。その後も発熱を繰り返し、発災から約6か月後に肺炎のため死亡した。</p> <p>災害による生活環境の変化はあったものの必要な治療を受けられており、死因となった肺炎が災害によって発症したとする根拠が認められないため、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【151】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	慢性腎不全
死亡までの経緯等	<p>発災の前から透析を受けていた。</p> <p>発災当日、自宅で被災したが、転倒や家財の下敷きになるなどの地震の揺れによる直接の被害はなかった。発災翌日に主治医がいるAクリニックで透析を予定していたが、地震に伴う停電の影響で実施できず、1日遅れで、B病院で透析を受けた。その後は、Aクリニックに通院し、発災前と同じ週3回定期的に透析を実施していた。</p> <p>発災から約2か月後に、傾眠傾向・経口摂取不能に陥り、B病院に救急搬送された。入院から約1か月半後に、リハビリテーション、維持透析目的で転院したが、シャント閉塞等により慢性腎不全のため死亡。</p> <p>退院時サマリ等からは、地震によるストレスによって慢性腎不全等の既往症が増悪したとは読み取れないこと、1日透析が遅れたことによって腎不全が増悪したとは認められないことから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【152】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・30歳代
死因	内因性心臓死の疑い
死亡までの経緯等	<p>震災前より心臓の病気を持っており、子供2人を養育する父子家庭であった。また、新築によるローンを抱えていた。</p> <p>震災発生時より消防団として住民の安否確認、避難支援、避難所運営を行う役割を担い地域住民のため活動していた。地元消防団として担当地域の広報防災活動も行いながら、別地区での被災者支援、大雨に伴う対応など、震災直後は激務が続く日々を避難所で過ごす。また、3か月に及び避難所開設に伴う消防団活動を継続して行っていた。</p> <p>避難所閉鎖後も大雨や地域の見守り等を継続的に実施。また自分の仕事も増え、仕事の残業、消防活動、子供の養育、家の売却など心身ともに疲れを蓄積することが続く日々を過ごすこととなった。</p> <p>仕事の終了後には、母親宅の雨対策を行った。消防団活動後、深夜に自宅に戻り就寝したが、翌日早朝より体の状態が悪化したため、病院に救急搬送されたが、死亡に至った。</p> <p>震災直後の激務は、本人の立場からしても十分称賛されるものと認められるが、死亡日時が震災から5か月弱経過しており、激務として認定するには時間が経ちすぎているとの判断から不認定となった。</p>

【153】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	多発性脳梗塞
死亡までの経緯等	<p>発災前は糖尿病の既往があったほか、訪問介護を利用していた。</p> <p>発災時は自宅が床上浸水したため、ベッド上で救助を待っていた。救急隊員により救助されたが、めまいや呼吸困難等の症状があったため救急搬送され、そのまま入院することとなった。入院後に症状はなくなったが食欲は低下していき、点滴による加療に変更となった。発災から約3か月後に発熱し、血流感染症の疑いと診断された。その後も症状は改善せず意識レベルが低下していき、発災から約4か月後、感染性心内膜炎による脳梗塞のため死亡した。</p> <p>災害により自宅が被災し、心身にストレスを受けめまいや呼吸困難の症状があったことは認められるが、これらの症状は入院後に消失しており、脳梗塞の発症及びその原因となった感染性心内膜炎は災害後に発症したものと推測されるため、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【154】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	胃がん
死亡までの経緯等	<p>被災前からの腹膜播種の診断があり、定期的に化学療法等をしてしながら自宅で生活していた。</p> <p>被災後も、在宅避難をしながら化学療法等を継続していたが、がんの転移や進行により閉塞性イレウスや胆管閉塞を発症し、被災から約4か月後に入院治療となった。入院10日後に胃がん治療に関するカンファレンスを実施以降、治療や看護の拒否が著明となり、加療困難のため入院50日後には看取りケアの方針となり、その20日後に胃がんのため入院先で死亡した。</p> <p>被災後の在宅避難生活による心身への負荷があったと推測されるが、災害前に発症していた胃がんが死亡原因となった疾病であり、入院以降の治療拒否による医療中断があるものの、災害により明らかに死期を早めたとは医学的に判断できないため、災害と死亡原因となった胃がんとの間には相当因果関係が認められないとされた。</p>

【155】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	女性・100歳以上
死因	悪性リンパ腫 再発
死亡までの経緯等	<p>被災12年前に非ホジキリンパ腫を発症していたが、化学療法により寛解した。その後、骨折による人工骨頭置換や腎機能低下があり日常的に介護を要する状態であったが、自宅で生活していた。</p> <p>発災時は2階に垂直避難したが、長時間水中に体が浸かっていたため低体温となった。翌朝、自衛隊に救助され、救急搬送先入院し、低体温と廃用症候群の診断を受けた。低体温は軽快したが、リハビリを要するため他の医療機関に転院し、約2か月入院していた。</p> <p>退院後は有料老人ホームに入居し、施設職員の介護を受けながら生活していたが、入居から約20日後に右股にしこりが見つかり、検査の結果、非ホジキリンパ腫の再発と診断された。一度化学療法を実施するも、本人希望により中止し、無治療経過観察となり20日後に退院する。その後、病状が進行し、2か月後に看取りケアの方針となった。全身の機能低下が続き、看取りケアとなって約1週間後、入所先の有料老人ホームで死亡が確認された。</p> <p>災害に遭遇した事や、被災による生活環境の変化により心身への負荷があったと推測されるが、災害による被災が原因で、3か月後に非ホジキリンパ腫が再発したことが医学的に確認できず、災害と死因との間に相当因果関係が認められないとされた。</p>

【156】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	インフルエンザ
死亡までの経緯等	<p>被災前から脳梗塞の後遺症等により寝たきり状態で、通所介護や家族の介護を受けて自宅で生活をしていました。</p> <p>発災時は、家族の介助を受けて自宅2階へ垂直避難し、約12時間後に救助されたが、廃用症候群等のため、入院した。</p> <p>入院治療により症状は軽快したが、嚥下能力等の身体能力の低下があり、リハビリを要する状態となり転院。直後から、不随意運動の症状が現れ、嚥下機能の回復は望めない状態となったものの、手引き歩行が可能となる程の体力回復がみられた。</p> <p>入院から約6か月半後にインフルエンザと診断され心身機能が低下し、2日後に死亡した。</p> <p>災害に遭遇したことや、介護環境の変化による心身への負荷があったと推測されるが、直接死因の疾病であるインフルエンザと災害との間に相当因果関係があることは確認められないとされた。</p>

【157】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	真菌血症
死亡までの経緯等	<p>被災前からサービス付き高齢者住宅にて生活し、閉塞性動脈硬化症等の通院治療を継続していたが、自転車で外出することもできていた。</p> <p>発災時、入居施設に浸水があり、隣接の介護施設へ避難した。翌日に救助され、一時避難施設で1泊した後、有料老人ホームに入居した。</p> <p>1週間後に別のサービス付き高齢者住宅に入居し、週3回程の頻度で買物や散歩に外出可能な健康状態を維持し、通院を継続しながら病状に著変なく過ごしていた。</p> <p>入居から約3か月後、ベッドから転落した際に右大腿骨転子部を骨折し、翌日入院となる。骨折は軽快するも全身状態の悪化や、尿閉、皮膚感染症を発症。その後、真菌血症となり、呼吸器機能が低下し、入院から2か月半後に死亡した。</p> <p>災害による避難行動や生活環境の変化から心身への負荷があったと推測されるが、被災後から転倒するまでの間は病状に著変を確認できない。転倒後に真菌血症の発症を招き死亡したことから、災害後に災害とは別の原因で発症した疾病等が原因で死亡したと認められ、死因と災害との間には相当因果関係が認められないとされた。</p>

【158】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	出血性貧血
死亡までの経緯等	<p>被災前から、心臓弁膜症や前立腺がん等の治療をしながら、家族と自宅で生活していた。骨髄異形成症候群による貧血が増悪し自覚症状が生じたときに輸血をしており、発災2か月前には重症貧血のため入院後から輸血頻度が高くなった。</p> <p>発災時は自宅浸水前に避難開始し、知人宅で1泊後、親族宅で避難生活をし、被災から約50日後に借上型仮設住宅へ入居した。</p> <p>発災後も、予定どおり通院治療を継続していたが、入居から約1か月後に救急搬送された以降、輸血回数増加が確認された。その2か月後に骨髄異形成症候群により入院。血小板減少が認められ消化管出血が疑われるも、出血源が特定できなかったが、輸血で軽快したため8日後に退院。退院後は2週間ごとの輸血を継続した。</p> <p>退院から約2か月半後には病状安定により、輸血頻度を4週間ごとに変更するとされたが、その10日後に消化管出血性ショックで入院。大量出血のリスクがあるため検査は実施せず輸血等するも、入院から8日後に出血性貧血のため死亡した。</p> <p>被災や避難生活による心身への負荷があったと推測されるが、被災前から骨髄異形成症候群による貧血進行があり、消化管出血性ショックを発症し、出血性貧血により死亡しているため、死因と災害との間に相当因果関係を認められないとされた。</p>

【159】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前から高血圧症やメニエール症候群、アルツハイマー型認知症があり、服薬や通院治療を受けながら生活していた。</p> <p>発災後は親族宅で避難生活をしており、転倒による左手首骨折や認知症の進行が確認できるが、その他の病状には著変なく過ごしていた。発災から約10か月後、入浴中に意識を失い救急搬送され、急性心筋梗塞による死亡が確認された。</p> <p>環境の変化により心身への負荷があり、認知症や歩行機能の増悪に影響したと推認できるが、死因の急性心筋梗塞は、災害とは別の原因で発病（発症）した疾病であるため、死因と災害とに相当因果関係は認められないとされた。</p>

【160】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	心タンポナーデ
死亡までの経緯等	<p>被災前から高血圧症や脳梗塞、アルツハイマー型認知症があり、服薬や通院治療を受けながら夫と2人で暮らしていた。</p> <p>発災時は自家用車で避難し、車中泊で一晩を過ごした。翌日からは浸水していない自宅2階で居住し、浸水した1階の片付けを行いながら生活していた。その後も通院治療を継続していたが、発災から約8か月後の夜に胸部不調を訴え、翌早朝に救急要請するも搬送中に心肺停止となり、搬送先で大動脈解離による心タンポナーデのため死亡と確認された。</p> <p>災害に遭遇したことによる心身への負荷があったと推測されるが、被災後も定期受診や検査を受け、心疾患の著変や増悪は認められなかった。また、災害により大動脈解離や心タンポナーデを発症したことも確認することができないため、死因と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【161】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前からアルツハイマー型認知症が確認されており、認知機能の低下が確認され、暴言や高圧的な態度がみられた。</p> <p>発災時は浸水前に別居の被災した親族と共に高台へ避難し、翌日の夕方には被災していない親族宅へ移り避難生活を始めるも、被害妄想による発言などから、発災から1週間後にグループホームに入居した。</p> <p>入居後も認知症の周辺症状が著しく、集団生活が困難と判断されたため、約2か月後に入院することとなった。入院時に認められた肺炎に著変は確認できずその後呼吸や喀痰も軽快した。</p> <p>入院して約11か月後、嚥下機能が著しく低下し、嘔吐、誤嚥、肺炎、消化器の出血があり、発災から約1年後に肺炎のため死亡した。</p> <p>環境の変化により認知症が進行したと推測できるが、災害により肺炎を発症したことを確認することができず、死因と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【162】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	肝細胞がん
死亡までの経緯等	<p>発災前は家族と自宅で生活していた。肝細胞癌の治療歴があり、発災の2か月ほど前の診療において再発の疑いがあると確認されていた。</p> <p>発災時は自宅の浸水前に避難し、車中で一泊後、親戚宅での滞在を経て発災から約1週間後に自宅に戻った。発災後も定期的に受診を行っていたが、発災から約10か月後に緊急入院し、肝細胞癌と診断された。その後はターミナルケアとして加療され、翌月肝細胞癌により死亡した。</p> <p>被災に伴う生活環境の変化により心身への負荷があったと推測されるが、肝細胞癌の再発は発災前から確認されており、また、災害が死期を早めたことも医学的に確認できないため、死因と災害との間に相当因果関係があることが確認できないと判断した。</p>

【163】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	肺がん
死亡までの経緯等	<p>胃癌の既往歴があり、慢性閉塞性肺疾患の治療を継続しており、発災直前には重篤な肺癌が認められている。</p> <p>発災時は住居である集合住宅の2階まで浸水し始めたため、上階の住人宅に避難。同日夜にボートで救助され、小学校体育館に避難した。翌日、避難所の医師から避難所以外の場所への移転を勧められ、倦怠感もあったことから避難から2日後に入院となった。入院後、抗癌剤による化学療法を開始するも効果はみられず緩和ケアとなり、訪問看護等を利用しながら在宅でリハビリ等を行うこととし、約4か月後に退院となった。発災から約7か月後、肺癌悪化のため再入院。ADLの低下や胸水増悪が確認されるが、本人の希望により退院し訪問診療を導入。自宅で生活をしていたが、発災から約11か月後、肺癌のため死亡した。</p> <p>肺癌の治療は災害による中断はなく継続されており、災害前に発症し重篤な状態であった肺癌が死亡原因となった疾病である。災害により明らかに死期を早めたと医学的に判断できないため、死因と災害との間に相当因果関係があることは認められないとされた。</p>

【164】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	溺水
死亡までの経緯等	<p>慢性肝炎及び糖尿病のため週2回定期的にかかりつけ医療機関に通院し、治療を行っていた。</p> <p>かかりつけ医療機関受診直後に被災。翌日、市内の親戚宅に避難する。その3日後に、市外の宿泊施設に避難する。さらにその1週間後に別の宿泊施設に避難する。この間は、他の医療機関を含め、通院・治療を受けることはできなかった。</p> <p>2度目の宿泊施設の避難から2週間後、別の宿泊施設に避難する。これ以降、かかりつけ医療機関又は他の医療機関への通院を再開する。</p> <p>3度目の宿泊施設への避難から約1か月後、市外のマンションへ避難のため移動し、マンションへの移動から2週間後に自宅に帰還する。帰宅後も週1回程度、かかりつけ医療機関へ通院していた。</p> <p>被災から9か月後に訪れた旅館の浴槽に浮かんでいる状態で発見された。救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。</p> <p>発災から半月程度は通院・治療は行えなかったが、その後は定期的に医療機関に受診して治療を行っており、災害の影響により治療ができなかった等の要因はなかったことから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【165】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	胆のう癌及び肝転移
死亡までの経緯等	<p>発災前は要介護認定5、パーキンソン症候群及び認知症の症状があり、ほぼ寝たきり状態で市内の特別養護老人ホームに入所していた。</p> <p>施設内で被災し、発災から約6か月後に2時間をかけて県内の特別養護老人ホームに避難した。同月、発熱が続くことから病院を受診し、肺炎と診断され入院することとなった。翌月には胆のう癌と診断され、発災から7か月後に胆のう癌及び肝転移のため死亡した。</p> <p>死因となった胆のう癌及び肝転移は発災7か月後に診断されたもので、被災後も治療や介護を受けられる環境にあり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

【166】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	多臓器不全
死亡までの経緯等	<p>被災前から高血圧、狭心症や、度々転倒により骨折し、施設入所と入院を繰り返していた。</p> <p>老人保健施設入所中に被災し、搬送された医療機関において完全左脚ブロック及びうっ血性心不全の診断がなされた。発災から約4か月後に別の老人保健施設に再入所した。再入所から約4か月後に胸腰椎圧迫骨折が確認された。発災から約1年後に状態が急変し、医療機関に入院したが、尿路感染症や誤嚥性肺炎を発症し、多臓器不全のため死亡した。</p> <p>災害による生活・介護環境の変化から心身への負荷があったと推測されるが、死因の多臓器不全は、災害とは別の原因で発症した疾病等が原因と推認され、死因と災害との間に相当因果関係があることは認められないとされた。</p>

【167】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	脳出血（推定）
死亡までの経緯等	<p>発災前から慢性心不全や脳梗塞等の持病があり、医療機関に通院し、服薬治療を継続していた。</p> <p>発災時は自宅の屋根に避難し救助を待ち、救助された後は中学校の体育館等で避難生活をしてきた。治療の継続はしていたが、発災から約3か月後に左心機能の高度低下が指摘された。被災から約4か月後から修繕した自宅にて独居で生活を始め、通院しながら生活を送っていた。発災から約1年6か月後、親族が本人宅で心肺停止の状態を発見し、その後、死亡が確認された。推定死因は脳出血とされた。</p> <p>災害により生活環境に変化はあったが、受診や服薬は継続されており、病状の急変は確認できない。死因の脳出血が発症した原因は不明であることから、死因と災害との間に相当因果関係があることは認められないとされた。</p>

【168】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	急性心不全
死亡までの経緯等	<p>発災前、健康診断で血圧等の高値が指摘されていたが、治療はしていなかった。週6回勤務する傍ら、自宅近くで農業を営むなどの生活を送っていた。</p> <p>発災時は自宅の2階へ避難し、ボートで救出された後は中学校の体育館に避難していた。発災から1週間程度で勤務を再開し、避難所から通勤していた。約2か月後には借上型仮設住宅へ移動しており、健康状態にも問題はなかった。その後も高尿酸血症や高血圧の服薬治療を継続していた。発災から約1年9か月後に胸の痛み等と発熱により入院。その後、急性心不全・僧帽弁閉鎖不全症を発症し、急性心不全により死亡した。</p> <p>被災による心身への影響はあったと推認されるが、被災前から血圧や検査値には著変なく、災害により死因である急性心不全が発症したことが確認できないことから、死因と災害との間に相当因果関係があることは認められないとされた。</p>

【169】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	慢性うっ血性心不全
死亡までの経緯等	<p>発災前は、心不全等の治療のため通院していた。また、親族と3人で暮らしており、要介護3の認定を受けていた。</p> <p>大雨による避難情報が発令される前日に、消防団の助言を受け親族とともに公民館に自主避難。翌日、大雨特別警報、洪水警報等が発令された。</p> <p>避難から3日後、自宅に戻ると半壊状態であったため、親戚宅に約4か月避難していた。その後は自宅で生活していたが、発災から約半年後に体調不良を訴え受診したところ、慢性うっ血性心不全と診断され約1か月間入院。退院後、同月にめまいを訴え数日間入院したが、原因は不明と診断された。発災から約10か月後に呼吸困難等を訴え即日入院。右心不全及び認知症を発症し、入院中に心不全の悪化及び認知症が進行。発災から約1年4か月後、慢性うっ血性心不全により死亡した。</p> <p>発災前から症状のあった心不全の悪化が直接の死因であり、認知症により適切な治療が行えなかった事実があったとしても、災害が認知症の進行を早めた医学的な根拠は確認できないため、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【170】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・50歳代
死因	不詳
死亡までの経緯等	<p>発災前から進行がん・末期がんで緩和ケア主体の治療をしながら、入退院を繰り返していた。</p> <p>発災時は自宅1階が浸水したため2階へ避難。気分不良による食欲不振がみられた。翌朝、ボートにて救出後、緊急搬送されたが、適切な避難先が見つからないため入院することとなった。約2か月後には退院し借上型仮設住宅での生活を開始し、通院治療を継続したが、発災約9か月後から亜昏迷状態を繰り返し翌月に入院した。入院から約1か月後、在宅療養のため退院し訪問看護や往診を導入するが、発災から約1年2か月後に発熱、昏迷症状となり、救急搬送後、死亡が確認された。</p> <p>被災に伴う生活環境の激変により心身への負荷があったと推測されるが、末期がん等の疾病については、被災前からの緩和ケアを継続し、重篤な状態であった疾病が心身の機能低下を招き死亡したと推認されることから、死因と災害との間に相当因果関係があることが確認できないと判断した。</p>

【171】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	上部消化管出血
死亡までの経緯等	<p>発災前から慢性閉塞性肺疾患があり、入院治療や在宅酸素療法をしていた。</p> <p>発災時は朝から自宅が浸水したため、家族と共に2階へ避難。酸素療法の機器は停電のため、携帯用ポンペを1時間ほどしか使えなかった。昼頃、ボートにより救出され、継続して酸素吸入が必要であることから医療機関に搬送され入院することとなった。その後、一時的に症状は回復したが、継続的な呼吸管理を行うため、2週間後、別の医療機関に転院し人工呼吸器により呼吸管理を行った。呼吸状態は改善傾向となったが、感染症による発熱を繰り返し、発災から3か月後に慢性期病院での療養のため転院。転院後、約1年間は著変なく過ごしていたが、発災から約1年4か月後に嚥下不良や尿路感染症等を発症し、発災から約1年5か月後、上部消化管出血により死亡した。</p> <p>被災による心身への負荷があり、基礎疾患の慢性閉塞性肺疾患から人工呼吸器による呼吸管理が必要になったことは推認されるが、災害により上部消化管出血が発症したことは確認できず、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【172】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	誤嚥性肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前から陳旧性肺炎像が認められたことより、検査通院をしていた。</p> <p>発災時は家族の自家用車で避難し、体育館の避難所で避難生活をしている。</p> <p>発災から約2か月後に借上型仮設住宅に入居した。徐々に記憶障害が目立つようになり、発災から約7か月後にアルツハイマー型認知症の診断を受けた。その後も畑仕事を行うなど日常生活は送れていたが、退院から約1年8か月後にアルコール依存症のため精神科に入院。精神薬による治療を行うが、誤嚥性肺炎を繰り返し転院。過鎮静による誤嚥性肺炎と判断され、その後も転院治療を継続したが、発災から約2年4か月後に誤嚥性肺炎のため死亡した。</p> <p>被災による生活環境の変化から認知症が進行したと推認できるが、畑仕事ができる程度に身体機能が回復している。その後、精神科への入院が必要な状態となり、精神薬による治療のため過鎮静となり誤嚥性肺炎を発症したことについては災害によるものと確認できないことから、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【173】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>発災前より高血圧や高度の頻脈の所見があり、服薬による血圧のコントロールが必要な状態であった。</p> <p>発災時は自宅が浸水したため、2階に避難。窓から救助され、自宅付近の堤防へ避難し待機した後、避難所へ移動した。発災から5日後、高血圧症の憎悪から入院するも軽快し5日間で退院した。発災から約4か月後、建設型仮設住宅に入居。買い物や親族の見舞いに訪れるなど、日常生活動作は通常どおり送ることができていたが、発災から約1年7か月後、自宅で急性心筋梗塞により死亡した。</p> <p>死因である急性心筋梗塞については、被災による病状の悪化や日常生活の変化などで発症していることは確認できず、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【174】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	リウマチ性胸膜炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧があり、服薬治療をしていたが、自発的な運動を行うなど、日常生活に支障は無かった。</p> <p>発災時は自宅2階まで浸水があり、体育館に避難した後、親族宅に移った。被災翌月に受診した際、ストレス反応性障害の診断を受けた。発災から約2か月後、借上型仮設住宅で生活を始めた。発災6か月後に歩行障害を発症したが、後に改善。発災約1年後にはストレス反応性障害もほぼ寛解していた。その後、関節性リウマチと診断されたが、自発的な運動やデイサービスへの通所を続け、発災から約2年5か月後には再建した自宅に戻った。発災から約3年後に胸水貯留や日常生活動作や意識レベルの低下から入院するも、容態が急変し、リウマチ性胸膜炎のため死亡した。</p> <p>被災により精神への負荷がかかりストレス反応性障害を発症したと推認できるが、その後精神症状の寛解やADLの改善が見られており、関節リウマチやリウマチ性胸膜炎が災害により発生したことが確認できないため、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【175】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>被災の10年以上前から肺線維症の治療を行っており、在宅酸素療法として夜間のみ酸素ボンベを使用していた。</p> <p>発災当日には特に体調に変化はなかったが、3日後に隣県の親戚宅に避難し、5か月間滞在する。その後、地元市内の親戚宅に移動し、1週間滞在した後、市外の仮設住宅に転居。持病の肺線維症の治療のため通院する。</p> <p>転居から1年9か月後に、呼吸不全及び肺線維症のため約20日間入院した。以降入退院を繰り返す。</p> <p>発災から2年10か月後に、呼吸不全のため死亡。</p> <p>災害の影響により治療ができなかった等の要因はなく、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【176】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	転移性肝腫瘍
死亡までの経緯等	<p>自宅で被災した後、数か所への避難を繰り返し、同月に県外へ避難した。発災から約3か月後に高血圧、心房細動、弁膜症の診断を受け、定期的に通院していた。市内の借り上げ住宅で生活していたが、発災から約2年後に肺癌と診断された。定期的に治療を受けていたが、大腸と脳への転移が確認され、発災から約2年7か月後に転移性肝腫瘍のため死亡した。</p> <p>死因である転移性肝腫瘍は災害後に発症した肺癌から併発したものであり、避難中及び帰還後も治療や介護を受けられる環境にあったことから、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

【177】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	前立腺癌
死亡までの経緯等	<p>発災の約5年前から前立腺癌の治療を行っていた。</p> <p>自宅で被災した後、市外のアパートに入居し、定期的に通院し治療を継続していた。発災から約6か月後にリンパへの転移が確認された。自宅へ戻った後も治療を継続していたが、再びリンパ節への転移が確認され、発災から約1年2か月後に前立腺癌のため死亡した。</p> <p>死因である前立腺癌は発災以前に発症したもので、避難中も治療を受けられる環境にあり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

【178】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	誤嚥による窒息
死亡までの経緯等	<p>発災前は肺気腫の既往があり、治療を行っていた。</p> <p>自宅で被災し、県外の親族宅に避難した。同月、肺気腫急性増悪により入院することとなった。退院後は中学校内で避難所生活を送り、発災から約5か月後に応急仮設住宅へ移動した。発災から約1年5か月後、夕食後に嘔吐し病院に搬送されたが窒息のため死亡した。</p> <p>被災後、避難先の病院で十分な治療を受けられる環境にあり、仮設住宅へ移動した後も適切な治療を受け、安定した生活を送っていた。死因となった窒息は急な症状の変化に基づくものであり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に相当な因果関係は認められないとされた。</p>

【179】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性硬膜外血腫
死亡までの経緯等	<p>被災前は、妻と子どもの3人で、持病もなく生活していた。</p> <p>自宅が全壊したため避難所で生活するが、1週間後に親戚宅に移り、被災から2か月後には、借家に移る。</p> <p>発災前は物静かだったが、突然、ヒステリックになったり、ふさいだりと感情の起伏が大きくなる。災害の映像も嫌がるようになる。</p> <p>借家への入居から2年後に応急仮設住宅に入居する。翌年、突然、意識を失い、病院に搬送される。てんかんの疑いがあるとされ、2年間経過観察となるが、ストレスと疲れによるものと診断される。その後も頭痛等を訴える。</p> <p>応急仮設住宅入居から3年後に、頭痛等を理由に完全に離職する。離職から5か月後に、別の仮設団地に転居。換気扇の音と振動のため不眠を訴える。転居から1年後に、入院し、症状が悪化する。4か月後に転院し、さらに2か月後、検査のために転院する。転院翌日に、転倒して頭を打ち、急性硬膜外血腫のため死亡する。</p> <p>自宅が全壊し、生活環境が変化したことによる身体的・精神的負担、親族や知人の死亡による精神的負担は認められるものの、これらと死亡との因果関係が医学的に判断できないこと、死亡は、入院していた際、就寝時間中に誤って転倒し、頭を打ったという偶然の事故によるものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【180】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・80歳代
死因	胆のう炎
死亡までの経緯等	<p>被災前は、特に持病はなく、家事や身の回りのこと、妻の介護等も行うことができ、自分で車を運転して、農作業にも従事していた。</p> <p>自宅が全壊し、妻と祖母が亡くなる。避難所で、他の避難者とともに不慣れな共同生活を送る。</p> <p>被災から2か月後に市内の親戚宅に移り、さらに2か月後には市内の仮設住宅に入居する。息子の家族と同居するが、翌年、息子家族が引っ越したため独居生活が始まる。</p> <p>被災から約2年後、脳内出血を発症し、室内で倒れているところを発見され、救急搬送される。入院中に心筋梗塞の診断を受ける。入院2か月後、リハビリのため転院する。</p> <p>被災から4年10か月後に、心原性脳梗塞のため入院。約20日後に治癒に近い状態となり退院する。</p> <p>退院から約1年後、要介護5の認定となる。認定から約20日後、発熱のため医療機関を受診し、急性化膿性胆のう炎により入院する。入院から約1か月後に、死亡した。</p> <p>直接の死因は胆のう炎であり、当該疾病が発災後に発症した心筋梗塞、心原性脳梗塞等の術後管理の中断がない中で発症しており、発災後に災害以外の原因で発病した胆のう炎が原因で死亡したものと推認されることから、死亡と災害との間には相当因果関係は認められないとされた。</p>

【181】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・70歳代
死因	心筋梗塞の疑い
死亡までの経緯等	<p>高血圧症、狭心症等の持病があったが、自宅兼店舗で飲食店を営んでいた。</p> <p>発災後、災害による食糧不足等で、早朝から深夜まで店の運営や食材の確保に奔走した。</p> <p>通院頻度は、発災から1年3～4か月後には週1回、その後は月2回となり、さらに発災から1年11か月後からは月1回であった。</p> <p>発災から3年8か月余の後、自宅兼店舗内で倒れ、救急搬送されたが、搬送先の医療機関にて死亡した。</p> <p>被災を起因とした病状の発症や既往症の増悪を認めるに足る事実は見受けられないこと及び死亡までの期間が発災から長期間を経ていることを考慮すれば、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【182】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・80歳代
死因	多臓器不全
死亡までの経緯等	<p>血圧が少し高めで服薬していたが、ほぼ健康に過ごしていた。</p> <p>発災直後に避難。自宅は全壊したため、親戚宅に避難した。被災翌日、地元消防団から山火事延焼のおそれがある旨連絡があり、避難を促され、親戚宅から畑で物置として使用していた自動車に妻とともに避難する。被災4日後、妻とともに車内で練炭による一酸化炭素中毒となっていたのを長男が発見。救急搬送され入院する。翌日、意識が回復するが、自力で立つことはできず、言葉もゆっくりでないと理解できない状態であった。意識が回復した翌日に、患者数の増加を理由に退院となる。親戚宅へ避難するが、災害の影響により停電が続いていた。その翌日の昼、脳梗塞を発病し、救急搬送される。後日、転院する。寝たきりとなり、誤嚥性肺炎を繰り返し、被災から8年2か月後に多臓器不全で死亡した。</p> <p>被災直後に発症した一酸化炭素中毒と脳梗塞は、固定したものと考えられ、被災から死亡まで8年が経過したことを考慮すると、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【183】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・80歳代
死因	急性虚血性心疾患
死亡までの経緯等	<p>右下腹部血管血栓のバイパス手術後、下肢に痛みが残り歩行にも支障があったが、本人が創業した会社の会長として仕事をしていた。</p> <p>会社兼自宅で、事務作業中に被災。家は全壊となる。長男夫婦とともに車で避難し、知人宅で一夜を過ごす。以降1週間に2軒の親戚宅を転々とした後、市外の長女宅で避難生活を送る。</p> <p>発災から約5か月後、避難生活が長くなったため、長女宅近くの老人ホームに入所。その後、数度にわたり帰郷したい旨を訴えるが、長男夫婦も市外に自宅を構え、引き取れる状態ではなかった。</p> <p>発災から1年後頃から認知症症状が認められ、その後進行していった。</p> <p>発災から約4年5か月後、入所していた施設で、朝食までは元気であったが、午前の見回り時に、心肺停止状態でのを発見された。</p> <p>被災から死亡まで4年以上経過していること、また高齢でもあり、震災前から足の血管の病態も認められていて、被災しなくても同様の疾病が発症すると考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【184】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・90歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>被災前から認知症の症状があり、自宅で介護を受けていた。施設にショートステイ中に被災するが、被災から約2週間、ショートステイを延期し施設に滞在する。その後、県内の特別養護老人ホームに一時入居し、半月後にグループホームに入居する。1年後、特別養護老人ホームに転居する。転居から20日後、施設内で転倒し、骨折。2週間入院する。その1年8か月後、再度転倒して骨折。寝たきりの状態になる。</p> <p>その後、肺炎等に罹り次第に衰弱していき、被災から6年3か月後に老衰のため死亡。</p> <p>震災の影響により治療ができなかった等の要因はなく、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【185】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・70歳代
死因	膵尾部がん
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧症で月1回通院し、服薬加療を行っていたが、症状は安定していた。夫婦で農作業をしながら、自宅で生活していた。</p> <p>農作業中に被災。被災後しばらくは家の周りの片付けや、農地の修復作業、農作業に追われる。</p> <p>発災2か月後に自治体の指示により、町外に避難。避難から1か月後に町内の仮設住宅に入居する。</p> <p>発災から6年1か月後、自宅に戻る。自宅に戻って3か月後に脳梗塞を発症して入院する。検査のため転院し、膵尾部がんの診断を受ける。入院から5か月後、入院先で死亡。</p> <p>災害により、災害以前の生活の継続が困難となったことは認められるものの、災害発生以前から患っていた高血圧症については、災害の前後を通じて治療を受けていたことが認められる。また、災害から死亡まで6年9か月と比較的長期間が経過しており、直接の死因となった膵尾部がんが災害により発症したと認めるに足る客観的資料も存しない。以上により、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【186】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・70歳代
死因	多系統萎縮症
死亡までの経緯等	<p>被災前、定期的に糖尿病の検査のため通院していたが、薬を服用するほどではなかった。また、緑内障の治療のため定期的に眼科も受診していた。</p> <p>市外の仕事先で被災するが、発災から4時間後に帰宅する。翌日朝、避難指示が出たため、市外の避難所に自家用車で避難する。避難開始から1週間後、県外の避難所に避難。県外に避難してから10日後に同県他市の避難施設に移動する。糖尿病、緑内障の治療のため、避難所近くの医療機関に定期的に通院する。</p> <p>被災から1年2か月後ころから、夜間の尿漏れと腰痛を訴える。その1年後には、頻尿気味となり、夜間は40分おきにトイレに行くようになる。被災から2年7か月後、避難している県内のアパートに転居。転居から2か月後に閉鎖式導尿パックを装着。被災から3年9か月後、尿路感染症等で2週間入院。</p> <p>被災から4年後、地元県の県営住宅に引越し。引越し1か月後、市内の病院に入院。入院から2か月後、多系統萎縮症等との診断を受ける。被災から4年9か月後、入院先で死亡。</p> <p>災害後に発症した多系統萎縮症による病死と推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【187】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・60歳代
死因	間質性肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前は既往もなく、健康状態は良好であった。</p> <p>発災後は親族宅に避難していたが、狭さや気疲れで不眠が続いたため、借上げ住宅に入居。さらに借上げ住居にも不便を感じ、発災から5か月後に仮設住宅に転居した。知人が増えたことにより精神状態の一時的な好転も見られたが、浮き沈みが激しい状態であった。発災から約2年6か月後、体調不良のため受診したところ肺炎との診断を受け、しばらく通院したが回復がみられず、その後も膠原病に罹患するなど入退院を繰り返した。咳や嘔吐などの症状は継続し、発災から約8年後に間質性肺炎のため死亡した。</p> <p>被災時の避難生活による体力の低下はあったものの、死因である間質性肺炎の発症の原因になったとの根拠は見当たらないことから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【188】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・70歳代
死因	転移性脳腫瘍
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧、腎臓病等の既往があり、通院による透析治療を行っていた。</p> <p>発災時は病院で透析治療を行っており、帰宅後は自宅前にて車中泊をしていたが、2日後、親族と共に体育館へ避難した。受け入れ先の病院が見つかり親族の送迎で透析治療を再開。体育館では人が多く落ち着かない為、治療後は病院で休息を取った後に避難所へ戻るという生活をしてきた。避難生活により体力の低下が顕著だったため、親族宅へ移動。被災から約2か月後には公営宿舎に入居。ここでは比較的落ち着いた生活を送っていたが、発災から約2年後、喉の違和感のため受診したところ、咽頭癌と診断された。また、発災から約4年後には肺癌が、その後脳腫瘍も見つかり徐々に体力が低下していき、発災から約4年4か月後、脳腫瘍のため死亡した。</p> <p>発災後の避難生活で透析治療が行えない期間があり、心身にストレスがかかった可能性はあるものの、死因である脳腫瘍及び遠因となった咽頭癌との関連性は認められないことから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【189】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・70歳代
死因	筋萎縮性側索硬化症
死亡までの経緯等	<p>発災前はうつ病の既往があり投薬治療を行っていたが、日常生活に支障は無かった。</p> <p>発災直後は体育館に避難していたが、その後は親族宅等を転々としており、周囲に気を遣う等の心労があった。発災から約2か月後にはアパートに入居し、落ち着いた生活を送っていた。発災から約2年2か月後、体重の減少が続くなど体調が安定せず検査入院。体調が急激に悪化し、誤嚥性肺炎及び意識障害が認められ、呼吸も不安定であったことから気管切開を行った。その後も体力の低下は続き、発災から約10年後、筋萎縮性側索硬化症のため死亡した。</p> <p>避難生活のストレスにより心身に負荷がかかった可能性はあるものの、死因となった筋萎縮性側索硬化症とみられる症状は発災から2年以上経過してから発症しており、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【190】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・90歳代
死因	多発性脳梗塞
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧の既往があったが、日常生活に支障は無かった。</p> <p>発災時は家族と共に避難したが、避難所には多くの被災者がいたため廊下で寝泊まりするなど、心身にストレスのかかる環境であった。その後も避難所を転々とし、発災から約4か月後には仮設住宅に、約4年後には公営住宅に入居した。ここでの生活は比較的落ち着いていたが徐々に体力が低下していき、発災から約9年後に入院。その後容態が急変し、多発性脳梗塞のため死亡した。</p> <p>避難生活のストレスにより心身に負荷がかかった可能性はあるものの、死因となった多発性脳梗塞の発症との関連性は確認できないため、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【191】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・70歳代
死因	髄膜種
死亡までの経緯等	<p>発災前は脳腫瘍の既往があり摘出手術を行っていた。日常生活に支障は無かったが、定期的な経過観察を必要としており、一年に一回程度の検査を受けていた。</p> <p>発災時は骨折の治療のため入院しており、病院が被災したため転院した。その後も転院を繰り返しており、この間には定期の健診等は受けていなかった。発災から約2年後、検査を受けたところ髄膜種が再発していたため摘出手術を受けたが全摘出はできなかった。術後は放射線治療を継続していたが、四肢麻痺や意識障害が強まるなど徐々に症状が悪化し、発災から約6年後に髄膜種により死亡した。</p> <p>災害と死因となった髄膜種の再発との関連性は確認できず、また災害のために検査が受けられなかったという理由が確認できないため、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【192】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・70歳代
死因	慢性心不全急性憎悪
死亡までの経緯等	<p>発災前から本態性高血圧症のため定期的に受診しながら自宅で生活していた。</p> <p>発災時に自宅が全壊し、その後は車中泊での避難や、みなし仮設住宅、プレハブ仮設住宅等への転居を繰り返した。発災から約1か月後に呼吸困難により救急搬送され、そのまま入院することとなった。細菌性肺炎、慢性心不全急性憎悪と診断されたが、症状が改善したため約20日間で退院した。その後は自宅で生活し、月に1度の外来通院を継続した。発災から約1年後に呼吸苦のため救急搬送され入院し、不整脈、冠動脈バイパス等の手術を受けた。その後も入退院を繰り返したが徐々に症状が悪化していき、発災から約5年後に慢性心不全急性憎悪により死亡した。</p> <p>発災後に慢性心不全急性憎悪と診断されているがその後症状は改善しており、死亡原因となった疾病の発症は災害による発症とは認められないため、死因と災害との間に相当因果関係があるとは認められないとされた。</p>

【193】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・50歳代
死因	敗血症
死亡までの経緯等	<p>自宅で被災し、市外の宿泊施設へ3日間避難した。その後約3週間は県外の親族宅へ避難し、翌月から中学校で避難生活を継続した。発災から約5か月後に応急仮設住宅へ避難したが、アルコール依存の症状になり、発災から約7か月後に精神障害により入院した。退院後、飲酒を再開してから症状が再発し集団生活が困難になり、発災から約1年9か月後に再び入院した。退院後は禁断症状と落ち着いた状態を繰り返しながら生活していた。発災から約3年9か月後、特例宿泊を利用して自宅に戻った際、腹水の症状で緊急搬送された。腹水の原因であるアルコール性肝硬変の治療を施したが、発災から約4年後に敗血症のため死亡した。</p> <p>死因である敗血症は発災から3年以上経過した後に発症したアルコール性肝硬変によるものであり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に相当な因果関係は認められないとされた。</p>

【194】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・60歳代
死因	感染性心内膜炎
死亡までの経緯等	<p>発災約3年前から慢性肝不全のため、透析治療を行っていた。</p> <p>勤務先にて被災後、県外へ避難し、避難先で透析を継続した。発災から約1か月後に右胸膜炎のため入院し、翌月に高度房室ブロックのためペースメーカーの埋め込み手術、その後も虚血性心疾患のためステント留置術を受け、以降は胸水、胃潰瘍、胸部下行大動脈瘤破裂等により入退院を繰り返した。発災から約4年後に感染性心内膜炎と診断され、約4か月後に死亡した。</p> <p>死亡の原因である感染性心内膜炎は災害後に発症したもので、避難中は医療機関を受診できる環境にあり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

【195】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災後、一時県外へ避難したが、発災から約1年後に県内の介護老人保健施設に入所した。入所から約3年後に総胆管結石、胆管炎で入院し、約2か月後に肺炎のため死亡した。</p> <p>被災後も治療や介護を受けられる環境にあり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

【196】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・80歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>自宅で被災後、県外の親族宅へ避難した。避難先ではデイサービス等を利用しながら定期的に医療機関を受診していた。その後、認知症が進行したため、発災から約3年5か月後に介護老人保健施設に入所した。入所から約2か月後に膀胱癌の治療のため入院し、その後も入退院を繰り返した。施設での介護が困難となったため病院に入院し、発災から約5年後に老衰のため死亡した。</p> <p>発災後の避難中も治療や介護を受けられる環境にあり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

【197】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・70歳代
死因	非代償性肝硬変
死亡までの経緯等	<p>自宅で被災し、その後は県外へ避難しており、約2か月後に自宅へ戻った。発災約1年後から原発性胆汁性肝硬変のため定期的に通院し、治療を受けていた。発災から約4年後に食道静脈癌のため入院し手術を受け、その後は定期的に通院しながら生活していたが、発災から約6年後に非代償性肝硬変のため死亡した。</p> <p>死亡の原因である非代償性肝硬変は災害後に発症し、発症後は治療を受けられる環境にあり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

【198】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・60歳代
死因	脳幹出血
死亡までの経緯等	<p>発災前は糖尿病の既往があり、治療を行っていた。</p> <p>自宅で被災した後、県内の避難先を転々とした。発災から約2か月後に糖尿病の治療を再開し、定期的に通院し治療を受けていた。発災から約7年後に脳幹出血のため死亡した。</p> <p>死因となった脳幹出血は発災から約7年後に発症したもので、被災後も治療を受けられる環境にあり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

【199】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・80歳代
死因	直腸癌
死亡までの経緯等	<p>自宅で被災し、その後市外に避難した。体調不良により定期的に通院しながら、発災から約6年後に地元へ戻るまで隣市と地元を行き来する避難生活を過ごしていた。発災から約6年7か月後に肛門直腸癌と診断され手術を受けるが、発災から8年後に直腸癌により死亡した。</p> <p>死因である直腸癌は災害後に発症したもので、避難中は医療機関を受診できる環境にあり、診断後は適切な治療を受けている。災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

【200】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・70歳代
死因	肺癌
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧、糖尿病、肝炎の既往があり、治療を行っていた。</p> <p>自宅で被災し、県外の親族宅に避難した。翌月から中学校で避難生活を継続し、発災から約5か月後に応急仮設住宅へ転居したが、転居から約2か月後に大腸癌が見つかったため手術。発災から約3年8か月後、特例宿泊を利用して自宅に戻った際に脳出血を発症し、緊急搬送された。右視床出血で左半身不随の状態になり要介護3の認定を受け、週4回のデイサービスを利用しながら生活していた。発災から約8年後、全身衰弱により入院し、翌月に肺癌のため死亡した。</p> <p>死因となった肺癌は死亡の約1か月前に発見されたもので、被災後も治療や介護を受けられる環境にあり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はなく、死因と災害との間に相当な因果関係は認められないとされた。</p>

【201】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・80歳代
死因	誤嚥性肺炎
死亡までの経緯等	<p>自宅で被災した後、県外へ避難した。発災から約2年後にアテローム血栓性脳梗塞のため入院し、翌月に退院した。退院後は介護老人保健施設に入所し、半年後に特別養護老人ホームへ入所した。発災から約6年6か月後に肺炎により入院し、退院後は介護が必要な状態となった。その後、たびたび誤嚥性肺炎を発症し入退院を繰り返すようになり、発災から約8年後に誤嚥性肺炎のため死亡した。</p> <p>死亡の原因である誤嚥性肺炎は発災から約8年後に発症したものであり災害に起因するものではなく、避難中も治療や介護を受けられる環境にあったことから、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

【202】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・80歳代
死因	多臓器不全
死亡までの経緯等	<p>被災前は高血圧症のため、定期的に通院していた。</p> <p>被災後は県外へ避難し、定期的な通院のほか転倒骨折や多発性脳梗塞、脱水症などで入退院を繰り返し、発災から約8年後に特別養護老人ホームに入所した。入所から約2年後に脳梗塞のため入院し、約1年後に多臓器不全により死亡した。</p> <p>被災後も治療や介護を受けられる環境にあり、災害の影響により治療ができなかった等の要因はないため、死因と災害との間に因果関係は認められないとされた。</p>

4 災害弔慰金の支給に関する裁判例

(1) 裁判例を参照することの意義

裁判例については、災害弔慰金の請求者側と認定業務を行う市町村側の主張や判断が具体的に把握できるものであり、裁判所の判断も整理されていること、また、裁判の結果、市町村の不支給とした判断が維持されたものもあれば、原告側の請求が認められたものもあること等から、市町村における認定業務を行う上で参考になるものである。

(2) 本事例集における判決

東日本大震災及び熊本地震に係る災害弔慰金の支給に関し、裁判で争われ、判決が出たもので、確認できているものは令和5年4月1日現在で16件である。

(3) 争点

災害弔慰金不支給処分取消しについて判断が示されたもの（以下「不支給処分取消訴訟等」という。）は13件。災害弔慰金の受給権について判断が示されたもの（以下「受給権訴訟事件等」という。）が3件[※]である。

※ 受給権訴訟事件等のうち1件は、不支給処分について争われたが、原告死亡につき訴訟手続終了となり、災害弔慰金の受給権の帰属等について判断が示されたことから、本事例集においては受給権訴訟として整理している。

(4) 控訴等

16件のうち控訴された事件は6件（令和5年4月1日現在）である。控訴された6件のうち、不支給処分取消訴訟が5件、受給権訴訟が1件である。

控訴された事件のうち最高裁判所まで争われたものが4件あるが、いずれも上告理由に該当しないとして上告は棄却とされ、不受理の決定が下されている。

(5) 認容

原告の請求が認容されたものは16件中4件あり、不支給処分取消訴訟等が3件、受給権訴訟事件等が1件となっている。

不支給処分取消訴訟等の3件は、一審判決から請求が認容されたが、受給権訴訟事件等は、一審では請求が棄却され、控訴審において請求が認容されたものである。

(6) 裁判例一覧

東日本大震災及び熊本地震に係る災害弔慰金の支給に関する裁判例は、下表のとおりである。不支給処分取消訴訟等、受給権訴訟事件等ごとに、地方裁判所の判決が早いものから順に整理した。

【不支給処分取消訴訟事件等】

ア 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）関係

県名	No.	判決内容	判決日	対象者	死亡理由
福島県	1	請求棄却 (福島地裁)	平成 26 年 5 月 27 日	男性 65 歳	平成 24 年 5 月 29 日に自殺
宮城県	2-1	請求棄却 (仙台地裁)	平成 26 年 9 月 9 日	男性 76 歳	平成 23 年 10 月 20 日に胃がんにより死亡
	2-2	請求棄却 (仙台高裁)	平成 27 年 4 月 10 日		
宮城県	3-1	請求認容 (仙台地裁)	平成 26 年 12 月 9 日	女性 85 歳	平成 23 年 8 月 7 日に播種性血管内凝固症候群にて死亡
	3-2	請求認容 (仙台高裁)	平成 27 年 6 月 25 日		
宮城県	4	請求認容 (仙台地裁)	平成 26 年 12 月 17 日	男性 99 歳	平成 23 年 3 月 18 日に脳梗塞による急性呼吸器不全にて死亡
宮城県	5-1	請求棄却 (仙台地裁)	平成 27 年 1 月 21 日	女性 76 歳	平成 23 年 7 月 29 日に肺炎で死亡
	5-2	請求棄却 (仙台高裁)	平成 28 年 4 月 26 日		
	5-3	請求棄却 (最高裁)	平成 29 年 1 月 17 日		
岩手県	6	請求認容 (盛岡地裁)	平成 27 年 3 月 13 日	男性 56 歳	平成 23 年 12 月 28 日に心疾患により死亡
岩手県	7-1	請求棄却 (盛岡地裁)	平成 27 年 4 月 24 日	男性 80 歳	平成 24 年 3 月 26 日に胆のう腫瘍により死亡
	7-2	請求棄却 (仙台高裁)	平成 28 年 1 月 20 日		
	7-3	請求棄却 (最高裁)	平成 28 年 7 月 5 日		
宮城県	8-1	請求棄却 (仙台地裁)	平成 29 年 12 月 26 日	女性 90 歳	平成 24 年 1 月 22 日に肺炎で死亡
	8-2	請求棄却 (仙台高裁)	平成 30 年 6 月 14 日		
	8-3	請求棄却 (最高裁)	平成 30 年 11 月 6 日		
岩手県	9	請求棄却 (盛岡地裁)	平成 31 年 4 月 25 日	女性 82 歳	平成 23 年 9 月 29 日に肺炎で死亡
—	10	請求棄却	—	男性 91 歳	平成 23 年 3 月 11 日に津波により死亡

イ 平成 28 年熊本地震関係

県名	No.	判決内容	判決日	対象者	死亡理由
熊本県	11	請求棄却 (熊本地裁)	令和元年 12 月 4 日	女性 99 歳	平成 28 年 10 月 11 日に急性呼吸不全で死亡
熊本県	12	請求棄却 (熊本地裁)	令和 2 年 9 月 23 日	女性 93 歳	平成 28 年 7 月 28 日に肺炎が原因の心不全で死亡
熊本県	13	請求棄却 (熊本地裁)	令和 2 年 10 月 28 日	女性 94 歳	平成 28 年 8 月 20 日に間質性肺炎で死亡

【受給権訴訟事件等】

ア 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）関係

県名	No.	判決内容	判決日	対象者	死亡理由
宮城県	14-1	請求棄却 (仙台地裁)	平成 26 年 10 月 16 日	女性 15 歳	平成 23 年 3 月 11 日に津波により死亡
	14-2	請求認容 (仙台高裁)	平成 27 年 11 月 13 日		
	14-3	請求認容 (最高裁)	平成 28 年 4 月 21 日		
福島県	15	請求却下 (福島地裁)	平成 27 年 8 月 18 日	男性 76 歳 女性 74 歳	平成 23 年 3 月 11 日の津波により死亡
福島県	16	原告死亡のため 終了(福島地裁)	平成 28 年 3 月 8 日	男性 50 歳	平成 24 年 3 月 18 日にくも膜下出血により死亡

(7) 裁判事例の概要

内閣府において、判決文を踏まえ、上記判決の概要を作成したものである。判決文のより詳しい概要については、参考資料に掲載している。

なお、記載に当たっては、個人が特定できないよう配慮している。

ア 不支給処分取消訴訟事件等

【1】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 24 年 5 月 29 日
死亡者	男性 65 歳
概 要	<p>夫が自殺したのは、東北地方太平洋沖地震が発生し、これに伴う福島第一原子力発電所における放射性物質の放出事故により、避難生活を余儀なくされたストレスで、災害前から罹患していたうつ病等の疾患を増悪させた結果であるとして、災害弔慰金の申請を行ったが、処分行政庁から不認定の決定を受けたとして、争われた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、①災害前に罹患していた双極性障害等の疾病は、災害時には寛解しており、災害発生から約 1 年後まで再び増悪した形跡がないこと、②自殺の原因となるような疾患が、災害後発症した形跡はないこと、③全身の痛み等の症状は、災害から 1 年経過して発生していることから、双極性障害等の疾患の増悪又は全身の痛み等の症状の発生との間に因果関係は認め難いなどと判断し、災害と自殺による死亡との間に相当因果関係を認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。</p> <p>（判決文は、参考資料 判 1 を参照。）</p>

【2】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 10 月 20 日
死亡者	男性 76 歳
概 要	<p>夫が胃がんにより平成 23 年 10 月に死亡したのは、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）の余震に怯えるなどして不安を抱えて不眠症になった上、アルコールを多飲するようになって食欲が低下したことにより死期が早まったものであるとして、災害弔慰金の請求を行ったが、処分行政庁が不支給決定（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消しを求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災時の胃がんの発症の有無はもとより、その時点での進行の程度や胃がんの種類を認定し得る証拠もないから、本件震災がAの胃がんの進行に影響を与えたか否かも不明であること、②本件震災及びその後の余震に対して不安やストレスを感じていたのだとしても、一般に不安やストレスが身体の不調に影響を及ぼす可能性があるというに過ぎず、これだけで、本件震災がAの胃がん発症又はその進行に影響を及ぼしたとまで認めることはできないなどと判断し、災害弔慰金を不支給とした本件処分に違法があるということとはできないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 2－1 を参照。）</p> <p>なお、原告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、原告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料 判 2－2 を参照。）</p>

【3】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 8 月 7 日
死亡者	女性 85 歳
概 要	<p>内縁の妻が播種性血管内凝固症候群により死亡したのは、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）による住環境及び生活環境の著しい悪化から、心理的ストレス等により体調を崩して嚥下障害になり、誤嚥性肺炎を発症したり、食物摂取障害による栄養低下から免疫力及び体力が低下したためであるとして、災害弔慰金の支給を請求したところ、処分行政庁が不支給決定（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消しを求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、本件震災により生活環境及び住環境が著しく悪化し、心身に多大な負担が掛かったことがその大きな要因となったものと合理的に推認することができるとし、嚥下障害、これによる誤嚥性肺炎の発症から死亡に至るまでの一連の経過には、相当因果関係があると認めて、災害弔慰金を不支給とした本件処分は違法であると本件処分を取り消し、原告の請求を認容した。（判決文は、参考資料 判 3 - 1 を参照。）</p> <p>なお、被告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、被告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料 判 3 - 2 を参照。）</p>

【4】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 3 月 18 日
死亡者	男性 99 歳
概 要	<p>夫が死亡したのは、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）後、入所していた介護老人福祉施設（以下「本件施設」という。）の電気、ガス、水道が使用できない状態となり、本件施設内の気温が極めて低い状態となったことなど、本件震災による本件施設内の環境の悪化に基因することは明らかであるとして、災害弔慰金の申請をしたところ、処分行政庁が災害弔慰金を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消しを求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災前から心身の状況に特段変化はなく安定し、既往症の再発等の兆候を示す事情は認められず、既往症が新たな脳梗塞発症に大きく寄与したとはいえないこと、②発症した新たな脳梗塞は、本件震災による水分摂取量の不足及び生活環境の悪化による肉体的かつ精神的な負荷によって誘発されたものであることが十分に考えられることなどから、死亡は、本件震災による本件施設内の環境悪化による肉体的かつ精神的な負荷に基因するものであるとするのが相当であり、死亡と本件震災との間には相当因果関係が認められると判断し、本件処分を取り消し、原告の請求を認容した。（判決文は、参考資料 判 4 を参照。）</p>

【5】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 7 月 29 日
死亡者	女性 76 歳
概 要	<p>妻は、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）後の避難生活による肉体的かつ精神的負荷の蓄積により食欲不振に陥り、体力が低下し、徐々に衰弱し、肺炎を発症して、平成 23 年 7 月 29 日に死亡するに至ったものであると主張して、災害弔慰金の申請をしたところ、処分行政庁が災害弔慰金を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消しを求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災に被災した翌日に孫の家に避難をしており、避難所等における限定されたスペースでの共同生活とは異なり、震災直後から、身体的及び心理的負担が少ない生活を送ることができていたこと、②直接の死因である肺炎を発症したのは、同年 6 月 28 日頃と推認され、それまでの生活状態は比較的安定していたということができ、肺炎発症の要因となるような事情もうかがわれなことを併せ考慮すれば、当該肺炎が本件震災による肉体的かつ精神的な負荷の蓄積を原因として引き起こされたとまで認めることは困難であると解されることなどから、災害と死亡との間に相当因果関係を認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 5－1 を参照。）</p> <p>なお、原告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、原告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料 判 5－2 を参照。）</p> <p>また、控訴人（原告）は控訴審判決を不服として上告するが、最高裁は、上告不受理の決定をした。（判決文は、参考資料 判 5－3 を参照。）</p>

【6】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 12 月 28 日
死亡者	男性 56 歳
概 要	<p>夫が、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）後の平成 23 年 11 月 22 日に急性心筋梗塞を発症し、その合併症である心室中隔穿孔を併発して同年 12 月 28 日に死亡したのは、本件震災後の生活環境の変化に伴うストレスによって高血圧症が急激に悪化したためであるなどと主張して、災害弔慰金の申請をしたところ、処分行政庁が災害弔慰金を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消し等を求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、本件震災により、経営する店舗が流出する被害に遭ったこと、また、行方不明になった義父母が遺体で発見されたこと、さらには、借金返済など相応の経済負担が強いられる中、流出した本件店舗の再建の見通しすら立たず、収入を得る道が絶たれたまま数か月が経過していたことから、本件震災後に、これらに起因する極度の緊張や不安等の強度のストレスを継続的に受けていたことは明らかであり、精神的ストレスが、相応のリスクを内在していた危険因子の悪化を誘発し、これと相俟って心筋梗塞を発症させたことによるものと認めるのが相当であると判断し、本件震災と A の死亡との間に相当因果関係の存在を肯定することができるとして、本件処分を取り消して、原告の請求を認容した。（判決文は、参考資料 判 6 を参照。）</p>

【7】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 24 年 3 月 26 日
死亡者	男性 80 歳
概 要	<p>夫の死は、東北地方太平洋沖地震により生じた震災（以下「本件震災」という。）に伴う著しいストレスにより認知症又はせん妄を発症したために、胆のう腫瘍の自覚症状を周囲に訴えることができなかったことに起因するなどと主張して、災害弔慰金の支給を申し出たが、市長がこれを支給しないとの決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、原告が本件決定の取消し等を求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、認定した事実から、本件震災によって認知症を発症したと認めることは困難であるとし、胆のう腫瘍に罹患した時期やそれが重篤化した時期、胆のう腫瘍に罹患した患者の自覚症状やそれと認知症との関係、自覚症状と死亡との関係等は何ら明らかではなく、認知症又はせん妄のために実際に胆のう腫瘍の症状を訴えることができなかったのか否かや、仮にそうであったとして、それによって死亡の時期が早まったといえるのか否かは、不明であるといわざるを得ず、一般論から、認知症悪化やせん妄発症と胆のう腫瘍による死亡との因果関係を認めることは到底できないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 7－1 を参照。）</p> <p>なお、原告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、原告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料 判 7－2 を参照。）</p> <p>また、控訴人（原告）は控訴審判決を不服として上告するが、最高裁は、上告不受理の決定をした。（判決文は、参考資料 判 7－3 を参照。）</p>

【8】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 24 年 1 月 22 日
死亡者	女性 90 歳
概 要	<p>母親の死は、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）の苛酷な被災体験、生活環境の激変や孤立感等による極度のストレスにより心身の負荷から肺炎を発症し、その回復能力の喪失によるものであるとして、本件震災と母親の死との間に相当因果関係が認められると主張して、災害弔慰金の支給を申請したところ、被告市がこれを不支給とする決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、原告が本件処分の取消しを求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、本件震災以降の入院治療や既往症の増悪などを見ると、本件震災によって精神的・肉体的に衰弱したと推認されるが、直接死因となった肺炎は平成 24 年 1 月 2 日頃に発症したと認められるところ、①その5か月以上前に慢性心不全の症状が小康状態であることなどにより入院先から退院可能な状態であると判断されていること、②介護老人保健施設に入所後、心不全が一時増悪したが、その後改善し、比較的安定した生活状態であったことなどから、相当因果関係は認められないと判断し、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料判 8－1 を参照。）</p> <p>なお、原告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、原告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料判 8－2 を参照。）</p> <p>また、控訴人（原告）は控訴審判決を不服として上告するが、最高裁は、上告不受理の決定をした。（判決文は、参考資料判 8－3 を参照。）</p>

【9】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 9 月 29 日
死亡者	女性 82 歳
概 要	<p>母が肺炎で死亡したのは、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）の影響で十分な食事を摂ることができなくなったことにより、体力及び精神力が低下したこと、また、かかりつけ医や本件震災後に救急搬送された病院との間で診療情報提供書を用いた十分な医療情報の共有が行われず、適切な対応がされなかったことなどによるものとして、災害弔慰金の支給を求めたところ、処分行政庁により、災害弔慰金を支給しない旨の処分を受けたことから、原告がその取消しを求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災後に低血糖発作を起こしているが、本件震災直後に通常の食事を摂れなかったことや、服薬の仕方に問題があったことに起因する、一時的なものであると認められること、②本件震災前から、身体能力の低下と転倒の危険が指摘されていたことから、本件震災前と本件震災後の状況とを対比してみても、本件震災を機に身体的状況や生活状況が急激に増悪した事実を認めることはできず、本件震災と肺炎による死亡との間に相当因果関係があると認めることはできないと判断した。</p> <p>また、かかりつけ医及び救急搬送先の病院における診療情報の共有についても、問題があったことも認められないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 9 を参照。）</p>

【10】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 3 月 11 日
死亡者	男性 91 歳
概 要	<p>原告の父は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により死亡した。原告の亡母が夫の死亡につき災害弔慰金 500 万円の支給を受けることができたにもかかわらず、被告の担当者の誤った説明により 250 万円の支給手続を行うことになり、差額 250 万円の損害を被ったとして、亡母が被告に対して有する損害賠償請求権を相続したと主張し、被告に対し、損害賠償金 250 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、①亡父と亡母は被災前より別居しており、その後も別居を継続していたこと、②亡父には住民税が課されておらず、亡母の生計を主として維持するほどの資力を有していなかったと考えられること、③亡母は亡父と事実上離婚していたものと認識していたことから、亡父に生計を維持してもらうべきとの意識も無かったと考えられ、原告の亡母は亡父の死亡による 500 万円の災害弔慰金を受給する権利を有していたとはいえず、したがって原告も 500 万円の災害弔慰金を請求する権利を有しているとは認められないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 10 を参照。）</p>

【11】

災害区分	地震（平成 28 年熊本地震）
死亡日	平成 28 年 10 月 11 日
死亡者	女性 99 歳
概 要	<p>母が嚥下障害による誤嚥を原因とした呼吸器不全により死亡したのは、平成 28 年 4 月 14 日から同月 16 日に発生した熊本地震（以下「本件地震」という。）のストレスによって低栄養状態となって免疫力が低下し、これによって細菌感染に伴う急性胆のう炎が生じて発熱し、これらによる身体への負荷が原因であるとして、災害弔慰金の支給を申請したところ、処分行政庁により、災害弔慰金を支給しない旨の処分を受けたことから、原告がその取消しを求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、①入所していた住宅型有料老人ホーム（以下「本件施設」という。）は本件地震による大きな被害を受けておらず、生活状況は本件地震の前後を通じて大きな変化が認められないこと、②本件施設内の遊びや体操といった活動にも参加し、これらの活動を楽しんでいる様子が認められること、③そのほかにストレスによって胆石性急性胆のう炎を発症したことを明確に裏付ける証拠はないこと等も踏まえると、本件地震によるストレスが、本件地震から約 2 週間後の胆石性急性胆のう炎発症の主要な原因であったとは認めることはできないことから、本件地震と死亡との間に相当因果関係があるとは認められないと判断して、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 11 を参照。）</p>

【12】

災害区分	地震（平成 28 年熊本地震）
死亡日	平成 28 年 7 月 28 日
死亡者	女性 93 歳
概 要	<p>母親は平成 28 年熊本地震（以下「本件震災」という。）のストレスにより不眠や低栄養状態となって免疫力が低下し、それによって肺炎を発症し、心不全で死亡したとして、災害弔慰金の支給を申請したところ、処分行政庁は災害弔慰金を不支給とする処分（以下「本件処分」という。）をしたため、本件処分は死亡と本件震災との相当因果関係の有無についての判断を誤った違法なものであると主張して、原告が本件処分の取消しを求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災によって入院先の病院内の繁忙度や環境が大きく変化したとはいえ、これによって多大なストレスを受けたとまで評価することもできないこと、②不眠症状の訴えは、睡眠誘導剤の処方中止の影響である可能性も相当程度残ると言わざるを得ず、本件震災の影響によって生じたと直ちに認めることはできないこと、③食事摂取量の観点からも、血液検査結果の観点からも、本件震災後に栄養状態が本件震災前に比較して相対的に悪化したとは認められず、死亡と本件震災との間に相当因果関係は認められないことから、処分行政庁の判断は相当であり、本件処分が違法であると認めることはできないと判断し、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 12 を参照。）</p>

【13】

災害区分	地震（平成 28 年熊本地震）
死亡日	平成 28 年 8 月 20 日
死亡者	女性 94 歳
概 要	<p>母親が間質性肺炎によって死亡したのは、平成 28 年熊本地震（以下「本件震災」という。）及びその後の避難生活による肉体的・精神的影響に起因するものであるとして、災害弔慰金の支給を申請したところ、処分行政庁は本件震災と A の死亡との間に相当因果関係が認められないとして、災害弔慰金を不支給とする処分（以下「本件処分」という。）をしたため、本件処分は本件震災と A の死亡との相当因果関係の有無についての判断を誤った違法なものであると主張して、原告が本件処分の取消しを求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災によって一定の肉体的・精神的負担を受けたとしても、それが体調悪化を招いたことや、死因となった細菌性肺炎を契機とする間質性肺炎の急性増悪を引き起こしたことまでは認められず、②かえって、本件震災当時 94 歳と高齢であったこと、③平成 25 年時点においても将来的な心肺機能の低下の可能性が指摘されていたことなどを踏まえれば、本件震災等の特異な事象の影響なくして死因となる病態に至ったとしても、不自然であるとはいえず、本件震災と死亡との間に相当因果関係があるということとはできないと判断し、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 13 を参照。）</p>

イ 受給権訴訟事件等

【14】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 3 月 11 日
死亡者	女性 15 歳
概 要	<p>本件は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により死亡した子の母親（原告）が、被告に対し、災害弔慰金の支給の申立てをしたところ、災害弔慰金の支給を受けるべき遺族としては、母親が祖母に優先することになるが、処分行政庁は、祖母の方が母親である原告よりも死亡した子との関係が深いとして、災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「本件条例」という。）4条3項に基づき、原告ではなく祖母に災害弔慰金を支給するべきであると判断して、原告の支給申立てに対して不支給決定（以下「本件決定」という。）を行ったことから、原告が本件決定の取消しを求めた事案。</p> <p>なお、原告は、死亡した子の生後数か月後に離婚し、離婚後一度も会っていないかった。</p> <p>本事案において裁判所は、処分行政庁の判断は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び条例の解釈を誤った違法はないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 14－1 を参照。）</p> <p>原告が、原判決を不服として控訴したところ控訴審は、控訴人（原告）及び祖母の両名から処分行政庁に対して災害弔慰金支給の申立てがあったが、本件条例4条2項の定める順序に従えば、母親である控訴人が祖母よりも先順位となるところ、先順位者である控訴人に対して災害弔慰金を支給することを物理的に困難とする事情は何ら存在せず、本件条例4条1項2号に従い控訴人に支給すべきものであり、本件決定は、同条3項の要件を欠く違法なものといわざるを得ないから、取消しを免れないとして、原判決を取り消して控訴人の請求を認容した。（判決文は、参考資料 判 14－2 を参照。）</p> <p>なお、被控訴人（被告）は控訴審判決を不服として上告するが、最高裁は、上告不受理の決定をした。（判決文は、参考資料 判 14－3 を参照。）</p>

【15】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 3 月 11 日
死亡者	男性 76 歳、女性 74 歳
概 要	<p>原告が、原告の両親が災害により死亡したことを理由として、被告に対し、災害弔慰金の支給等を求めたところ災害弔慰金の支給等を拒絶したことから、災害弔慰金等の合計額のうち、法定相続分の額及びこれに対する被告が原告に対して支給を確定的に拒絶した日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案。</p> <p>本事案の背景として、原告には兄弟が 2 名おり、うち 1 名が災害弔慰金等を既に受給していた。被告は、原告からの支給申請を受理した上で、原告の兄弟に災害弔慰金等を全額支払い済みであることを理由に、原告に支給しない旨を通知。</p> <p>本事案において裁判所は、災害弔慰金受給権は、被告町長による因果関係等に関する一次的かつ公権的な判断を経た支給する旨の処分によってのみ具体的に発生するものであり、これが被告町長による処分に当たることからすれば、被告町長による支給しない旨の決定に対しては、行政手続法その他の法令に基づく不服申立て又は抗告訴訟を提起することにより、被告町長の当該判断の適法性を争うことによってのみ、災害弔慰金受給権の存否が確定され、被告町長の支給する旨の判断を経ないまま、訴訟を提起し、直接、災害弔慰金の支給を求めることは許されないと解するのが相当であると判断し、原告の請求を却下した。（判決文は、参考資料 判 15 を参照。）</p>

【16】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 24 年 3 月 18 日
死亡者	男性 50 歳
概 要	<p>原告の子の死亡について、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力株式会社が設置、運転する福島第一原子力発電所の事故による災害（以下「本件震災」という。）との関係で、処分行政庁が災害関連死の判定につき不認定との決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、原告が、本件決定は違法であるとして、被告に対し、その取消し等を求めた事案。</p> <p>原告は本件訴訟の係争中に死亡したため、同人の実弟に当たる原告相続人が、相続により原告たる地位を当然に承継したと主張した。</p> <p>本事案において裁判所は、①災害弔慰金の支給等に関する法律等の趣旨及び規定からすれば、災害弔慰金受給権を死亡者の遺族に一身専属的に帰属する権利として定めたものと解するのが相当であり、相続の対象とはならないといわざるを得ないこと、②特定範囲の遺族にのみ災害弔慰金を交付するのが法の趣旨と解されることからすれば、原告の死亡により相続されることなく消滅したものと解されるとして、原告の死亡により終了したとするのが相当と判断した。（判決文は、参考資料 判 16 を参照。）</p>